

令和 2 年度 認証評価

東京女子体育短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	31
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	46
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	57
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	57
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	79
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	95
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	95
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	106
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] ...	110
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	114
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	121
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	121
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	125
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	128
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、東京女子体育短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 7 月 29 日

理事長

雨宮 忠

学長

金子 一秀

ALO

出張 吉訓

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学は、明治 35(1902)年 5 月、日本初の女子体育教師養成学校を目指して、私立東京女子体操学校として創設され、同年 11 月、私立東京女子体操音楽学校と改称されている。昭和 19(1944)年に東京女子体育専門学校に昇格。同 25(1950)年に東京女子体育短期大学に発展するとともに、同 37(1962)年に我が国初の女子体育大学として東京女子体育大学が設立され、今日に至っている。

【学校法人の沿革】

明治 35 年	日本初の女子体育教師養成学校として山崎周信が「私立東京女子体操学校」を小石川区上富坂町に設立
同 年	「私立東京女子体操音楽学校」に改称
明治 41 年	藤村トヨが学校設立者に加わり校長となる
大正 10 年	北多摩郡武蔵野村吉祥寺に新校舎起工移転
昭和 19 年	専門学校令に基づき東京女子体育専門学校(修業年限 3 年)に昇格
昭和 25 年	学制改革に伴い東京女子体育短期大学(修業年限 2 年)となる 藤村トヨ初代学長就任
昭和 26 年	学校法人藤村学園設立、初代理事長藤村トヨ就任
昭和 36 年	北多摩郡国立町に校舎新築移転
昭和 37 年	東京女子体育大学(修業年限 4 年)を創設、伊澤エイ学長就任、短大学長を兼ねる
昭和 43 年	短期大学に幼児教育科を新設
昭和 48 年	短期大学に児童教育学科を新設、保健体育科を保健体育学科に改称
昭和 50 年	新 6 号館(学生食堂)竣工
昭和 51 年	陸上競技場、オールウェザーに改修し公認競技場となる
昭和 53 年	第 5 号館(第 1 体育館)竣工
昭和 57 年	創立 80 周年、第 1 号館竣工
昭和 62 年	第 9 号館竣工
平成 5 年	藤村総合教育センター竣工、創立 90 周年記念式典挙行
平成 14 年	第 11 号館(第 7 体育館)、創立 100 周年記念式典挙行

平成 15 年	第 10 号館(図書館、第 6 体育館)竣工
平成 19 年	(財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 20 年	(財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定
平成 23 年	第 4 号館竣工
平成 24 年	創立 110 周年記念式典挙行、第 12 号館竣工、110 周年記念藤村学園資料室設置
平成 25 年	東京都及びオリンピック・パラリンピック招致委員会と連携協定締結 国立市と包括連携協定締結
平成 26 年	(一財)短期大学基準協会から短期大学として適格認定
平成 27 年	(公財)日本高等教育評価機構から大学として適格認定 立川市と包括連携協定締結、新学生寮竣工
平成 28 年	陸上競技場改修
平成 29 年	創立 115 周年
平成 30 年	短期大学児童教育学科に保育士養成課程開設
平成 31 年	新テニスコート竣工

(2)学校法人の概要

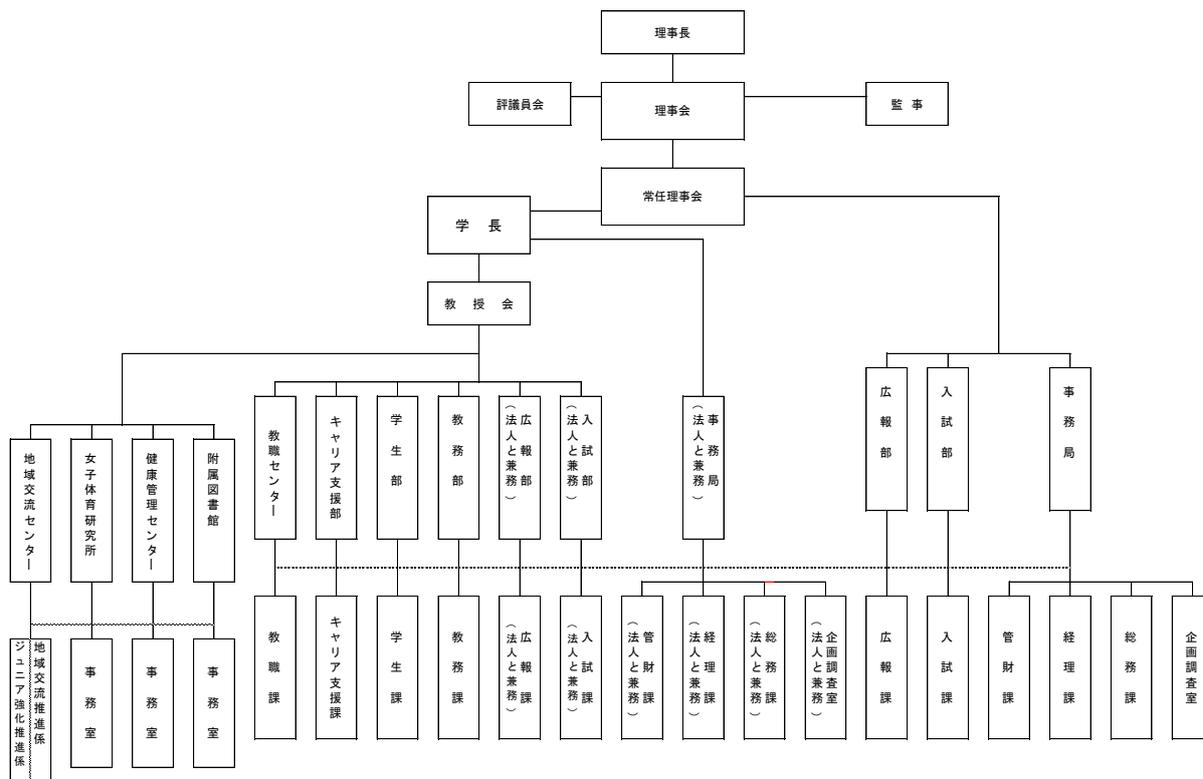
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及
【在籍者数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)】

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京女子体育大学	東京都国立市富士見台 四丁目 30 番地の 1 号	340 3 年編入 40	1,440	1,461
東京女子体育短期大学	同上	160	320	209

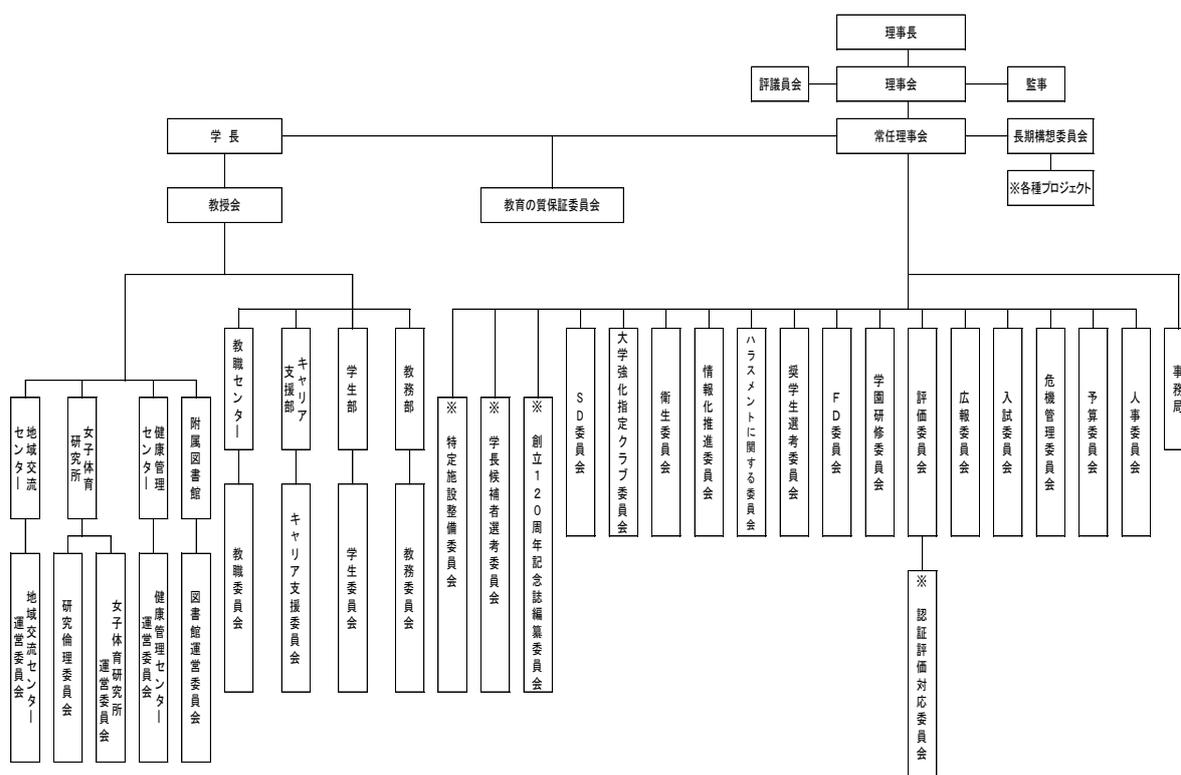
(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

【法人本部組織・大学及び短期大学本部事務組織(令和2年5月1日現在)】



【法人委員会及び教学委員会組織連関図(令和2(2020)年5月1日現在)】



※必要に応じて設置する委員会・プロジェクト

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

本学の立地する東京都国立市と隣接する立川市・府中市の人口推移は、表のとおりであり、いずれの市も人口は増加傾向にある。

【立地地域の人口動態】

単位：人

	国立市	立川市	府中市
平成 28 年 1 月	74,971	179,796	256,748
平成 29 年 1 月	75,452	181,554	258,000
平成 30 年 1 月	75,723	182,658	258,654
平成 31 年 1 月	76,038	183,822	260,011
令和 2 年 1 月	75,167	183,927	260,188

■ 地域社会の産業の状況

国立市は、学校や大学が多い学園都市であり、市政においても、そのような知的資源を最大限に生かし、質の高い教育や子育て施策を展開していくことや、産・学・官の連携を都市の活力としていくという方針を掲げている。ビジョンの具現化のために、大学等と連携した教育の実施を一つの柱に据えて、学生の活力の創出と大学等との連携促進を目的として、市内の特色ある大学や専門学校による専門性を生かした小中高生向け、市民向けの講座を開講し地域社会のニーズに応えている。

また、国立市の産業構造の特性は、従業員数で見ると第二次産業が約 1.5 割、第三次産業が約 8 割を占めている。業種別では、卸売業・小売業が 23%、教育・学習支援業が 13%、飲食店・宿泊業が 11%、医療・福祉業が 15%と、この 4 つだけで国立市全体の半数を占めており、従業員数 50 人以下の比較的規模の小さい事業所が大勢を占めている状況にある。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



■ 地域社会のニーズ

本学は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を目指している。学生の多くは教員になることを第一に志望しており、保健体育の内容を理解し実践できる能力や「動きづくり」、「音づくり」、「ものづくり」などを通じて実践力を身につけ、「コミュニケーション能力」を高めることを目標として勉学に励んでいる。信頼される女子教育者、保育士を目指している本学学生の潜在能力とその可能性は、社会や企業が求めている誠実で、自己研鑽を惜しまない姿勢と相通じるものである。

平成30年5月に、広域多摩地域を中心に大学が核となり大学・行政・企業・団体等との協働を通して、教育を柱に地域の活性化、調査・研究開発、情報提供、交流促進、大学間連携等を実践することで、地域の発展はもとより、我が国の教育の改善・発展と社会貢献に寄与することを理念・目的とする団体である「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩(以下、「ネットワーク多摩」という)」に協賛会員として加入し、平成31年4月には正会員として加入した。

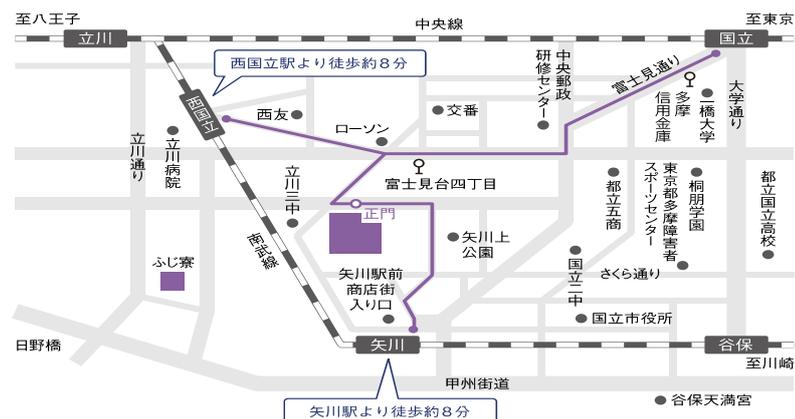
「ネットワーク多摩」では、多摩未来奨学金、単位互換事業、就職支援事業、学生生活支援事業や多摩未来創造フォーラム等の学生を対象とした多様な事業を展開し、多摩地域の大学・行政・企業等の振興に大きく貢献している。

多摩未来奨学金制度は、平成25年に企業合同による給付型奨学金制度として発足し、経済的に困難な学生の勉学を後押ししつつ、多摩地域の企業や行政との接点を密にして優秀な奨学金が知見を深め、多摩地域に強い愛着を育むことを目的としている。本学は、「ネットワーク多摩」との間に、令和元年11月に「多摩未来奨学金に関する包括協定」を締結し、職員が本奨学金の募集・応募・選考等の運営やプロジェクトに連携・協力している。本奨学金には、令和元年5月に初めて本学学生が応募したが惜しくも採用には至らず、まだ採用実績はないが、本奨学金制度は、本学の優秀な学生や経済状況のひっ迫した家庭環境にある学生の支援に役立つものと確信している。

就職支援事業の取り組みでは、多摩地域の企業を対象とした学生へのキャリア支援活動を実施している。毎年開催される大学部会では、多摩地域に所在する大学・短期大学の就職担当職員が集まって情報交換を通じて交流をする機会を持っている。また、大学・短期大学と企業との合同部会では、大学・短期大学の就職担当職員と企業の採用担当者との情報交換会も開催されており、本学からも職員が参加して積極的に人事交流を図り、情報収集を行っている。

多摩地域における行政・企業等の団体や地域住民との交流を深め、地域が必要としているものは何かを探求するなど、地域に根差した大学として貢献していくことはとても重要である。「ネットワーク多摩」が展開している様々な事業への取り組みは、多摩地域の行政や大学・企業等を含めた社会のニーズに添えており、本学学生への支援としても有効に機能している。

【短期大学周辺図】



【学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合】

地域	平成 27(2015) 年度		平成 28(2016) 年度		平成 29(2017) 年度		平成 30(2018) 年度		令和 元(2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	2	1.4	1	0.8	0	0	1	0.9	1	0.9
東北	8	5.6	8	6.3	5	5.4	5	4.6	6	5.2
関東	112	78.9	92	71.9	75	80.6	86	78.9	94	81.7
甲信越 北陸	12	8.5	17	13.3	7	7.5	5	4.6	4	3.5
中部	5	3.5	4	3.1	2	2.2	2	1.8	4	3.5
近畿	1	0.7	0	0	2	2.2	2	1.8	1	0.9
中国	0	0	1	0.8	0	0	1	0.9	3	2.6
四国	0	0	1	0.8	0	0	2	1.8	0	0
九州	2	1.4	4	3.1	2	2.2	5	4.6	2	1.7
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	142	100.0	128	100.0	93	100.0	109	100.0	115	100.0

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] 自己点検・評価の実施は組織的になされているが、成果の活用については、各部署の自主的な改善に留まっており、組織的な対応が望まれる。
(b) 対策
(a) での指摘を受け、各部署の自主性に任せるのではなく、組織的な PDCA を回す体制を構築するため、学長を委員長とする教育の質保証委員会を設け、内部質保証体制の強化を図った(提出-11)。

(c) 成果
(b)の結果、長年の懸案事項であったカリキュラムマップの作成が実施され、現行カリキュラムと「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)のつながりやその課題把握などが可能となった。それ以外にも、教育の質保証委員会主催の研修会などが開催され、徐々に教職員間に内部質保証に関する理解などが浸透しつつある。
(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 学位授与の方針と卒業要件が混同されている。学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を整理していく必要がある。
(b) 対策
平成 25 年「向上・充実のための課題」を受け、学長が「3つのポリシー」についての打ち合わせ会を開催した。その後、教授会で全教員に学位授与の方針と卒業要件について再度説明し、理解を深めた。その後も、平成 31 年度授業シラバスの「授業の到達目標」に「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で目指す資質・能力を記載するよう作成要領を見直した。
(c) 成果
学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を再度整理したことで、ステークホルダーに分かりやすい「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を策定することができた。さらにカリキュラム・ポリシーとの一貫性を図ることもでき、カリキュラムマップの作成にもつながった。一体的に三つの方針を意識しながらカリキュラム内容を捉えられるようになった。
(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 15 週の授業のうち 15 週目に定期試験が組まれている授業が若干あり、1 単位当たり 15 時間の授業時間が確保されていないため、短期大学設置基準に従い、定期試験を含まない 15 時間の授業時間の確保が必要である。
(b) 対策
定期試験は 15 週の授業計画の中に入らないことを全学的に周知し、シラバスの作成や定期試験の見直しを行った。授業中の試験でも試験のみとせず、質疑応答や学生へフィードバックする授業展開を行っている。シラバスの点検については、教務委員会が中心に行い、公開前の 3 月末までに修正を終了している。また、組織的には令和元年度から教務委員会に紐づく形でシラバス部会を設置し(備付-87)、PDCA サイクルを回し、授業改善を図っている。
(c) 成果
シラバス部会において、シラバスの見直しが行われ、全授業科目においてシラバスの「授業計画」欄に授業内容を記載することとした。記載内容も第三者の点検が行われているため、学生へ授業計画を明確に示すことができている。授業時間数の確保においても休講に対する補講期間を学年暦の中に盛り込み、授業担当教員も尚一層認識を持って授業に取り組むことができている。

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] 研修会等への派遣により、職員の能力向上策を講じているが、SD 活動に関する規程は制定していないため、SD に関する規程等を整備することが望まれる。
(b) 対策
平成 26 年 4 月に「SD 推進要項」を施行(備付-規約集 67 SD 推進要項)し、本要項に基づき、SD 推進プロジェクト構成員により年間計画の策定、実施、検証、改善等の PDCA サイクルとして機能させることにより、事務職員の資質・能力向上を図っている。さらに機能を強化させることを目的として、規程を整備し、令和 2 年 4 月から SD 委員会規程を施行、常設委員会として設置した。また、大学設置基準の一部改正を受け、平成 30 年 4 月には、教員と職員が相互に理解を深めて協力し学園の発展に寄与することを目指すとともに、学園研修委員会規程を制定・施行した。これに伴い、FD 委員会と SD 推進プロジェクトによる学園研修委員会を設置した(備付-規約集 124 学園研修委員会規程)。
(c) 成果
SD 推進プロジェクト会議を開催して、協議を行い年間計画に基づいて実施した。学内研修では、職員全員対象で全体研修、大学訪問研修、大学間連携 SD 研修会、SD 入試業務研修、公認会計士監査報告会参加研修、東女体コミュタイム等を実施した。学外研修では私立大学庶務課長会職員基礎研修会及び実務研修に積極的に参加できるようにした。また、毎年、教職員を対象に学園研修会として、学外から講師を招いて講演会を開催し、大学等の運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上を図れるようになった(備付-178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196)。

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ C 財的資源] 短期大学部門及び学校法人全体の帰属収支※が過去 3 年間支出超過となっている。余裕資金があり改善傾向にはあるが、経営実態、財務状況に基づき策定された中・長期財務計画に従って今後も経営改善に一層努めることが望まれる。 ※平成 27 年度より会計基準の変更に伴う名称変更有り「帰属収支差額」→「基本金組入前当年度収支差額」
(b) 対策
平成 28 年度、平成 30 年度に学納金の改定を行い、財務改善を図った。また、平成 28 年度長期構想委員会にて短期大学の改組・改編について検討を行い、平成 30 年度から入学定員を変更することを平成 28 年 10 月 19 日開催第 6 回、平成 28 年 11 月 16 日開催第 7 回の理事会決議した(備付-56)。具体的には入学定員について、保健体育学科の入学定員 80 名を 30 名減らし 50 名とし、児童教育学科の入学定員 80 名を保健体育学科の減員 30 名を移行し 110 名とした。そして児童教育学科は幼保コース 90 名、幼少コース 20 名とした。幼保コースには、新規に保育士養成課程を設置し、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得を可能とした。短期大学から大学への編入制度についてオープンキャンパス等で積極的に説明し学生募集活動の強化を行った。 一方、支出面では、予算管理を徹底し、複数の業者から見積もりを取り、比

較を行い経費の抑制を図り、LED 化工事で光熱費の削減に努めた。
(c) 成果
<p>学納金の改定により、学納金収入の安定的な確保ができた。</p> <p>法人全体では、平成 22 年度に支出超過 5 億 5 千万円の赤字をピークに、平成 24 年度まで支出超過が続いていた。しかし、平成 25 年度より収入超過、黒字が続いている。令和元年度も 7 億 7 千 9 百万円余りの収入超過になっている。短期大学の基本金組入前の収支差額では 1 億 3 百万円余の支出超過、赤字になっている。しかし、短期大学の昨年度は 2 億 1 千 6 百万円の支出超過だったので、約 1 億円の収支改善ができています。</p> <p>この支出超過が前年度より 1 億円減少した内訳は学生生徒等納付金収入が平成 30 年度から約 4 千万円増加したためである。</p> <p>また、外部資金の積極的な導入の一環としての補助金収入については、保健体育学科は減額率が昨年度より 21%減少し、48%の減額率となった。この減額率が減少した主な要因は、入学定員を 80 名から 50 名に変更したことにより、収容定員に対する在籍学生数の割合が昨年度 53%であったものが、令和元年度は 77%になったことによって、減額率が 50%から 23%になり、27%改善された。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
 該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
 該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
 該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について (学校基本調査データを準用)

NO.	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<p>建学の精神、教育理念、学科の教育研究上の目的は、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/about/spirit.html https://www.twcpe.ac.jp/public/report.html https://www.twcpe.ac.jp/college/slogan.html</p>
2	卒業認定・学位授与の方針	<p>「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』、『2020 履修ナビ』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/about/education.html</p>
3	教育課程編成・実施の方針	<p>教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』、『2020 履修ナビ』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/about/education.html</p>
4	入学者受け入れの方針	<p>入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』、『2021(令和3年度)入学試験要項』及びウェブサイト「受験生の方へ」で公表している。さらに、オープンキャンパス等でも説明している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/about/education.html https://www.twcpe.ac.jp/admission/admission.html</p>
5	教育研究上の基本組織に関すること	<p>教育研究上の基本組織に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/about/organization.html</p>
6	教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位及び業績に関すること	<p>教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位及び業績に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html https://gyoseki.twcpe.ac.jp/twehp/KgApp</p>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生数の数、卒業又は終了した者の数ならびに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<p>入学者の数、収容定員及び在学する学生数の数、卒業又は終了した者の数ならびに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_hoken.html https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_jidou.html</p>

8	授業科目、授業の方法及び内容ならびに年間の授業計画に関すること	<p>授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業計画に関することは、本学公式ウェブサイトより UNIVERSAL PASSPORT を通して公表している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html</p>
9	学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<p>学習の成果に係る評価は本学公式ウェブサイトにて令和2年7月31日公表する。</p> <p>卒業又は修了の認定に当たる基準は、学内は学生配布用『2020履修ナビ』に記載しており、学外は本学公式ウェブサイト「情報公開」→「修学上の情報等」→「カリキュラム」からそれぞれの学科に分かれ『2020履修ナビ』を閲覧できる。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/students/guidance.html</p>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<p>校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また『大学案内 2021』、『CAMPUS GUIDE2020』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/college/facilities.html https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html</p> <p>図書館に関することは、『図書館利用案内』に館内案内図、図書館の特徴、開館時間と貸し出し冊数を掲載している。</p> <p>詳細については、図書館ウェブサイトの「ご利用案内」に公開している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/library/guide.html</p>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<p>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』、『2021年度入学者向け大学案内補助資料』、『2021(令和3年度)入学試験要項』、『CAMPUS GUIDE2020』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/admission/gakuhi.html https://www.twcpe.ac.jp/students/gakuhi.html</p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<p>大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することは、本学公式ウェブサイトを通して公表している。また、『大学案内 2021』にも記載している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/employment/index.html https://www.twcpe.ac.jp/students/healthcare.html</p>

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<p>寄附行為、事業報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書は、本学公式ウェブサイトを通して公表している。</p> <p>https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html</p>

(7) 公的資金の適正管理の状況(令和元(2019)年度)

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

本学においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨に基づき、公的研究費の運用及び管理体制の在り方について検討を行い、以下の方針に基づき公的研究費を適正に管理・運営していくとともに、不正行為等の防止に努めている。

① 機関内の責任体制

学長を最高管理責任者とした不正行為の防止等のための管理体制を構築している。

② 適正な運営・管理体制の基盤となる環境整備

「東京女子体育短期大学における研究行動規範」及び、「学校法人藤村学園における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を定め、教員の研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用を防止するとともに、不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応している。

③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、公的研究費の不正使用を防止するため、「不正行為防止計画」を作成し、研究費の適正かつ効率的な運営及び監視体制に万全を期している。

④ 研究費の適正な運営・管理活動

「旅費申請・支払業務体制」及び「発注・納品・検収体制」を設け、研究費の適正な運営・管理活動に厳正かつ適切に対応している

⑤ 外部資金に関する取扱について

「外部資金に関する取扱要領」を定め、本学における外部資金に関する取扱について厳正かつ適切に対応している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

令和元年度(組織改正による委員会組織再編成)

組織 : 評価委員会

構成員 : 委員長 常任理事・教員
: 委員 常任理事・学生部長、教務部長、
キャリア支援部長、図書館長、
教職センター所長、常任理事・事務局長

令和元年度(組織改正による委員会組織再編成)

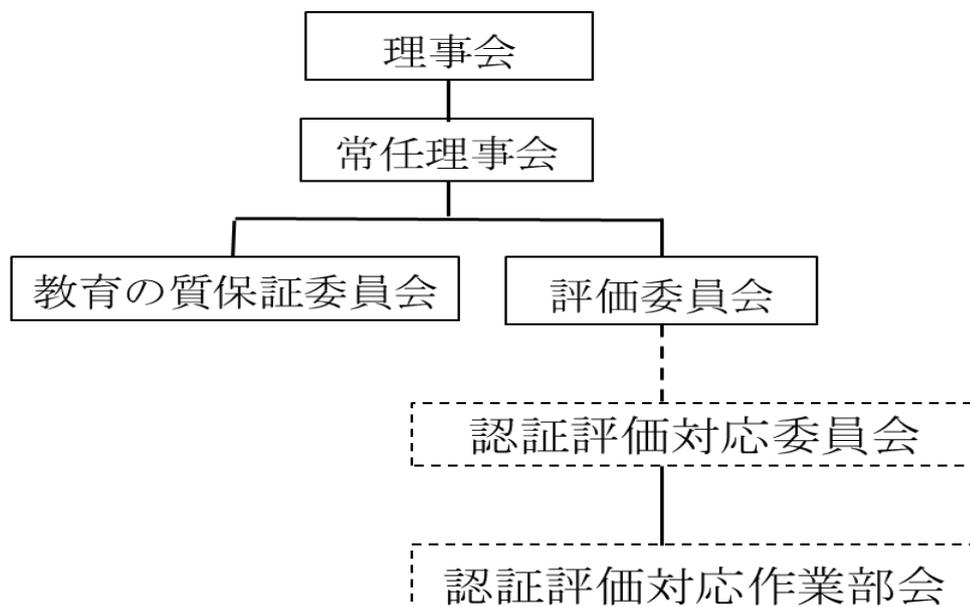
組織 : 短期大学認証評価対応委員会(特別委員会)

構成員 : 委員長 学長
: 委員(教員) 評価委員長、常任理事(ALO)、常任理事・学生部長、
常任理事・事務局長、教務部長、
キャリア支援部長、教職センター所長、
図書館長、女子体育研究所所長、
健康管理センター所長、地域交流センター所長、
入試部長、広報部長、
保健体育学科主任、児童教育学科主任

組織 : 短期大学認証評価対応作業部会

構成員 : 部会長 部会長 常任理事(ALO)
委員(職員) 事務局次長、総務課長、経理課長、管財課長、
入試課長、広報課長、教務課長、学生課長、
キャリア支援課長、教職課長、
地域交流センター事務室長、女子体育研究所係長、
総務課主査、図書館事務室主査、企画調査室員

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

本学では、前回認証評価を受審した際、名称を第三者評価対応委員会として自己点検・評価を機能させていたが、平成25年から名称を評価委員会(提出-10)に変更し、平成5年から毎年、教育・研究活動等の状況について自己点検及び評価を行っている。評価委員会においては、評価委員長、事務局長、該当する部館所長5名を構成員とし、毎年自己点検・評価を行い、学園のウェブサイトに掲載するだけでなく、隔年『点検・評価年報』(備付-66、67、68)を冊子にし、図書館等で閲覧に供するようにしている。また、認証評価の受審に向け、認証評価対応委員会(提出-39)、(備付-規約集125 認証評価対応委員会規程)を令和元年に設置し、委員長(学長)、評価委員長、常任理事3名(ALO・学生部長・事務局長)、部館所長9名、学科主任2名で構成し、より円滑に自己点検・評価報告書の作成並びに受審に向け、学園全体で取り組めるような体制を構築している。認証評価機関へ提出する自己点検・評価報告書については、第一次素案の作成を認証評価対応委員会の委員及び作業部会員で行い、教授会で報告を行った(備付-88)。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

(自己点検・評価を行った令和元(2019)年度を中心に)

【自己点検・評価に関する活動状況】

実施日	活動記録
平成31年2月27日	平成30年度第41回常任理事会にて「平成32年度認証評価対応委員会」の設置決定
平成31年4月24日	「第1回短期大学認証評価対応委員会及び作業部会」開催
令和元年6月12日	令和元年度第6回常任理事会「令和2年度短期大学の認証評価の受審について」審議
令和元年6月19日	令和元年度第3回理事会「令和2年度短期大学認証評価受審の件」審議
令和元年7月5日	「第2回短期大学認証評価対応作業部会」開催
令和元年8月26日	「令和2年度認証評価ALO対象説明会」の参加
令和元年9月10日	「第2回短期大学認証評価対応委員会」開催
令和元年9月10日	「第3回短期大学認証評価対応作業部会」開催
令和元年10月10日	自己点検・評価報告書の作成について関係部署と作成分担決め
令和元年10月11日	自己点検・評価報告書の作成様式等関係部署へメール送信
令和2年3月4日	令和元年度第37回常任理事会「第3期認証評価への対応状況について」報告
令和2年3月5日	『自己点検・評価報告書』担当教員意見聴取
令和2年3月9日	令和元年度臨時第8回教授会「令和2年短期大学認証評価機関提出『自己点検・評価報告書』第一次素案について(進捗状況報告)」報告
令和2年3月17日	「第4回短期大学認証評価対応作業部会」開催
令和2年4月8日	「第1回短期大学認証評価対応委員会」開催
	「第1回短期大学認証評価対応作業部会」開催
令和2年4月22日	令和2年度第4回常任理事会「認証評価の対応状況について」報告
令和2年5月1日	2020年度 短期大学認証評価『自己点検・評価報告書』作成会議
令和2年5月11日	2020年度 第1回短期大学認証評価対応ヒアリング 実施

実施日	活動記録
令和2年6月2日	2020年度 第2回短期大学認証評価対応ヒアリング 実施
令和2年6月3日	令和2年度定例第3回教授会「認証評価の対応状況について」報告
令和2年6月15日	最終版『自己点検・評価報告書』委員・作業部会員意見聴取
令和2年6月17日	「第2回短期大学認証評価対応委員会」開催
	「第2回短期大学認証評価対応作業部会」開催
令和2年6月24日	令和2年度第11回常任理事会「令和2年度短期大学認証評価について」審議
	令和2年度第4回理事会「令和2年度短期大学認証評価について」報告
令和2年7月1日	令和2年度定例第4回教授会「令和2年度短期大学認証評価について」報告
令和2年7月8日	令和2年度第13回常任理事会 「令和2年度短期大学認証評価の実施に係る評価チームの決定について」報告
令和2年7月15日	令和2年度第14回常任理事会 「短期大学認証評価『自己点検・評価報告書』の提出について」報告
	令和2年度第5回理事会「短期大学認証評価『自己点検・評価報告書』の提出について」報告
令和2年7月27日	短期大学認証評価対応委員会委員及び作業部会員へ完成版『自己点検・評価報告書』報告

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 大学案内 2019 2 大学案内 2020 3 CAMPUS GUIDE 2019
 - 4 ウェブサイト「学園について>建学の精神(こころ)」
<https://www.twcpe.ac.jp/about/spirit.html>
 - 5 ウェブサイト「東女体大ヘッドライン-平成 31 年度入学式を挙行いたしました」<https://www.twcpe.ac.jp/headline/316221/>
 - 6 2019 年度(令和元年度)「藤村トヨの教育」シラバス
 - 7 ウェブサイト「東女体大ヘッドライン-令和元年度卒業式を挙行いたしました」<https://www.twcpe.ac.jp/headline/336071/>
 - 21 2019(平成 31 年度)入学試験要項
 - 25 2020(令和 2 年度)入学試験要項

備付資料

- 2 学校法人 藤村学園 創立 110 周年記念式典(プログラム)
- 6 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市との
連携・協力に関する協定書
- 8 国立市と東京女子体育大学・東京女子体育短期大学との
包括連携協定書
- 9 「LINK くにたち 2019」実行委員会
- 10 国立市矢川上地区まちづくり勉強会
- 11 稟議書(藤村女子高等学校との連携協定締結について(更新))
- 12 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と
新渡戸文化高等学校との高大連携に関する協定書
- 13 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と
東京都立五日市高等学校との高大連携に関する協定書
- 14 協定書(東京 2020 オリンピック・パラリンピック招致委員会)
- 15 協定書(東京 2020 オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会)
- 16 令和元年度第 2 回学園研修会実施記録
- 17 令和元年度定例第 8 回教授会議事録
- 18 学校法人藤村学園 学園報 第 11 号 p.26
- 19 ウェブサイト「東女体大ヘッドラインーストリートダンス部です！
第 8 回矢川まつり」<https://www.twcpe.ac.jp/headline/32641/>
- 20 藤村トヨ資料室のしおり
- 21 平成 17 年度・平成 18 年度・平成 19 年度 藤村トヨ研究報告書
- 22 藤村トヨの教育(平成 28 年 3 月「藤村トヨの教育」研究グループ)
- 23 藤村トヨと建学の精神(平成 21 年 3 月 藤村トヨ研究会)
- 24 東京女子体育大学公開講座 10 周年記念特別講座(プログラム)
- 25 東京女子体育大学公開講座 10 周年記念特別講座報告書
- 26 地域交流センター公開講座 20 年のあゆみ
- 27 2019 年度 公開講座(リーフレット)
- 28 令和元年度 公開講座実施結果
- 29 東京女子体育大学 ジュニア・ユースクラブ(リーフレット)
- 30 令和元年度 定期レッスン ジュニアユースクラブ実施結果
- 31 ジュニア・ユースクラブ外国人講師招聘事業

- 32 2019 年度 ボランティア講座実施結果
- 33 ボランティア活動分野別活動実績(平成 29 年度～令和元年度)
- 34 東京 2020 オリンピック・パラリンピック「大会ボランティア」
- 114 2019 年度入学向け大学案内補助資料
- 115 2020 年度入学向け大学案内補助資料
- 127 ウェブサイト「UNIVERSAL PASSPORT」
<https://unipa.twcpe.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

備付資料・規約集

1 学校法人藤村学園寄附行為 第 3 条

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、これは本学の実質的な創設者である藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。藤村トヨは、明治 37 年にわが国初の女子の体操科文検合格者であり、本学の前身である東京女子体操音楽学校に奉職、明治 41 年に校長に就任し、中興の祖となった。「多弁」と「巧言令色」を嫌い「不言実行」を大義に、思慮深く高潔な人格形成を目指した藤村トヨは、学生と寝食を共にしながら全人教育を実践してきた。この全人教育は、本学の教育信条として学生指導の大きな指針となっている。また、健康の秘訣として藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ即腹の力」の教えは、精神的構えとして現在でも本学を象徴する教訓として生きている(備付-20、21、22、23)。

本学の母体である藤村学園は、学校法人藤村学園寄附行為第 2 章目的及び事業の(目的)第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする」と規定(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 3 条)している。これを踏まえ、本学は私立学校としての自主性を重んじつつ、女子体育指導者の育成を行うことを理念として、広く社会に貢献している。

建学の精神は、毎年度の『大学案内』、『入学試験要項』、『大学案内補助資料』、『CAMPUS GUIDE』、ウェブサイト「建学の精神」などに掲載することで、学内外での共有・表明をしている(提出-1、2、3、4、21、25)(備付-114、115)。

入学後には、入学式の学長式辞の中で建学の精神と本学での心構えについて新入生に語りかける機会を設けている(提出-5)。また、平成 24 年度にカリキュラムを改正し、建学の精神を学ぶ必修科目として 1 年次を対象に「藤村トヨの教育」を新設した(提出-6)。さらに、卒業式において学長式辞の中で、本学の建学の精神について卒業生へのメッセージとして語りかけている(提出-7)。

また本学中庭に建立されている藤村トヨの座像と石碑は、本学の建学の精神を象徴し、形而下に示したものである。石碑には「腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても 思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即腹の力」とい

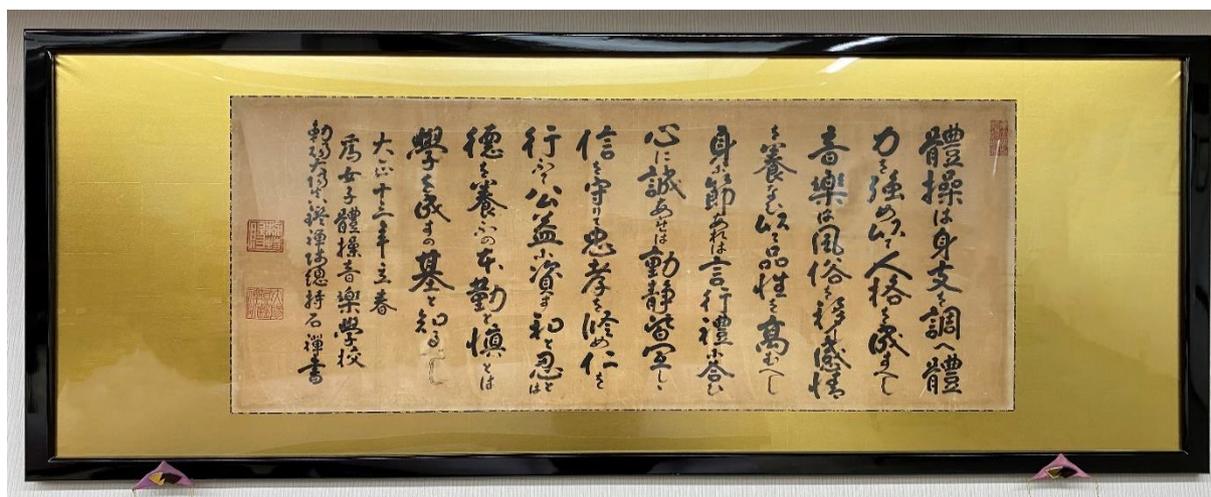
う藤村トヨの健康と教育の教えが刻まれ、座像は藤村トヨを偲ばせるものである。

【藤村トヨの座像と石碑】



さらに、平成 24 年 11 月には、創立 110 周年を記念して藤村学園資料室を設置し、建学の精神に関する資料を中心に展示している。これらは、学生をはじめ教職員や同窓会、地域など広く共有されている。他にも全教職員が会議を行う大会議室には、曹洞宗の貫主新井石禅老師の手による扁額が掲げられ、そこにも建学の精神の内容が謳われている。

【曹洞宗 貫主新井石禅老師による扁額】



前述したように 1 年次では、必修科目等を通じて建学の精神に触れる機会が多くあるが、2 年次以降になると直接的な機会は少なくなる。そのため、令和 2 年 1 月 23 日に開催した課長連絡会において、学内でより一層の啓発を図るために各部署で、建学の精神を積極的に掲示、掲載をして公表するよう提案があり、具体的な取り組みの一つとしてデジタルサイネージやポスターを学内に掲示することで共有を図った。今後、建学の精神が一層浸透するよう教職員が一丸となって啓発に努

めていく。

令和元年度は、建学の精神に関して第 8 回教授会において教員で確認する機会を設けた(備付-17)。また職員においては、「学園研修会」で確認している(備付-16)。こうした機会を通して、建学の精神を定期的に確認することで、日々の業務に反映できるよう取り組んでいる。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は、地域の要請に応じて教員や学生を派遣する体制を整え、高等教育機関として地域社会に貢献する活動を実施している。具体的には地域の保育園、小学校、中学校、老人ホーム、障害者施設への学習指導やイベント等を支援するとともに、学内では公開講座(備付-27)や新体操定期レッスン、東京女子体育大学ジュニア・ユースクラブ(備付-29)を運営・実施している。

公開講座では、建学の精神を踏まえ、専門分野を指導している本学教員と卒業生が講師を務めている。具体的には、平成 25 年度から開講している成人講座「大人のラジオ体操」は、本学を象徴する「腰伸ばせ即ち腹の力」を体現できる特色を生かした講座である。また、幼児講座「歌あそび リズムあそび」、小学校講座「おもしろ科学実験室」「スケッチ教室」では児童教育学科の特色である「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」を体現できる講座である。

本学では、生涯学習を目的とした講座内容を「幼児講座」、「小学生講座」、「中学・高校生講座」、「成人講座」、「共通講座」と対象別に大別している。このことにより、受講者は 2 歳から 80 歳代と幅広く、地域住民の生涯学習の一助となっている。

これらの受講料は無料であるが、受講者には傷害保険料の実費を負担していただいている。また、講座によっては材料費の実費が必要な場合もある。これらの講座の運営は、地域交流センター運営委員会及び地域交流センターが中心となり、全教職員で行っている。その際には、学生も運営に加わり地域・社会貢献に尽力している(備付-24、25、26)。公開講座実施の実施結果については以下のとおりである(備付-28)。

【令和元年度公開講座実施結果】

単位：人

種類	開講日時	講座名	内 容	対 象 者	定員	応募者数	受講者数	受講者年齢	受講者居住地	
									多摩地域	その他
幼児講座	5月18日(土) 14:00~15:30	絵本から 広がる子育て	子育ては新しい自分との出会いです。絵本を 入口に子どもと一緒に楽しみましょう。	幼児と 保護者	30 (15 組)	28	18	2歳~4歳 保護者	18	0
	10月20日(日) 10:00~11:30	歌あそび リズムあそび	ピアノに合わせて歌ったり踊ったり・・・ みんなで楽しく音楽遊びをしましょう!	幼児(2歳以上) と 保護者	30 (15 組)	47	23	2歳~5歳 保護者	21	2
	2020年 3月14日(土) 14:00~15:30	幼児の ボール遊び	ボールを使って遊びながら、様々な動きを体 験しましょう。最後はサッカーの試合にも チャレンジ!	幼児 (年中・年長)	20	21	中止			

小学生講座	6月29日(土) 14:00~17:00	カヌー	初めてでも簡単に乗れるカヌーに挑戦しましょう。後半はカヌーでポロゲームを行います。	小学生	40	72	37	6歳~12歳	36	1
	6月30日(日) 10:00~12:00	おもしろ科学 実験室	自分で活動しながら科学の楽しさを味わおう!	小学生 (3年生以上)	20	22	19	7歳~10歳	19	0
	7月13日(土) 13:00~15:00	器械運動 初心者コース	器械運動に興味がある初心者、とび箱やマットが苦手な人、みんなで楽しくチャレンジしましょう。	小学生 初心者	40	57	35	6歳~11歳	34	1
	7月14日(日) 10:00~12:00	器械運動 上級者コース	器械運動が得意な人、もっと上達したい人集まれ~、いろいろな技に挑戦しましょう。	小学生 上級者	40	30	28	6歳~12歳	25	3
	7月27日(土) 10:00~13:00	スケッチ教室	果物や野菜をモチーフにしておいしいスケッチをします。	小学生	30	30	25	6歳~11歳	24	1
	2020年 3月21日(土) 15:30~17:00	陸上競技	走・跳・投 キッズチャレンジ! -国際的に公認された測定機で、君の本当の能力を知ろう!-	小学生 中学生	50	50	中止			
中学・高校生講座	8月23日(金) 13:00~16:00	チア リーディング	”チア”は「元気づける、応援する」という意味です。東京女子体育大学チアリーディング部と一緒に楽しくチアを体験してみましょう!	中学・高校生 (女子)	30	9	8	12歳~16歳	3	5
	12月14日(土) 13:00~16:00	バレーボール	東京女子体育大学バレーボール部員とプレーをし、個人技能およびチーム力向上を目指します。	高校生(女子)	50	51	40	15歳~17歳	40	0
	12月21日(土) 13:00~16:00	バスケット ボール	東京女子体育大学バスケットボール部員とプレーをし、個人技能およびチーム力向上を目指します。	中学・高校生 (女子)	50	45	41	12歳~17歳	29	12
	12月22日(日) 10:00~12:00	ソフトボール	東京女子体育大学ソフトボール部のプレーを見ながら、基本技術を向上させましょう。	中学・高校生 (女子)	50	43	40	13歳~17歳	28	12
	12月22日(日) 13:30~16:00	ダンス	東京女子体育大学ダンス部員とコンテンポラリー・ダンスなどの動きを楽しみ、一緒に踊りましょう!	中学・高校生 以上(男女)	50	53	51	13歳~18歳	15	36
	2020年 1月26日(日) 13:00~16:00	ハンドボール	ハンドボールの基礎的技術(オフェンス)を学び、試合のための個人戦術を考えましょう。	高校生(女子)	50	51	51	15歳~18歳	33	18
共通講座	6月29日(土) 10:00~13:00	カヌー	誰でも簡単に乗れるカヌーで基本的な操作法を身につけ、カヌーポロゲームを楽しみましょう。	中学生から 成人	40	24	13	14歳、 30歳代~ 60歳代	12	1
	7月7日(日) 10:30~12:00	やさしいヨガ	気持ちよく深呼吸するようにゆっくりと呼吸を深め、自分と向き合う時間。呼吸とともに気持ちよく身体を伸ばしたり緩めながらリフレッシュしましょう。	中学生から 成人	30	23	19	20歳代~ 70歳代	19	0
	11月9日(土) 14:00~16:00	おとなの ラジオ体操※	ラジオ体操第一で美ボディーを作りましょう。	中学生から 成人	35	33	27	40歳代~ 80歳代	26	1
※「成人講座」は読売新聞連続市民講座開講の為、令和元年度なし。平成30年度まで開講、令和2年度は開講。					685	689	475		382	93

新体操定期レッスンについては、競技種目としての専門的内容の定期講座を有料で提供しており、小学生から高校生を対象として「新体操」を年間7回、定員各50人、延べ350人で開講している。

また、東京女子体育大学ジュニア・ユースクラブについては、新体操クラブ、ヒップホップクラブ、サッカークラブの3種目のクラブを会員制として通年で事業運営している。過去3年間の実績は、下表の「定期レッスン受講者数」及び「ジュニア・ユースクラブ会員数」のとおりである(備付-30)。

【定期レッスン受講者数】

単位：人

回	対象者	内 容	受講者数		
			平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1回	小学生(未経験者)	はじめての新体操 ボール・リボン	307	310	214
第2回	小学生、中学生(経験者)	初級 ボール・リボン			
第3回	小学生、中学生(経験者)	初級 フープ			
第4回	小学生、中学生(経験者)	中上級 クラブ			
第5回	小学生、中学生(経験者)	中上級 個人作品			
第6回・7回	小学生、中学生(経験者)	中上級 外国人講師によるトレーニング			

【ジュニア・ユースクラブ会員数】

単位：人

コース		対 象 者	会員数		
			平成29年度 (平成30年3月末時点)	平成30年度 (平成31年3月末時点)	令和元年度 (令和2年3月末時点)
新体操 クラブ	一般クラス(週1)	キッズクラス(3)	192	184	184
		ジュニアクラス(7)			
		ユース(1)			
	育成クラス(一般クラス+育成練習週2-3)	育成クラス(3)	46	47	50
	選手クラス(一般クラス+選手練習週4-5)	選手クラス(2)	16	18	19
ヒップホップクラブ		小学生～中学生	11	11	16
サッカークラブ(2クラス)		小学生	26	32	35

ジュニア・ユースクラブについては、強化推進事業として新体操クラブを平成28年度から立ち上げ、より専門的に技術力を養い、競技としてのスポーツを親しむ場の提供を継続している。また、外国人特別講師の招聘を行い、世界レベルの指導ノウハウの伝達など、スポーツを通じた国際交流となっている。平成28年度から令和元年度までについては以下のとおりである(備付-31)。

【ジュニア・ユースクラブ 新体操定期レッスン 外国人講師招聘】

単位：人

実施内容	① 徒手、手具基礎トレーニング、バレエ、筋力トレーニング ② コンディショニングトレーニング ③ 個人・団体演技指導 ④ 本学学生と指導者に向けた最新のルールに対する技術の紹介とその指導法の伝達		
年度	期 間	招 聘 者	参 加 者
平成28年度	① 平成28年4月1日(金) ～4月11日(日)	コーチ：オルガ・カブラノバ(ロシア) プロフィール：新体操国際審判員 ロシア政府オリンピック養成強化学校 ディレクター 元ロシア新体操個人代表 北京オリンピック個人総合4位 コーチ：エカテリーナ・カブラノバ(ロシア) プロフィール：新体操国際審判員 元ロシアナショナルチーム団体選手 オルガ・カブラノバ新体操スクール ヘッドコーチ	61
	② 平成29年1月14日(土) ～1月24日(火)	コーチ：エレナ・デュコバ(ブルガリア) プロフィール：新体操国際審判員 アカデミック新体操スクールヘッドコーチ コーチ：クリスティーナ・タシェバ(ブルガリア) プロフィール：元ブルガリア新体操個人代表	133

平成29年度	平成30年2月1日(日) ～2月10日(日)	コーチ：オルガ・カブラノバ(ロシア) プロフィール：新体操国際審判員 ロシア政府オリンピック養成強化学校 ディレクター 元ロシア新体操個人代表 北京オリンピック個人総合4位 コーチ：エカテリーナ・カブラノバ(ロシア) プロフィール：新体操国際審判員 元ロシアナショナルチーム団体選手 オルガ・カブラノバ新体操スクール ヘッドコーチ	120
平成30年度	平成31年1月8日(火) ～1月16日(水)	コーチ：エレナ・デュコバ(ブルガリア) プロフィール：新体操国際審判員 アカデミック新体操スクールヘッドコーチ コーチ：クリスティーナ・タシェバ(ブルガリア) プロフィール：元ブルガリア新体操個人代表	113
令和元年度	令和元年10月6日(日) ～10月14日(日)	コーチ：メリティナ スタニウタ(ベラルーシ) プロフィール：元ベラルーシ 新体操個人代表 ロンドンオリンピック出場 リオオリンピック個人総合第5位	81 (台風影響有)

その他、令和元年度には、読売新聞立川支局との共催による「スポーツを読み解く～2020年東京五輪・パラリンピックに向けて～」という無料講座を年間10回開催(下表)している。この事業は、大学の専門性を生かした研究の成果を地域へ提供することで、スポーツへの関心を高めるとともに本学の研究ならびに教育活動への理解を深めることを目的としている。

【令和元年度 読売新聞連続市民講座】

単位：人

	開催日時	内容	参加人数
1	平成31年4月27日(土) 13:00～14:30	観戦のポイント	305
2	令和元年6月1日(土) 13:00～14:30	アスリートを支えるスポーツ科学	323
3	令和元年7月6日(土) 13:00～14:30	球技で世界と戦うには	295
4	令和元年8月31日(土) 13:00～14:30	アスリートに学ぶ健康的な体作り	330
5	令和元年10月26日(土) 13:00～14:30	アスリートの心を育てる	248
6	令和元年11月16日(土) 13:00～14:30	障害者や高齢者でも参加できる	245
7	令和元年12月7日(土) 13:00～14:30	五輪とスポーツ振興	203
8	令和2年1月25日(土) 13:00～14:30	スポーツと芸術	269
9	令和2年2月22日(土) 13:00～14:30	これからのスポーツ指導のあり方	181
10	令和2年3月7日(土) 13:00～14:30	五輪から学んだこと、東京五輪に期待すること	176
合計			2,575

地域行政との連携としては、平成27年3月に立川市と文化、教育、学術、スポーツ、地域振興、まちづくり等の分野で相互に協力し、地域の発展と、人材の育成に寄与することを目的として、連携・協力に関する包括的な協定を締結した(備付-6)。その際、円滑な推進を図るために連絡協議会を設置している。具体的には、スポーツ振興、オリンピック・パラリンピック等、国際競技大会開催に伴う気運醸成、地域振興・まちづくり、人材育成、学術研修・教育、生涯学習、健康及び災害対策等の事項について情報交換を行い、相互に協力して連携を進めている。協議内容は以下のとおりである。

【立川市との連携・協力に関する連絡協議会幹事会】

開催日	開催場所	協議内容
平成27年8月10日(月)	立川市役所	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市との連携・協力に関する連絡協議会設置要綱(案)について他
平成28年3月23日(水)	東京女子体育大学	立川市と東京女子体育大学・東京女子体育短期大学との活動について他
平成28年7月28日(水)	立川市泉市民体育館研修室	平成28年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学連携事業について他
平成29年3月24日(金)	立川市役所	平成28年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学連携事業について他
平成29年8月31日(木)	立川市役所	平成29年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学連携事業について他
平成30年4月19日(木)	東京女子体育大学	平成29年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市の連携事業について他
平成31年4月23日(火)	立川市役所	平成30年度東京女子体育大学・東京女子体育短期大学と立川市の連携事業実績について他

平成31年4月23日、連携・協力に関する連絡協議会幹事会において、立川市から11の連携事業(継続)について提案され、協力することとした。その事業の一つである「オリンピック派遣事業」には、立川市内の小・中学校でのオリンピック教育の推進を図ることを目的として、本学の教員のオリンピック3名(秋山エリカ、佐藤理恵、佐藤愛子)を各学校へ派遣した。

【立川市からの要請による本学教員(オリンピック3名)の派遣実績】

実施日	教員名	オリンピック出場記録			派遣回数	派遣先
		競技名	出場大会名	成績		
令和元年11月19日(火)	秋山エリカ	新体操競技(個人)	1984年 ロサンゼルス 1988年 ソウル		1	立川市立第七中学校
令和2年1月28日(火)					2	立川市立砂川小学校
令和2年1月31日(金)					3	立川市立第一小学校
令和2年2月18日(火)					4	立川市立南砂小学校
令和2年1月16日(木)	佐藤理恵	ソフトボール	2004年 アテネ 2008年 北京	銀メダル 金メダル	1	立川市立第九中学校
令和2年1月30日(木)					2	立川市立第九小学校
令和元年12月18日(水)	佐藤愛子	柔道	2008年 北京	7位入賞	1	立川市立第三小学校
令和元年12月19日(木)					2	立川市立大山小学校
令和2年1月23日(木)					3	立川市立幸小学校(1年生)
令和2年1月27日(月)					4	立川市立西砂小学校
令和2年1月28日(火)					5	立川市立幸小学校(2年生)
令和2年2月17日(月)					6	立川市立幸小学校(3年生)

また、立川警察署と立川国立防犯協会の共催による「立川国立防犯フェスティバル」が令和元年10月2日にくにたち市民芸術小ホールで開催された。その際、本学ストリートダンス部が日頃から取り組んでいる地域での防犯ボランティア活動等への協力と貢献に対して、警視庁立川警察署長より感謝状が贈られた(備付-18)

P.26)。

国立市とは、平成 25 年 11 月に相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として包括連携協定を締結している(備付-8)。この目的達成のために、人材育成、地域振興・まちづくり、災害対策、行政経営、スポーツ振興、健康、学術研究・教育、生涯学習等の事項について、相互に情報提供及び意見交換に努め、連携協力を進めている。協議内容は以下のとおりである。

【国立市との連携・協力に関する連絡協議会幹事会】

開催日	開催場所	協議内容
平成 27 年 7 月 17 日 (金)	国立市役所	これまでの活動報告他
平成 28 年 1 月 28 日 (木)	東京女子体育大学	平成 27 年度の活動報告等他
平成 29 年 7 月 14 日 (金)	東京女子体育大学	平成 28・29 年度の活動報告等他
平成 30 年 8 月 3 日 (金)	東京女子体育大学	平成 29・30 年度の活動報告等他
令和元年 7 月 16 日 (火)	東京女子体育大学	平成 30・令和元年度の活動報告等他

国立市が平成 27 年から毎年主催しているイベント「LINK くにたち」に本学も当初からクラブ活動等を通して参加し、地域振興やまちづくりに貢献している。イベントの中核となる「LINK くにたち」実行委員会には、国立市役所をはじめ、国立市体育協会、東京都多摩障害者スポーツセンター、立川青年会議所、一橋大学等の団体関係者や一般市民の方々とともに、本学からも職員が参加している。この委員会では、イベントの企画・立案から運営・開催に至るまで年間 6 回程度にわたって協議を行い、相互交流を深め、地域への貢献に尽力している(備付-9)。

また、国立市内の矢川メルカード商店会からの要望を受け、例年 9 月上旬に開催される「矢川まつりサマーデイズナイト」に本学ストリートダンス部の学生がダンスパフォーマンスの演技披露を行う等、地域における行事に積極的に参加することで地域住民との交流を深めている(備付-19)。

なお、令和元年度には、国立市主催の「矢川上地区まちづくり勉強会」の開催(年 4 回)にあたって、開催場所に本学 2 号館 1 階 214 教室を提供すると同時に、本学職員が参加し、情報共有を行った(備付-10)。

【矢川上地区まちづくり勉強会 実施状況】

開催日	協議内容
令和元年 8 月 8 日 (木)	矢川上地区の歴史、計画等
令和元年 10 月 31 日 (木)	ワークショップ方式による意見交換「まちの良いところ、課題を見つける」
令和元年 12 月 5 日 (木)	ワークショップ方式による意見交換「まちの将来像、ルールを考える」
令和 2 年 2 月 18 日 (木)	・地区計画のたたき台について ・今後の予定について

教育機関との連携としては、下表に示した高等学校 3 校と高大連携協定を締結している(備付-11、12、13)。

【教育機関との連携高大接続】

締結日	学校名	備考
平成18年2月14日	学校法人 井之頭学園 藤村女子高等学校	協定期間3年 令和元年10月1日 再締結(更新)
令和元年10月1日	学校法人 新渡戸文化学園 新渡戸文化高等学校	協定期間3年
令和元年11月1日	東京都立五日市高等学校	協定期間3年

これらの連携協定の目的は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高等学校教育、大学教育の活性化を図ることである。さらに藤村女子高等学校とは、藤村トヨの建学の精神を引き継ぎ、共通の教育理念をもつ教育機関として、女子教育の発展に寄与することを目的としている。

これらの取り組み以外に、地域交流センターでは、教育、文化、スポーツ等に関する地域の市、町、教育委員会、社会福祉法人や、企業からの様々なボランティア活動の要請に対応し、教職員・学生を派遣し、社会貢献の一環としている。

ボランティア活動への促進を図るため、学生に「ボランティア活動登録」(令和元年度：保健体育学科 32名、児童教育学科 54名)をさせ、「高齢者福祉」、「児童福祉」、「障害者福祉」、「国際交流」、「学校教育支援」、「生涯学習活動支援」、「環境・災害ボランティア」、「その他」の8項目別のボランティア活動を紹介している(備付-33)。学生は体育大学の特色を生かし、スポーツの楽しさや健康の大切さなどをボランティア活動を通して地域に貢献している。具体的には、立川市立中学校の学習支援やクラブ指導、近隣地域の商店街夏祭り、町民運動会、老人ホームや保育園・幼稚園の催物、国立市立小学校の放課後指導などで長年にわたって活動している。

また、この「ボランティア活動登録」は、保健体育学科では選択科目「ボランティア理論」、「ボランティア実習」(備付-32)をそれぞれ1単位修得することで可能となる。児童教育学科では、平成30年度から選択科目「地域社会とボランティア」を履修した学生は授業の中で2回のボランティア活動を行う。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のボランティアについては、学生がボランティアに参加しやすいように登録方法、手続き締切日、「大会組織委員会」からの情報を「UNIVERSAL PASSPORT」(備付-127)や掲示などで発信・サポートしている。これには児童教育学科の学生3名が登録を許可された。

さらに、「(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」が運営している「東京2020オリンピック・パラリンピック大会ボランティア」(備付-34)活動における面接・共通研修等に参加するために授業を欠席する場合は、特別欠課を認めている(提出-3p22)。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」であり、本学の実質的な創設者、藤村トヨの女性観、教育観により確立したものである。その後短期大学には、保健体育学科のほか児童教育学科が併設され、体育指導者の育成だけでなく、保育・幼児教育、児童教育の指導者の育成に関わっている。

すべての学生は、1年次前期に行う「藤村トヨの教育」や「フレッシュマンセミナー」等において、建学の精神に基づいた、本学の教育を理解する機会を設けている。

その上で、1年次後期から2年次の教育実習や保育所・施設実習などの教育活動

を通して、本学の建学の精神を基盤とした実践的な学びを展開している。また、各種就職対策講座ガイダンスや教職に関する講座を開講し、学生が自らの進路実現と社会貢献するための資質と能力を身につけられるよう支援している。

今後は、すべての学生が、1年次後期からの取り組みも積極的に参加し、建学の精神を基盤とした社会に有為な女性の人材を育てる体制の構築を図っていくことが課題である。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項＞

本学は日本初の女子体育教師の養成学校として設立され、以来、建学の精神に基づく女子体育指導者の育成を中核としてその重責を担ってきた。同時に、優秀な競技力を備えるアスリートの育成にも繋がり、本学はオリンピックに数多くの日本代表選手を送り出してきている。さらに、昭和39年の第18回オリンピック東京大会前夜祭では、本学学生が女子体育学生の誇りを持ち「輪のダンス」を披露している。閉会式では本学学生がトラックを囲むように並び松明を用いた感動的な演技を披露している。

こうしたことから本学では東京オリンピック・パラリンピック競技大会を非常に重要な祭典と位置づけている。平成25年2月28日、本学が招致を目指す東京都と「東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会」と連携協定を締結(備付-14)している。平成26年4月、本学では2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、オリンピック・パラリンピック教育の推進や大会機運の醸成を図ること等を目的としてプロジェクト組織を設置した。この組織では学長を本部長とするプロジェクト本部を中心に、専門委員会でも内容を企画・検討し、(1)特別強化選手、(2)地域貢献、(3)地域連携、(4)広報活動を柱とし、このうち(2)地域貢献、(3)地域連携、(4)広報活動を中心に活動を行ってきた。平成26年6月23日、本学は「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」と連携協定を締結(備付-15)し、相互の連携・協力体制を構築している。また、平成26年12月から、国立市と立川市の後援を得て、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学特別講座～東京2020オリンピック・パラリンピックプロジェクト特別講座～」を無料で開講し、地域に貢献している。これまでの講座の実施状況については以下のとおりである。

【東京2020オリンピック・パラリンピック プロジェクト特別講座】 単位：人

平成30年度 テーマ 『ちゃんとやってみる!』			
開催日時		内容	参加者数
1	平成30年4月21日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【卓球】	35
2	平成30年5月19日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【3by3】	77
3	平成30年6月23日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【空手】	66
4	平成30年7月21日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【ゴールボール】	51
5	平成30年10月20日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【車椅子バスケットボール】	64
6	平成30年11月17日(土) 13:00～14:30	競技体験講座 【シッティングバレーボール】	94

7	平成30年12月15日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【ボッチャ】	81
8	平成31年1月26日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【柔道】	65
9	平成31年2月9日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【スポーツライミング】	30
合計				563
令和元年度 テーマ 『東京2020オリンピック・パラリンピックに参加する！～そのための情報・知識を得る～』				
開催日時		内容		参加人数
1	令和元年5月25日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【新体操競技】	63
2	令和元年6月29日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【ソフトボール】	67
3	令和元年7月20日(土)	13:00~14:30	競技体験講座 【柔道】	43
4	令和元年10月14日(祝)	14:00~16:00	トークショー 【新体操】	174
5	令和元年11月2日(土)	13:30~15:00	パネルディスカッション	192
6	令和2年2月23日(日)	9:00~9:30	競技体験講座 【ラジオ体操】	127
合計				666
総合計				1,229

この他、平成27年度から、本学の学生と教職員が東京2020大会に向けて、実践女子大学の学生が中心となり開催した「女子大生フォーラム」に継続的に参加し、他大学の学生と意見交換を行うとともに、情報を本学学生にも共有している。

【女子大生フォーラム参加実績】

単位：人

日時	テーマ	参加者数		備考	場所
		学生	教職員		
平成27年12月19日(土)	キックオフワークショップ 女子大生の視点から考えるフォーラム～東京2020東京オリンピック・パラリンピックを盛り上げるために～	14	3	秋山エリカ	実践女子大学 渋谷キャンパス
平成28年12月17日(土)	女子大生フォーラム2016 ～東京2020に向けて知ることから始める心のバリアフリー～	14	2		
平成29年12月16日(土)	女子大生フォーラム2017 ～東京2020に向けて知ることから始める心のバリアフリー～	2	2		
平成30年12月15日(土)	女子大生フォーラム2018 ～女子大生の視点から東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をどう盛り上げていくかを考える～	5	0		

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 大学案内 2019 2 大学案内 2020 3 CAMPUS GUIDE 2019
8 東京女子体育短期大学学則
9 ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(3つのポリシー)」
<https://www.twcpe.ac.jp/about/education.html>
12 2019 履修ナビ
- 備付資料 36 令和 2 年度定例第 1 回教授会 教職センター資料 No.1
「令和元年度教員免許状取得状況等について」
37 「水泳(含海浜実習)」・「野外活動演習」・
「創作オペレッタ」授業に関するアンケート調査(科目別集計結果)
38 令和元年度 東京女子体育短期大学児童教育学科
「野外活動演習」報告書
39 令和元年度 保健体育学科
海浜実習(フレッシュマンセミナー)報告書
40 第 44 回創作オペレッタ発表会(プログラム)
41 第 45 回創作オペレッタ発表会(プログラム)
42 就職先インタビュー
「東京アスレティッククラブ(TAC)ヒアリング」記録
43 就職先インタビュー「ボディ企画研究所ヒアリング」記録
44 令和元年度 企業・体育施設関係者懇談会実施報告
45 令和元年度 幼稚園・保育所懇談会 実施報告
46 ウェブサイト「卒業生の進路状況(児童教育学科)」
[https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_jidou.html#gsc.
tab=0](https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_jidou.html#gsc.tab=0)
47 ウェブサイト「卒業生の進路状況(保健体育学科)」
[https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_hoken.html#gsc.
tab=0](https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_hoken.html#gsc.tab=0)
48 ウェブサイト「教職課程に関する情報公開」
<https://www.twcpe.ac.jp/college/pdf/kyousyoku202006.pdf>
49 令和元年度第 1 回「3つのポリシー」について検討する会記録
50 令和元年度第 2 回「3つのポリシー」について検討する会記録
51 【第 1 回メール会議】 認証評価対応委員会次第
52 令和元年度評価委員会議記録
53 2019 年度(令和元年度)「創作オペレッタ」シラバス
54 2019 年度(令和元年度)「野外教育演習」シラバス
55 2019 年度「水泳(含海浜実習)」シラバス
57 令和元年度定例第 6 回教授会 校務一般資料 No.4
「3つのポリシーの見直しについて」
58 平成元年第 6 回理事会資料
59 平成 31 年度第 43 回常任理事会資料
60 令和元年度第 10 回常任理事会資料
61 令和元年度第 11 回常任理事会資料
62 令和元年度第 13 回常任理事会資料
63 令和元年度第 19 回常任理事会資料

- 64 令和元年度第 20 回常任理事会資料
- 65 令和元年度第 22 回常任理事会資料
- 248 ウェブサイト「教育スローガン（極匠伝凛）」
<https://www.twcpe.ac.jp/college/slogan.html#gsc.tab=0>

備付資料・規約集

- 127 東京女子体育短期大学学則第 1 条
- 163 児童教育学科幼保コース(指定保育士養成教育課程)に関する細則

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

女子の体操学校として出発した本学において、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」は教育目的・目標に必要な基盤である。そのため、本学では教育目標を以下のように定めている。

【教育目標】

建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびにより高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成

この教育目標の下、各学科ごとの教育目的を以下のとおり定めている(備付-規約集 127 東京女子体育短期大学学則第 1 条)。

【教育目的】

<保健体育学科>

現代社会の変化に伴い「人生 100 年時代」に向けて、高齢者から若者まで全ての方が元気で活躍し続けられる社会の担い手となるよう、社会体育の振興と生涯スポーツの普及にも応える社会体育指導者の育成とともに、一般企業で活躍できる人材育成を目的としている。

<児童教育学科>

児童・幼児の専門教育によって、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視野から、子どもの感性を豊かに育てる実践力を養い、学校教育・社会教育及び家庭教育を含む生涯教育を背負って立つことのできる女子教育者の育成を目的としている。

本学の教育目標は建学の精神とともに『大学案内』（提出-1、2）や本学ウェブサイトを通して「本学園教育の目指すもの（3つのポリシー）」（提出-9）として学内外に表明している。また、全学生が所持している『CAMPUS GUIDE』（提出-3）にも教育目標「本学の教育目標」を記載して学生に周知を図っている。

さらに教育スローガンを以下のとおり定め、『大学案内』や本学ウェブサイト「教育スローガン（極匠伝凜）」（備付-248）を掲げている。

【教育スローガン】

<h1 style="font-size: 2em;">極</h1> <p>技術力を磨く。動きが変わる。</p> <p>東京女子体育大学・短期大学が指すのは、“運動文化の発信基地”。そのため求められるのは、実践者として十分な技術力を持つこと。指導者の一言が能力を引き出し、より洗練された動きへと導きます。</p>	<h1 style="font-size: 2em;">匠</h1> <p>指導のプロと現場で学ぶ。</p> <p>目の前にいる競技者にアドバイスを求められたとき、どうしたら動きが変わるかを的確に指摘できる指導者となるために。科学的な知識や理論に裏づけされた実践的な指導法を各分野の専門家から学びます。</p>	<h1 style="font-size: 2em;">伝</h1> <p>学び合い、教え合う。</p> <p>お互いの考えから学び、創り上げていく経験を通してはじめて得ることができる力。児童教育の担い手として、子どもたちに「伝える」ことを大切にする。このプロセスが主体的に取り組む力を育てます。</p>	<h1 style="font-size: 2em;">凜</h1> <p>伝統が創る、空気をまとう。</p> <p>「凜と立つ」意志のある眼差し、背筋の伸びた姿勢、ひときわ目を引く存在感。女子体育の先駆けとして100年以上の歴史を刻んできた東京女子体育大学・短期大学では、教育を通して思慮深く、高潔な人格形成を目指します。</p>
--	---	--	--

キャリア支援課では、本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかどうかについて就職先企業へのインタビュー調査を行い把握している（備付-42、43）。本調査は令和元年9月と令和2年1月に実施して、社会人基礎力等の獲得状況や社会から見た本学に対する学生の評価を確認している。その実施結果をキャリア支援課で開催している講座で、学生の実践知が高められるよう指導に生かしている。

また、企業への就職に関しては、毎年3月1日就職活動解禁前に、「企業・体育施設等懇談会」を開催している（備付-44）。この懇談会では、企業や体育施設等の採用担当や役員、就職した卒業生が出席し、活躍の状況や社会に求められる人材などについての意見交換を行っている。この懇談会で聴取した項目や意見等を点検し、学生の就職支援につなげている。

さらに、キャリア支援課では、毎年6月から7月に「幼稚園長・保育所長懇談会」を開催している（備付-45）。この懇談会では、幼稚園教諭や保育士養成課程の認定を受けている短期大学として、卒業生が就職している園や実習先の先生方や現場で働く卒業生と意見交換を行なっている。そこでの生きた知識・実践的な情報や意見交換は、教員の知識向上、キャリア支援課の指導充実に役立てている。

今後はこれらの調査や報告書から現状を把握し、年度末に開催する教育の質保証委員会で点検する（備付-42、43、44、45）。

【区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、建学の精神及び各学科の教育目的・目標に基づき、学習成果を定めている。具体的には、短期大学の2年間を通して、学生が修得すべき学力や資質の学習成果は、学則第19条・第20条(課程の履修)、第21条(教職課程、指定保育士養成課程)(備付-規約集127東京女子体育短期大学学則)に定めている。

また、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)では、建学の精神に基づき、学習成果として3大別7細別の能力の獲得を求めている。それらの能力は以下のとおりである。

【3大別】

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕 〔実践に必要な思考力・判断力・表現力〕 〔社会との関わり・関心・意欲〕
--

【7細別】

<保健体育学科>

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 保健体育の内容を理解し実践できる能力を有している。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。
4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。
6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保健体育およびスポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。

<児童教育学科>

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視点から子どもの成長過程を幅広くとらえることができる。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。
4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。
6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保育・幼児教育および児童教育の知を生かし、社会の発展に貢献できる。

本学では、これら「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に示した学科特有の専門的知識・技能を踏まえ、短期大学として共通に「指導者としての資質の向上に必要な心構え、多様化する現代社会における諸問題を解決するために、それを解き明かす探求心、そして、それらの問題へ誠実に立ち向かう対応能力」を身に着けることを学習成果としている。

保健体育学科においては、豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけ、保健体育の内容を理解し実践できる能力、様々な領域に柔軟に対応し指導できる

能力、社会の発展に貢献できる能力等を身につけること。また、中学校教員免許状やスポーツ指導などの資格を取得することである。

児童教育学科においては、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視点から幼児・児童の成長過程を幅広く捉え、様々な領域に柔軟に対応し指導できる能力、保育・幼児教育及び児童教育の知識を生かし社会の発展に貢献できる能力を身につけ、幼稚園教諭・小学校教諭免許状や保育士資格を取得することである。

このように学習成果を定め、学校教育法第 109 条に基づき、後述する「学習成果を評価するための評価方針」により「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を点検・評価している。

これらの学習成果については、以下の指標で点検・評価を実施している。

【学習成果の評価指標】

レベル	直接評価	間接評価	外部評価
機関	就職率	・「学生調査アンケート」	
	休退学率	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」	日本語基礎力 テスト (令和 2 年度 から実施)
	学位授与状況		
学科	単位修得状況	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」	
	GPA	・「学生調査アンケート」	
	免許・資格の 取得状況		
科目	各科目の成績評価	・「授業評価アンケート」	

こうした成果は、卒業生数・卒業率、就職者数・就職率などによりウェブサイトを通して学内外に公表している(備付-47、46)。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

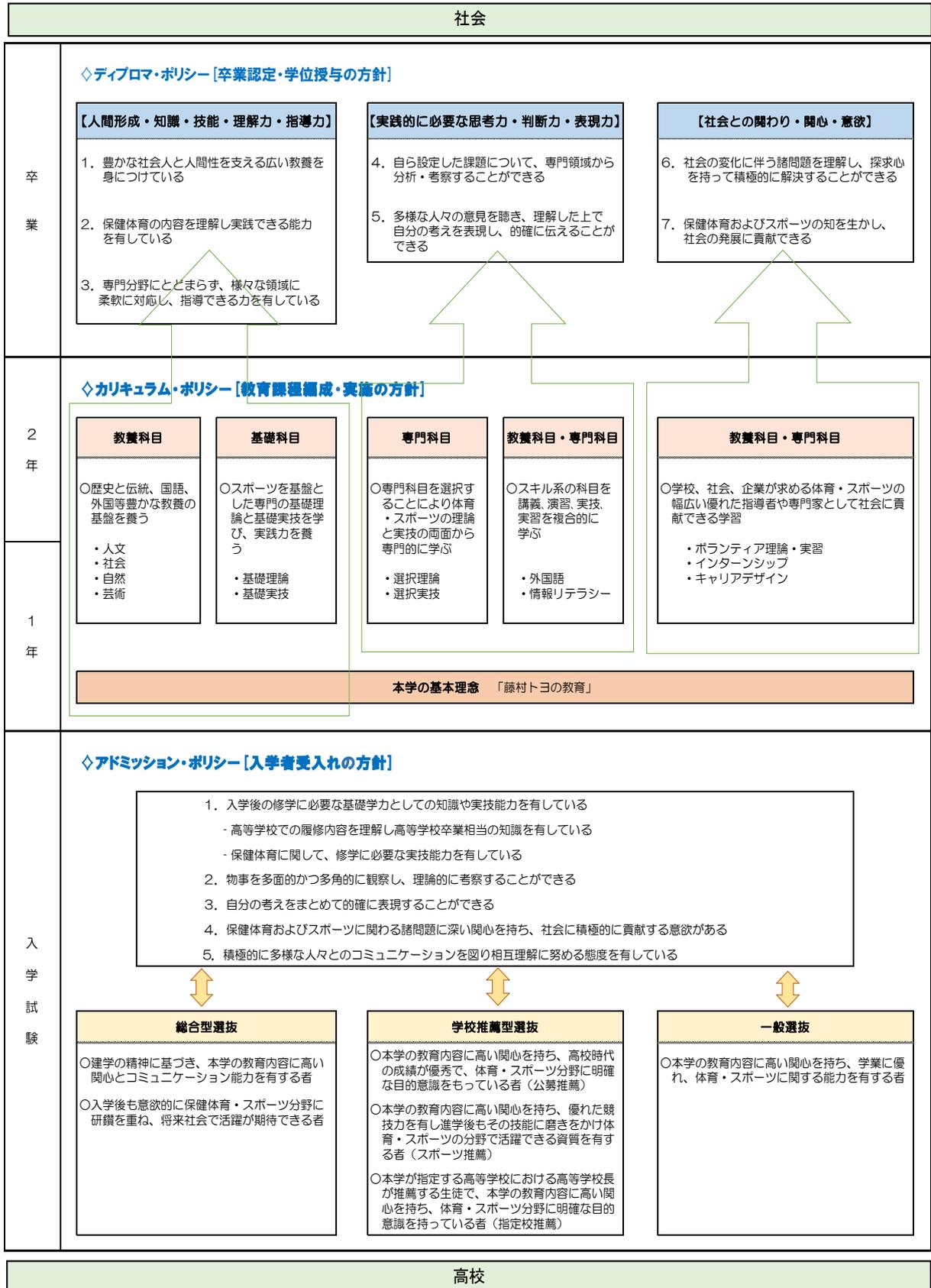
- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

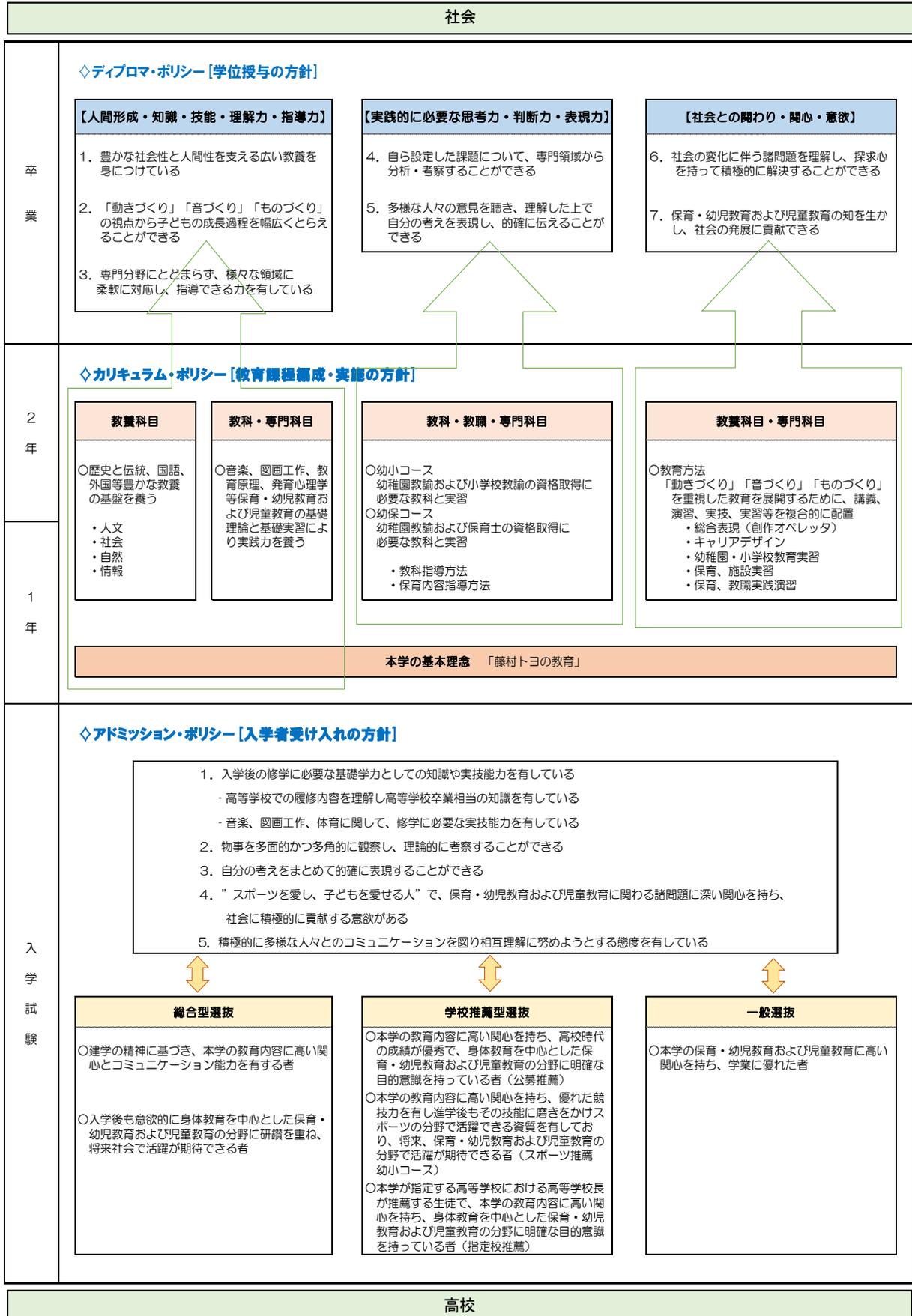
本学における三つの方針は、平成 28 年 3 月「中央教育審議会大学教育部会」で示された「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」)を踏まえ、令和元年度に策定している(備付-57)。具体的には、学科ごとに建学の精神に基づき教育目標・目的に沿った「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、それを実現するための「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシ

一)、本学が提供する教育プログラムに適った学生を選抜する「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の三つの方針をより相互に関連付け、一体性を持たせて定めた。三つの方針の関連性については以下のとおりである。

東京女子体育短期大学 【保健体育学科】三つの方針の関係



東京女子体育短期大学 【児童教育学科】三つの方針の関係



建学の精神に基づいた「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、学則(卒業の認定)第 26 条(保健体育学科)第 27 条(児童教育学科)による単位数の修得のほか、学習成果として 3 大別 7 細別の能力を身につけることにより、卒業を認定し、学位を授与している。

これらの能力を身につけるため、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づき教育課程を編成・実施している。保健体育学科は、教養科目、基礎科目及び体育の専門科目で編成している。また、児童教育学科は、教養科目、児童教育・幼児教育・保育に関する教科科目及び教職に関する専門科目で編成している。

入学試験では、前述の二つの方針を理解し、本学の教育を受けたいという志願者を求めるために「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を定めている。修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力、物事を論理的に考察し、自分の考えを的確に表現できる者、また、社会に積極的に貢献する意欲をもっている者を求めている。入学試験では多面的・多角的に評価し、総合的に判断して合格者を決定している。

三つの方針の策定プロセスについては、平成 26 年度に「3 つのポリシー」についての打ち合わせ会を開催し、一度見直しが行われた。その後、より良い短期大学を目指し、平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会が示した「ガイドライン」に沿って見直しを行った。その際の観点は以下のとおりである(備付-57)。

<見直しの観点>

① 本学を志望する高校生にとって本学の三つの方針は分かりやすいか。
② 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)と「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)との一貫性があることを明示できるか。
③ 内部質保証のために PDCA サイクルによる検証・改善が可能な内容となっているか。

<考慮した点>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	① どのような力を身につけた者に卒業を認定するか ② 学位を授与するか
① については身につく能力をカテゴリー別に分類し、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)と「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)との一貫性があるかどうか分かるよう明記する。 ② については学位を授与する条件を明確に示す。	
「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	③ どのような教育課程を編成するか ④ どのような教育内容・方法を実施するか ⑤ 学修成果をどのように評価するか
③[カリキュラムの編成と教育内容]、④[教育方法]、⑤[学修成果の評価方法]の 3 項目に分けて記載することで、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で身につける能力を得るための方針を明確に示す。	
「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)	
ガイドラインの留意点	⑥ どのように入学者を受け入れるか ⑦ 受け入れる学生に求める学習成果

⑥については入学試験形態と入学者選抜の実施方法を明確に示す。
 ⑦については「学力の3要素※」を基に求める能力を明記する。教育目標、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)と「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づきながら、「どのように入学者を受け入れるか」を定め、「受け入れる学生に求める学習成果」を示す。※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

現在の三つの方針は学長を中心とした「3つのポリシー」について検討する会で議論を重ね、認証評価対応委員会及び教育の質保証委員会から意見の聴取を行い、理事会で審議し、令和2年度から運用を開始する。組織的な議論の状況は以下のとおりである(備付-51、58、59、60、61、62、63、64、65)。

【3つのポリシーの決定までの経緯】

実施日	会議名	議題
平成31年3月13日	平成30年度第43回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月10日	令和元年度第10回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月17日	令和元年度第11回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月18日	令和元年度第1回メール会議 「3つのポリシー」について検討する会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月26日	令和元年度第1回 「3つのポリシー」について検討する会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月30日	令和元年度第2回メール会議 「3つのポリシー」について検討する会	「3つのポリシーについて」
令和元年7月31日	令和元年度第13回常任理事会	「3つのポリシーについて検討する会の 検討状況について」
令和元年9月4日	令和元年度第2回 「3つのポリシー」について検討する会	「3つのポリシーについて」
令和元年10月4日	令和元年度第1回メール会議 認証評価対応委員会	「3つのポリシーについて」
令和元年10月9日	令和元年度第19回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年10月16日	令和元年度第20回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年10月16日	令和元年度第6回理事会	「3つのポリシーの件」
令和元年10月30日	令和元年度第22回常任理事会	「3つのポリシーについて」
令和元年11月6日	令和元年度定例第6回教授会	「3つのポリシーについて」
令和2年2月12日	令和元年度第34回常任理事会	「3つのポリシーの文言調整について」
令和2年2月19日	令和元年度臨時第6回教授会	「3つのポリシーの文言調整について」

入学試験については、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を踏まえた入学者の確保のため、入試委員会が入学試験の内容を常に点検・見直しを行い、教授会で議論し改善を重ねている。令和3年度から入学者に求める能力を多面的・

多角的に評価し、総合的に判定するため、総合型選抜、学校推薦型選抜(公募推薦、指定校推薦、スポーツ推薦)一般選抜を実施していく。入試種別により異なる特性の入学者を選抜することにより、各学科の学習に繋がっている。

教育課程については、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づき、保健体育学科は、平成 27 年度カリキュラムを継続的に実施している。児童教育学科は、平成 30 年度から指定保育士認定校となったため、新しく設置された二つのコース「幼保コース」「幼小コース」に対応した教育課程を編成した(備付・規約集 163 児童教育学科幼保コース(指定保育士養成教育課程)に関する細則)。その後、教職課程や保育士養成課程の法令により、カリキュラムの改正を行い、令和元年度施行した。女子指導者の育成を踏まえた授業科目には、実技や演習及び実習科目が多く、実践的な教育活動となっている。

卒業の認定及び学位授与については、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に示す学習成果に繋がるように、令和元年度にカリキュラムマップを作成し、授業科目と身につく能力を明確にした。授業担当教員はカリキュラムと学習成果の関連性を分かり易くするため、カリキュラムマップやカリキュラムチェックリストを基に、シラバスを作成し、授業を改善しながら教育活動を行っている。

特に、平成 24 年度から開講された「藤村トヨの教育」は、カリキュラムマップでも明示しているが、三つの方針の基底にある建学の精神「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」と「全人教育」の教育観を教授する科目である。さらに教育実習、保育所・施設実習などを通し、社会に貢献する多くの人材を育成する教育活動を行っている。

こうした三つの方針は、『履修ナビ』(提出-12)、『大学案内』(提出-1、2)及び、本学ウェブサイトにより学内外に公表している。また、新たな取り組みとして、学内の掲示板やデジタルサイネージにも掲載し、学生及び教職員が常にこの三つのポリシーを念頭に置いた教育活動が行えるよう努めている。さらに高校生やその保護者にはオープンキャンパスで説明するとともに新入生には入学直後のオリエンテーションの際に説明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

保健体育学科は中学校教諭二種免許状が取得できる。令和元年度は、教員免許状取得を希望した学生全員が教育実習を行い、教育職員免許状を取得できた(備付-36)。

【中学校教諭二種免許状取得希望者と取得者数(保健体育学科)】単位：人

希望者数	取得者数
3	3 (100%)

保健体育学科では、中学校教諭二種免許状のみしか取得できないため、多くの都県で実施される教員採用試験の受験資格がない。このため、教員免許状を希望する学生が少ない。

しかし、本学では、短期大学から大学へ編入学制度があり、この場合には中学校一種免許状と高等学校一種免許状を取得することが可能になる。さらに、中学校二種免許状単位取得分の科目の履修が免除されるため、教育職員採用試験のための学習時間を確保することができる。

今後は保健体育学科の入学増加に向けた広報活動を強化するだけでなく、免許状取得希望者の増加に向け教職員が協力し学生の支援をさらに行っていく。またカリキュラムの内容を引き続き検証していく。

児童教育学科は、平成 30 年度から幼保コース(保育士養成課程)を設置し、2 年間で幼稚園教諭二種免許状に加え保育士資格の取得が可能となった。令和元年度の児童教育学科の小学校、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得状況は下記のとおりである。初年度の保育士資格取得者数は 32 名であった。その実施結果、教育職員免許状及び保育士資格を希望した学生全員が取得できた(備付-36)。

【令和元年度小学校教諭二種、幼稚園教諭二種免許状及び、
保育士資格の取得希望者と取得者数(児童教育学科)】

単位：人

幼小コース	小学校教諭免許取得希望者	取得者数
	26	26(100%)
	幼稚園教諭免許取得希望者	取得者数
	23	23(100%)
幼保コース	幼稚園教諭免許取得希望者	取得者数
	31	31(100%)
	保育士資格取得希望者	取得者数
	32	32(100%)

※資格取得重複分含む

このように、両学科共に教育職員免許状及び保育士資格希望者の取得率は高く本学は一定の教育効果を上げているといえる。

今後も、多様化している現代において、地域・社会の実態把握をするとともに、地域・社会の要請に応え貢献する人材の育成を行っていくことが課題である。このことは、本学の教育目標にある建学の精神に基づいた「その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育の情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成」にまさに合致したものである。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学の教育効果としては、両学科ともに体育短期大学としての特色ある科目を設置し、教育目標の達成に資している。本学の特色ある科目として保健体育学科は「水泳(含海浜実習)」、児童教育学科は「野外活動演習」と「創作オペレッタ」が挙げられる。

特に野外活動である「水泳(含海浜実習)」、「野外活動演習」は、宿泊を伴う集団活動であり、さらに自然と対峙することで得られる教育効果は高いものである。この実習の前半にはフレッシュマンセミナーを開催し、講話により本学の教育の目指すものを理解させ、その後野外実習授業となる。授業評価は通常の「授業評価アンケート」も行うが(備付-37)、特にこの実習に関しては、実習録に感想を記録させるとともに、授業の満足度を評価している。以下、実習授業の到達目標と、通常の授業評価アンケート結果と実習録の学生の感想の抜粋である(備付-38、39)。

<保健体育学科>

「水泳(含海浜実習)」(備付-55)の到達目標は以下のとおりである。

- ① 水泳運動に必要な基礎的な内容を理解し、人間力の向上を目指すこと
- ② 学生同士が互いに協力し励まし合いながら目的を達成すること

③ 全員が完泳すること

令和元年度に実施した「水泳(含海浜実習)」の「授業評価アンケート」結果(備付-37)は以下のとおりである。

【令和元年度「水泳(含海浜実習)」授業評価アンケート実施集計結果】単位：%

質問内容	「強くそう思う」、「そう思う」と回答した数
この授業には熱心に取り組みましたか？	97.4
授業内容に興味が持てましたか？	94.9
授業内容は理解できましたか？	97.4
知識・技能(技術)の発展・向上や発見・気づきがありましたか？	100

回答率：100%(履修者：39人/回答者数：39人)

【実習録から抽出した学生の感想(到達目標に関連した感想を中心に抽出)】

隊列を乱さないことです。遠泳というものは、一人で速さや距離を競うものではありません。先頭から後方まで、呼吸を合わせ全員が完泳することです。その中で、自分だけが遅かったりするとだめなので、隊列を乱さないようにすることが大切だと分かりました。

完泳することの喜びです。みんなで生活を共にし、みんなで泳ぎ、みんなで完泳する。終わった時にその喜びを感じ、良い大学だと思いました。これをきっかけに保体1年生も一つになれたような気がします。泳げない学生にも泳げる学生がサポートし、助け合いながら泳ぐことができてよかったです。

この4泊5日を終えて自分が成長できた気がする。知識としても増えて成長できたなど感じられるのが、人として成長できた気がする。室長という役職に就いて、日常生活では得ることができないものを得られた。部屋みんなの体調をみたり、室長会議で聞いたことをみんなに詳しく伝えたり、みんなに声をかけたなど常にみんなのことで見て、気をつかって行動したりリーダーという立場に立って4泊5日過ごして新しい自分を見つけることができた。

集団行動なので、ご飯の時間や移動の時間の5分前行動をしないといけなくて、間に合わないと周りの人たちに迷惑をかけてしまうので、先のことを考えて行動するように意識することができました。

遠泳を通して最後まで諦めないことで、目標に達成することができるということを学びました。そのために目標を達成するまでの練習をしっかりと行えば今までより時間を有効に使えることで、もっと目標までの距離を縮めることができるということを感じました。

私はこの実習の中で、耳が聞こえないことで上手く行けるか不安でしたが、クラスの仲間や先輩方に色々と助けてもらったことで、楽しく過ごすことができました。助けてもらうだけでなく、自分からも助けてあげるという機会が少なく、迷惑をかけてしまいました。これからは自分から積極的に行動し、コミュニケーションをとっていきたいと思っています。

< 児童教育学科 >

「野外活動演習」(備付-54)授業の到達目標は以下のとおりである。

- ① 自然を利用した活動を行うための知識と技術を習得する。
- ② 集団生活を行うための規律や社会性を養う。
- ③ 自然の中で安全に活動するための安全対策について理解する。

令和元年度に実施した「野外活動演習」の「授業評価アンケート」実施結果(備付-37)は以下のとおりである。

【令和元年度「野外活動演習」授業評価アンケート実施結果】 単位：%

質問内容	「強くそう思う」「そう思う」と回答した数
この授業には熱心に取り組みましたか？	97.3
授業内容に興味が持てましたか？	94.6
授業内容は理解できましたか？	100
知識・技能(技術)の発展・向上や発見・気づきがありましたか？	100

回答率：96.2% (履修者：78人 / 回答者数：75人)

以下は、実施報告書における学生の感想を抜粋したものである。その内容からも到達目標が達成されたことが分かる(備付-38)。

【「野外活動演習」報告書から抽出した学生の感想
(到達目標に関連した感想を中心に抽出)】

野外実習では、確実に晴れるわけではないので、雨の日も想定して案を出すことが大事だと思いました。みんなで歌を歌ったり、屋根の下の限られた範囲での活動を考えたり、先生はそういう時でも子どもたちに楽しんでもらえることを考える必要があると改めて考えることができました。

長かった4泊5日も終わってみると短かったです。いつも過ごしている生活が当たり前ではないということも、深く実感しました。家に帰ってからも、その生活を当たり前と思わず、感謝しながら生活したいと思います。

この5日間で、仲間の大切さについて学ぶことができました。4月から一緒の大学に入学しクラスも同じになったメンバー。これまでもクラスの絆は少しずつできていると感じていました。しかし、この5日間を通して、こんな一面もあるんだ！という新たな発見があったとともに、力を合わせて成し遂げるといような活動が多くあったので、今まで以上に仲を深めることができました。

この実習では一つのことをあきらめないということ学びました。雨の中の登山、野外炊飯、キャンプファイヤーの替え歌なども、あきらめないという気持ちでうまくできたなだと思いました。この5日間は自分にとってすごくためになる生活だったし、この活動をしてよかったと思えるようにしていきたい。

実習で学んだことは3つあります。一つ目は野外炊飯です。先生に教えてもらい班で協力して火をつけることができました。野菜の切り方なども相談したり、教わったりして学ぶことができました。二つ目は友達と協力することです。班の人達と協力しないとできないことがこの5日間でたくさんありました。普段あまり話したことがなかった友達とも話す機会がありとても良かったです。三つ目はONとOFFの切り替えです。活動時間と自由時間の切り替えがとても重要だと思いました。そうでなければ全体に迷惑をかけてしまうので、切り替えがとても重要だとわかりました。

「創作オペレッタ」(備付-53)授業の到達目標は以下のとおりである。

- ① 子どもの自然な表現活動を創造性豊かに展開させるための基礎的スキルを修得する。
- ② それぞれが、動きづくり(身体表現)、音づくり(音楽)、ものづくり(造形表現)において得意分野を生かしながら協働できる。
- ③ 一人ひとりが主体的に協働し、制作活動を継続できるようになる。
- ④ 保育者としての視点で考え、伝えたい思いをもって表現することができるようになる。

令和元年度に実施した「創作オペレッタ」の「授業評価アンケート」実施結果(備付-37)は以下のとおりである。

【令和元年度「創作オペレッタ」「授業評価アンケート」実施結果(クラス)】単位:%

質問内容	「強くそう思う」「そう思う」と回答した数
この授業には熱心に取り組みましたか？	95.7
授業内容に興味がありましたか？	91.3
授業内容は理解できましたか？	91.3
知識・技能(技術)の発展・向上や発見・気づきがありましたか？	93.5

回答率：74.2 % (履修者：62 人 / 回答者数：46 人)

「創作オペレッタ発表会」時の開催パンフレットには、発表に向けた学生の思いが述べられている(備付-40、41)。

【令和元年度実施 「創作オペレッタ発表会」 パンフレットより抜粋】

【ABクラス】

私たちは、二つのクラス合同で作品を創ってきました。つまずき、ぶつかることも沢山ありましたが、活動を進めていく中でお互いが協力し、積極的に取り組むようになりました。

【Cクラス】

Cクラスは個性の強い人が多く、笑いの絶えないクラスです。23人で、本当にたくさんのお話し合いを重ねてきました。人数が少ない為、作業が思うように進まなかったり、どのように迫力を出そうか悩んだりしたこともありました。時には作業をやめて1から話を作り直すなど、私たちにしかできない物語を作り出せるように、練習してきました。東京女子体育短期大学で出会うことのできた23人の最高の仲間と2年間で学んだ成果を思う存分に発揮して、最高のオペレッタにします。

このように、到達目標の達成状況は「授業評価アンケート」の実施結果(備付-119)と学生の感想から教育の効果を把握することができている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 10 評価委員会規程
11 教育の質保証委員会規程
12 2019 履修ナビ
- 備付資料 68 平成 29・30 年度点検・評価年報
69 令和元年度第 5 回～第 7 回 FD 委員会会議記録
70 令和元年度第 1 回評価委員会資料「平成 30 年度自己点検評価
及び『平成 29・30 年度点検・評価年報』の作成について」
71 高等学校からの意見聴取に関する記録
72 令和元年度第 3 回教育の質保証委員会会議記録
73 令和元年度第 4 回教育の質保証委員会会議記録
74 「日本語基礎力テストの実施について」稟議書
75 2019 年度学習成果測定アンケート実施報告
76 2019 年度学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)実施報告
77 令和元年度授業改善報告書
78 新体力テスト結果報告書 平成 29 年度版
79 新体力テスト結果報告書 平成 30 年度版
80 新体力テスト結果報告書 平成 31 年度版
81 東京女子体育大学女子体育研究所所報第 13 号(2019)
「本学体力テスト小史」
82 IR 報告「2019 年度学生調査アンケート・
2019 年度学習成果測定アンケート」
83 令和元年度定例第 5 回教授会 校務一般資料 No.6
「平成 30 年度学生調査アンケートの実施報告について」
84 「教育の質保証とは何か～認証評価の受審に向けた内部質保証体制
の構築と学習成果の可視化について～」講演会資料
85 「内部質保証と学習成果の可視化とは何か」講演会資料
86 「より良い学園づくりのために 東女体大 CHECK!!」
119 令和元年度前期・後期「授業評価アンケート」結果
- 備付資料・規約集
117 評価委員会規程
126 教育の質保証委員会規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、自己点検・評価を行う組織として、平成 25 年度に評価委員会規程を定め、評価委員会を設けている(提出-10)(備付-規約集 117 評価委員会規程)。自己点検・評価については、平成 5 年度から取り組み、平成 6 年度から毎年度実施している。例年 6 月から 7 月に前年度の点検・評価を行っている(備付-70、68)。

評価委員会の構成員(6 月 5 日付)は、評価委員長、常任理事・学生部長、教務部長、キャリア支援部長、図書館長、教職センター所長、常任理事・事務局長である。また認証評価の受審に向け、評価委員会の役割の一部であった「第三者評価への対応に関する事項」を、令和元年度に再編した認証評価対応委員会が主として行うこととした。

認証評価対応委員会の構成員は、学長、評価委員長、常任理事・ALO、常任理事・学生部長、常任理事・事務局長、教務部長、キャリア支援部長、教職センター所長、図書館長、女子体育研究所所長、健康管理センター所長、地域交流センター所長、入試部長、広報部長、保健体育学科主任、児童教育学科主任である。事務職員は認証評価対応委員会に合わせ認証評価対応作業部会を再編し、構成員は常任理事・ALO、事務局次長、総務課長、経理課長、管財課長、入試課長、広報課長、教務課長、学生課長、キャリア支援課長、教職課長、地域交流センター事務室長、女子体育研究所係長、総務課主査、図書館事務室主査、企画調査室員である。

これまで認証評価機関へ提出した自己点検・評価報告書は平成 18 年、平成 25 年ともに本学ウェブサイトで公開しており、本学の自己点検・評価活動についても毎年本学ウェブサイトに掲載している。単年度の場合は「点検報告」とし、隔年で 2 年分をまとめ「点検・評価年報」として公開している。また「点検・評価年報」は冊子にして、事務局部署や図書館等で学生や教職員が閲覧できるようにしている(備付-68)。

本学の自己点検・評価活動は事務局各課職員が担当業務ごとに点検・評価項目を確認しており、点検・評価は部館所長と各課長・室長が行っている。

また、自己点検・評価活動の一環として毎年、学生による「授業評価アンケート」を実施しており、専任教員・非常勤講師が担当する全ての授業で評価を行なっている。学生の回答率は過去 5 年間を見ると平均約 83%と高水準の回答率を維持している。FD 委員会と取りまとめを行う企画調査室では、教員からの意見と授業評価の実態を把握しながら、教員の実施率や学生の回答率の向上に努めている。専任教員と非常勤講師の過去 5 年間の実施状況は以下のとおりである。

【専任教員・非常勤講師の「授業評価アンケート」実施状況】

単位：人

	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年	
	前期	後期								
専任	50 未実施：0	53 未実施：1	54 未実施：1	55 未実施：0	55 未実施：0	56 未実施：0	57 未実施：0	58 未実施：0	57 未実施：0	58 未実施：0
非常勤	23 未実施：2	20 未実施：7	19 未実施：5	22 未実施：4	26 未実施：7	29 未実施：6	27 未実施：1	30 未実施：0	30 未実施：1	28 未実施：0

令和 2 年度から「授業評価アンケート」の実施方法をマークシート方式からウェブ方式に切り替え、質問項目の見直しを行った(備付-69)。

<見直しの観点>

- ① 学生の回答のしやすさ
- ② 学習実態の把握
- ③ 授業そのものに対する評価質問と学生自身の評価質問の明確化
- ④ 実施結果の汎用性の拡大

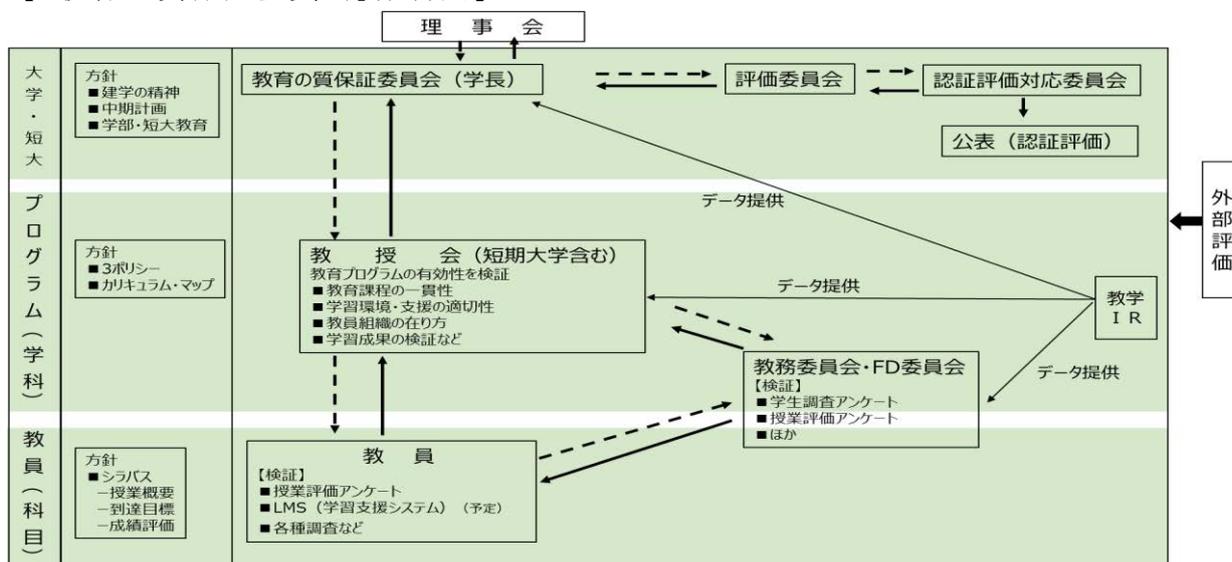
また、ウェブ方式に変更したことで、通常の前対面による授業が実施できない状況下においても、アンケート調査を実施できる。このように、教員・職員が協力し、積極的に自己点検・評価活動に関与している。

学外のステークホルダーからの評価が自己点検・活動には重要である。このため、令和元年度に試験的に OG が勤務する高等学校へ建学の精神、三つの方針、教育目的・目標、本学ウェブサイトで公開中の自己点検・評価などについて意見聴取を行なった(備付-71)。主な意見は入学試験の合格基準や経済的な支援についてであった。こうした意見等を参考に令和 2 年度の自己点検・評価項目の見直しを図る。今後は、保護者や産業界などへの意見聴取をさらにに行い、本学における適切な外部評価の改善・充実を図っていく。

外部評価として、短期大学基準協会の認証評価を二度受審している。本学は平成 5 年から毎年内部評価としての自己点検・評価活動を行なっている。そこで挙げられた課題は関係部署が次年度の点検・評価までに改革・改善できるよう努めている。

この内部質保証システムをより一層機能させるため、学長より令和元年 6 月定例教授会で教育の質保証委員会の設置が示され令和 2 年 1 月 1 日施行となった(提出-11) (備付-規約集 126 教育の質保証委員会規程)この委員会の構成員は、学長、事務局長、学内理事 2 名(学生部長兼任者含む)、教務部長、教職センター所長、キャリア支援部長、入試委員長、学科主任 3 名である。また、委員会の機能は、全学的な教育の質に関わる事案を横断的・総合的に議論するもので、その後の常任理事会、理事会で審議して方向性を決定し、関係委員会・部署が具体的な対応を行うシステムである。組織体制は以下の図で示したとおりである。

【「教育の質保証委員会」体制図】



本学では、前述したように、これまで自己点検・評価の結果を改革・改善に結び付けるための組織の構築を行ってきた。その結果、図に示すような体制が整い、関係各課、部館所長は評価の向上を常に意識して取り組むことができるようになった。具体的には、令和元年度の教育の質保証委員会において、平成 29・30 年度共に「C」と評価された項目に関する対応策について検討を行い、バリアフリー化の取り組みや海外からの研究者の招致への対応を次年度の検討課題としていくことを確認した(備付-72)。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で示す教育目標の実現のためには、学生の自律的な学習行動の発現とそれを実現するための効果的な教育を行うことが重要である。そのためには学習と教育の質を保証する必要がある。これらの質を保証するためには、適切な学習指標の設定と評価・点検が不可欠である。ここでは、本学の成果を中心とした教育の質保証に係る取り組みについて記述していく。

(1) 学びの構造

<保健体育学科>

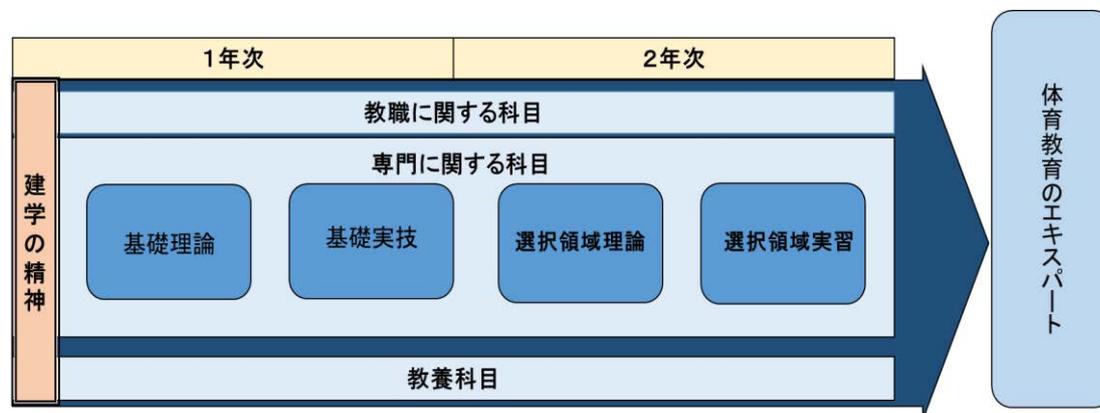
1 年次、教養科目である「藤村トヨの教育(必修)」を通して建学の精神を学び、本学における学びの基礎を構築し、「キャリアデザイン(必修)」、「国語基礎講座(必修)」を通して人間力を養う。基礎理論は「スポーツ原理(必修)」、「生理学(必修)」、「スポーツ史(必修)」、「スポーツ栄養学(必修)」の 4 科目である。基礎実技は、幅広く学べるように選択必修科目とし、「水泳(含む海浜実習)(必修)」、「体づくり運動(選択)」、「器械運動(選択)」、「陸上競技(選択)」、「球技(選択)」、「ダンス(選択)」の領域は 12 科目を開講しており幅広く学ぶ選択必修である。選択領域理論・実習では「スポーツ医学(含む救急法)(選択)」、「学校保健(含む小児保健、精神保健、学校安全)(選択)」、「スポーツ行政学(選択)」、「アスレティックコンディショニング(選択)」、「キャンプ(選択)」、「スキー(選択)」、「スノーボード(選択)」他、これらの講義と演習や実技で体育短期大学の土台となる体育・スポーツの基礎と実技を体得する。

2 年次、教養科目である「思想と人間観(選択)」、「社会と人間(選択)」、「英語表現(選択)」で、指導者として様々な領域に柔軟に対応できる指導力を養う。基礎理論である「スポーツ心理学(必修)」で体育・スポーツの心の役割を学び、幅広い年代のスポーツへの関わり方を理解する。基礎実技の「新体操 a(選択)」、「球技(ハンドボール・バスケットボール)(選択)」、「武道(柔道・剣道)(選択)」他を通して実技の専門的な領域を学び、指導者としての実践力を養う。選択領域理論・実習では「運動学(含む運動方法(選択))」、「トレーニング概論(選択)」、「スポーツ社会学(選択)」、「レクリエーション実習」、「社会体育施設実習」等を通して、より体育・スポーツの

専門的・実践的な知識を学び、指導者としての即戦力を磨く(提出-12)。

このように、1年次で体育の理論と実技の基礎をしっかり身につけ、2年次では専門的な分野を領域別に選択し高度な技術を修得し、自分の目指す進路へ進む力を身につけて、体育教育のエキスパートを育成する構造になっている。

【保健体育学科】



また、中学校教諭二種免許状の取得を目指すものはさらに1・2年次通して、教職に関する科目を履修することにより将来、中学校教諭(保健体育)としての道も開かれる(提出-12)。

<児童教育学科>

「幼小コース」と「幼保コース」を設置し、進路に合わせ将来を見据えた学びが得られる。教養科目は両コースとも同科目で1年次、「藤村トヨの教育(必修)」を通して建学の精神を学び、本学における学びの基礎を構築し、「キャリアデザイン(必修)」、「国語基礎講座(必修)」、「野外活動実習(必修)」等を通して人間力を養う。2年次、「総合表現(創作オペレッタ)(必修・選択)」、「外国語コミュニケーション(英語)Ⅰ」、「海外英語・文化講座」、「体育理論・体育実技(含む水泳)」等で様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を養う。

○幼小コース

1年次、幼稚園教諭・小学校教諭共通の教科科目として、「国語(必修)」、「社会(必修)」、「算数(必修)」、「理科(必修)」、「音楽(必修)」、「図画工作(必修)」、「体育・幼児体育(必修)」の7教科と、「教師論(必修)」、「教育原理(必修)」、「保育原理(必修)」、「発達心理学(必修)」等の基礎理論を学び理解する。

また、幼稚園教諭免許に必要な保育内容指導法として、「保育内容(健康)指導法(必修)」、「保育内容(言葉)指導法(必修)」、「保育内容(表現)指導法(必修)」学び、現場実習の「教育実習(幼稚園)Ⅰ(必修)」に繋げる。小学校教諭免許科目としては、「国語科教育法(必修)」他、7教科の各教育内容指導法と、教育方法(含情報機器及び教材活用)を学ぶ。それぞれ目指す資格にあわせ、これらの講義と演習や実習で幼児から児童の発達に合わせた教育法について学び、3歳から12歳の発達段階を理解した教育者として必要な創造力を養う。

2年次、幼稚園教諭の教職科目として、「保育・教育課程論(必修)」、「保育内容総論(必修)」、「幼児理解(必修)」や、「保育内容(人間関係)指導法(必修)」、「保育内容(環境)指導法(必修)」、「保育内容(音楽表現)指導法(必修)」、「保育内容(造形表現)指導法(必修)」等の指導法を学び、「教育実習(幼稚園)Ⅱ(必修)」や「保育・教職(幼稚園)実践演習(必修)」に繋げる。小学校教諭免許科目として、「教育課程論(必修)」、「道徳の指導法(必修)」、「特別活動の指導法(必修)」、「特別支援教育概論(必

修)」「教育相談(必修)」等、児童教育に必要な専門理論を学び「教育実習(必修)」、「教職実践演習(必修)」に繋げ、教育者としての実践力を養う。これらの講義と演習や実習で幼児・児童教育の本質と理想を追求し指導者の資質を高め、多様化する現代社会における教育問題及び社会問題を理解する。

このように、1年次では幼児・児童の教育の基礎理論となる教科・領域科目を中心とした専門科目を学び、2年次ではさらに発展した専門科目により保育者・幼児教育者としての即戦力を磨く(提出-12)。

○幼保コース

1年次、幼稚園教諭・保育士共通の科目として、「音楽 A(必修)」の教科科目と、「教育原理(必修)」、「発達心理学(必修)」、「保育原理(必修)」、「保育者・教師論(必修)」の基礎理論を学ぶ。また、「保育内容(環境)指導法(必修)」、「保育内容(言葉)指導法(必修)」、「保育内容(表現)指導法(必修)」の指導法を身につける。幼稚園教諭免許科目として、「教育方法(必修)」他を学び、1年次の「教育実習(幼稚園) I(必修)」に繋げている。保育士資格科目として、「子どもの家庭福祉(必修)」、「社会福祉(必修)」、「障害児保育(必修)」、「保育実習指導 I(必修)」他を学び、「保育実習 I(保育所)(必修)」体験し、幼児から児童の発達に合わせた教育法について学び、0歳から5歳の発達段階を理解し教育者として必要な創造力を養う。

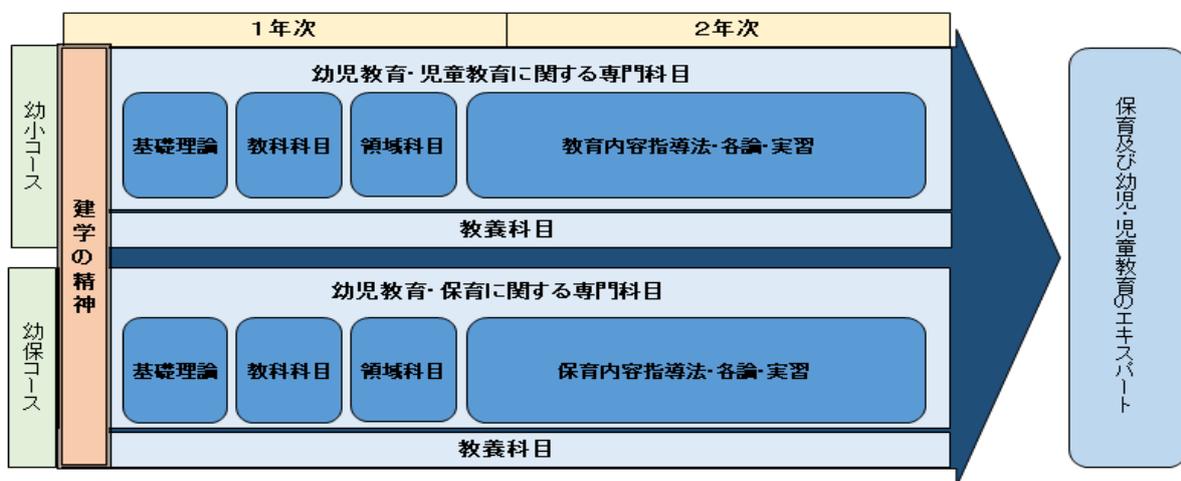
2年次、幼稚園・保育士共通の科目として、「総合表現(創作オペレッタ(必修))」、「保育・教育課程論(必修)」、「保育内容総論(必修)」や保育内容の領域に必要な指導法を学び、現場実習後の「保育・教職(幼稚園)実践演習(必修)」に繋げ実践力を養う。

幼稚園教諭免許科目として、「幼児理解(必修)」、「教育相談(必修)」、「教育実習(幼稚園) II(必修)」他を学ぶ。保育士資格科目として、「社会的養護(必修)」、「子どもの保健(必修)」、「子どもの食と栄養(必修)」、「乳児保育(必修)」等の保育内容の専門科目を学び、「保育実習指導 II(選択必修)」に繋げ、保育者としての実践力を養う。これらの講義と演習や実習で乳幼児教育の本質と理想を追求し保育者・教育者の資質を高め、多様化する現代社会における教育問題及び社会問題を理解する。

このように、1年次では乳幼児教育の基礎理論となる教科・領域科目を中心とした専門科目を学び、2年次ではさらに発展した専門科目により保育者・教育者としての即戦力を磨く(提出-12)。

児童教育学科の両コースは共に保育及び幼児・児童教育のエキスパートの育成を目指した学びの構造になっている。

【児童教育学科】



(2) アセスメントの考え方

上記の学びの構造を踏まえ、学習成果の可視化を目的としたアセスメントの構築を進めている。近年、「文部科学省教学マネジメント特別委員会」において、教学マネジメント指針が提示され、アセスメントプランの概要が示された。本学では、このような状況を踏まえ、アセスメントプランの策定を見据えた「学習成果を評価するための評価方針」を策定した(備付-73)。

学習成果を評価するための評価方針

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、学習成果を評価する方法として、身につけるべき能力の修得状況を機関レベル※、学位プログラムレベル(学部・学科)、科目レベル(授業)の3段階で評価する基準を定めています。

1. 学習成果の評価基準

本学における学習成果は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、求める各能力の修得状況について、達成すべき資質・能力を以下の観点から評価します。なお、具体的な評価要件は下記に示すとおりです。

- ① 人間形成・知識・技能・理解力・指導力
- ② 実践的に必要な思考力・判断力・表現力
- ③ 社会との関わり・関心・意欲

2. 学習成果の評価方法

(1) 機関レベル※

学生の就職率、卒業年次を実施する学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)、就職先インタビュー、卒業生調査等によって、達成すべき資質・能力の修得状況を評価します。

(2) 学位プログラムレベル(学部・学科)

卒業・進級要件の達成状況(単位修得状況・GPA)、学部・学科の所定の教育課程における資格・免許の取得状況、学生調査アンケート等によって、達成すべき資質・能力の修得状況を評価します。

(3) 科目レベル(授業)

シラバスで提示された成績評価基準等に基づいて、達成すべき資質・能力の修得状況を評価します。

※機関レベルには、大学及び短期大学が含まれる

学習成果は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を達成するために3層構造に基づきアセスメントを設定している。このように多層構造のアセスメントを設定することで、本学の学びが適切に行われているかを点検できている。

(3) アセスメントの設計と方法

アセスメントの設計にあたり、達成すべき能力ごとに直接評価と間接評価を組み合わせて評価できるように設計している。

直接評価では、試験や成績(GPA 含む)の結果、修得単位で査定を行う。間接評価では、「授業評価アンケート」や「学習成果測定アンケート」等を用いている。また、体育大学である本学では、身体能力を測定するために「新体力テスト」(備付-81pp.3-34、78、79、80)を実施している。これら内部の評価指標以外にも、学びを円滑にするため、全体的な基礎学力を把握することを目的として、「日本語基礎力テスト(旺文社)」を行うことを決定した(備付-74)。

アセスメントの方法としては、定性的なアンケートやテストなどを中心に実施しており、IRを中心に様々な分析を行っている(備付-75、76)。

(4) アセスメントの実施事例

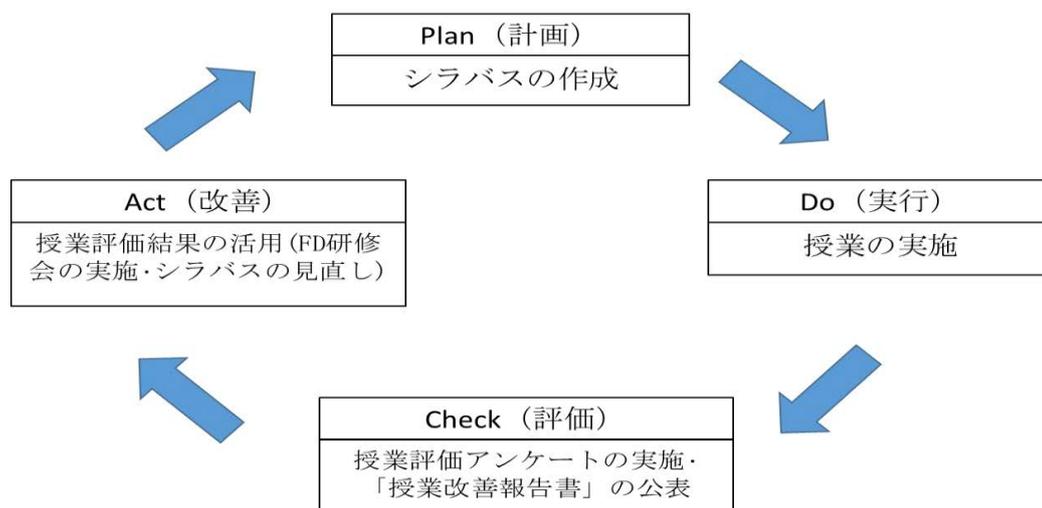
アセスメントの実施事例は以下のとおりである。

① 授業評価アンケート

全学生を対象に、毎年前期・後期に実施する「授業評価アンケート」を評価指標とし、学習成果の達成状況を評価している。授業担当教員は「授業評価アンケート」の結果を参考に、シラバスに記載した科目の到達目標や授業内容などの見直しを行い、次年度の授業実施に生かしている(備付-77)。

具体的には、「授業評価アンケート」のPDCAサイクル(下図)は、シラバスの作成【PLAN・計画】を行い、各教員によって授業が実施【DO・実行】され、期末に「授業評価アンケート」を実施【CHECK・評価】する。そして、授業評価結果の活用として評価結果に基づくFD研修会を開催し、シラバスの見直しが行われている【ACT・改善】。これらの授業評価については、FD委員会が中心となり、改善・充実に努めている。

【「授業評価アンケート」のPDCAサイクル】



② 学習成果測定アンケート

「学習成果測定アンケート」を開発しており、全在学生を対象に試験的に実施した(備付-75、76)。本アンケートの実施により、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に掲げた身につけるべき能力について、学生がどの程度意識しているかを測った。質問項目は以下のとおりである。

【「学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)」の質問項目(抜粋)】(備付-76)

＜本学であなたが学び、身につけたことについてお尋ねします。＞

- Q1. あなたは、1年前のあなたに比べて、教養を広く身につけることができましたか。
- Q2. <保健体育学科>
あなたは、1年前のあなたに比べて、保健体育の内容を理解し実践できるようになりましたか。
- Q2. <児童教育学科>
あなたは、1年前のあなたに比べて、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視点から子供の成長過程を幅広く捉えられるようになりましたか。
- Q3. あなたは、1年前のあなたに比べて、自ら課題を設定し、分析や考察ができるようになりましたか。
- Q4. あなたは、1年前のあなたに比べて、多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができるようになりましたか。
- Q5. あなたは、1年前のあなたに比べて、社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決できるようになったと思いますか。
- Q6. <保健体育学科>
あなたは、1年前のあなたに比べて、体育・スポーツの知識を生かして、社会の発展に貢献できるようになったと思いますか。
- Q6. <児童教育学科>
あなたは、1年前のあなたに比べて、保育・幼児教育および児童教育の知識を生かして、社会の発展に貢献できるようになったと思いますか。

【「学習成果測定アンケートの回答率】

単位：%

学科	保健体育学科		児童教育学科	
	1年	2年	1年	2年
Q1.	67.5	80.0	62.9	82.6
Q2.	72.5	90.0	65.7	87.0
Q3.	60.0	83.3	61.4	84.8
Q4.	62.5	73.3	60.0	84.8
Q5.	55.0	73.3	57.1	80.4
Q6.	57.5	73.3	58.6	80.4

(全回答者数：

保健体育学科 1年 40人、2年 30人/児童教育学科 1年 70人、2年 46人)

※上記の数値は「できるようになった」、「まあまあできるようになった」を合わせた解答率である。

上記の学科・学年別集計結果を見ると、半数以上が「身につけることができた」と回答しており、学年別に見ても、1年次より卒業年次の方が身についたと実感する学生の割合が高くなっている。

今後、学習成果の査定の手法についてはアセスメントプランの構築とともに検討していく。

「授業評価アンケート」(備付-119)のように様々な形で教職員に結果を報告し、

それらに基づいて階層ごとに振り返りを行うことを目指している。

関係法令の変更の確認及び遵守については、総務課が所管となり関係委員会で確認を行っており、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し遵守している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学は、特に教育の質保証を柱とした内部質保証体制の構築を進めてきたが、そのなかで、二点課題がある。

一つ目は、本学の特徴である「体育の学び」をどう評価・点検していくかが重要な課題である。いくつかの判断指標(大会での成績、体育実技における成績評価など)はあるものの、全学的な独自指標の構築までには至っていない。これは安易な評価指標を設定するのではなく、より建学の精神を踏まえた学びの指標を構築していくことが重要であり、今後、教育の質保証を進めていく上での課題である。

二つ目は、学習成果に関する各種データの活用についてである。本学は平成 29 年度から学生調査アンケートを開始している。学習実態の把握が目的であり、学習時間や1週間の平均アルバイト時間等があるが、そうした質問結果と GPA、所属クラブなどの学生データを関連付け、分析を行うことで学生の特性が分かることが、学生調査アンケートの結果分析で明らかになった(備付-83)。こうした分析結果を各部署に情報として提供し、改革・改善を行う際の検討材料として活用することが課題である。

このことから、卒業生数や就職率の公表だけでなく、「学生調査アンケート」や「学習成果測定アンケート」の公表も行なっていく必要がある(備付-83、75、76)。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和元年 9 月から外部の評価専門講師を「内部質保証・IR アドバイザー」として委嘱した。

その結果、自己点検・評価活動を客観的に捉え、実践してくための仕組みが構築されてきている。

また、これまでの本学独自の内部質保証を含め内部質保証のあり方について、令和元年 9 月に学長、学内理事、教育の質保証委員会委員、認証評価対応委員会委員を対象とした講演会を実施した。また、同年 11 月には全教職員を対象に、講演会を実施した(備付-84、85)。こうした講演会などの内部質保証に関する研修を通じて、内部質保証の浸透を意識しつつ、円滑に機能させるための機会を設けている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況について

建学の精神の行動計画は、建学の精神を通年的に表明し、一層の周知と啓発を図るというものであった。この計画に対し、本学は毎年建学の精神を『大学案内』や広報物に掲載するとともに、積極的に本学が主催する行事や挨拶に建学の精神を伝える機会を設けてきた(提出-1、2)。

また、平成 25 年度から建学の精神を踏まえた公開講座である、成人講座「大人のラジオ体操」を継続的に開講している。本講座は、本学を象徴する「腰伸ばせ即ち腹の力」を体現する特色ある講座であり、本学教員と卒業生が講師を務めている。さらに、本学は 2022 年に創立 120 周年を迎えることから、記念事業として記念式典を行っていく。このため、学校法人藤村学園創立 120 周年記念誌編纂委員会を

設置し、本学の建学の精神をより一層広く学外に周知できる一つの機会として取り組んでいく。

教育の効果の行動計画は行動・実践の点検と、学習成果の評価の透明化・学外への表明である。このことについては、令和元年度に「学習成果測定アンケート」を短期大学の全学年を対象に実施し、調査結果の活用に努めている(備付-72、73)。また、学外への表明については、本学ウェブサイト就職率や教育職員等免許状取得者数を掲載している(備付-48)。今後は前述した「学習成果測定アンケート」(備付-75、76)等の定性的な調査結果も公表できるよう努めたい。

自己点検・評価の行動計画の「日常的な自己点検・評価」と「自己点検・評価活動における全教職員の関与」については、評価委員会と令和元年度に設置した教育の質保証委員会が連携し、経年的に見直しを行っている(備付-72)。また「自己点検・評価の成果の活用」については、前回受審時に改善課題として挙げた「学生と自己点検・評価を共有し、教育の効果向上させる」という課題について取り組んだ。

令和元年度に行なった「平成 29・30 年度自己点検・評価」から評価が前年度から改善された項目と次年度改善を要する項目を抽出し、PDCA サイクルの機能を学生目線で分かりやすくまとめ、学内にポスター掲示を行なった(備付-86)。学生への意識づけを行い、今後は学生とどのように協働していくかを検討していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学ではアセスメント・プランの策定にあたり、令和元年度 12 月に「文部科学省教育マネジメント特別委員会」から「教学マネジメント指針」に示されたアセスメント・ポリシーからアセスメントプランへの変更・修正に沿って、教員の学習成果への意識化と本学としての自律組織的な行動の重要性を踏まえ取り組んでいくことが必要である。そこで、これまでの自己点検・評価を踏まえつつ、新たに方針・実行計画・実施方法についての検討を始めたところである。

今後は「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で掲げた能力が卒業時まで身に付いているかどうかを本学の体育短期大学としての独自性を生かしながら、多様かつ多面的に査定し、評価する体制を構築していく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料
- 1 大学案内 2019
 - 2 大学案内 2020
 - 3 CAMPUS GUIDE 2019
 - 8 東京女子体育短期大学学則
 - 9 ウェブサイト「本学園教育の目指すもの(3つのポリシー)」
<https://www.twcpe.ac.jp/about/education.html>
 - 12 2019 履修ナビ
 - 13 ウェブサイト「入学者受け入れの方針」
<https://www.twcpe.ac.jp/admission/admission.html#gsc.tab=0>
 - 14 2019 年度(令和元年度)シラバス
 - 21 2019(平成 31 年度)入学試験要項
 - 22 2019(平成 31 年度)入学試験要項(指定校用)
 - 23 東京女子体育大学 2019
3 年次編入学・3 年次転入学試験「入試要項」
 - 24 2019 年度入学試験案内
 - 25 2020(令和 2 年度)入学試験要項
 - 26 2020(令和 2 年度)入学試験要項(指定校用)
 - 27 東京女子体育大学 2020
3 年次編入学・3 年次転入学試験「入試要項」
 - 28 2020 年度入学試験案内
- 備付資料
- 42 就職先インタビュー
「東京アスレティッククラブ(TAC)ヒアリング」記録
 - 43 就職先インタビュー「ボディ企画研究所ヒアリング」記録
 - 46 ウェブサイト「卒業生の進路状況(児童教育学科)」
https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_jidou.html
#gsc.tab=0
 - 47 ウェブサイト「卒業生の進路状況(保健体育学科)」
https://www.twcpe.ac.jp/employment/situation_hoken.html
#gsc.tab=0
 - 72 令和元年度第 3 回教育の質保証委員会会議記録
 - 75 2019 年度学習成果測定アンケート実施報告
 - 76 2019 年度学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)実施報告
 - 77 令和元年度授業改善報告書
 - 82 IR 報告「2019 年度学生調査アンケート・
2019 年度学習成果測定アンケート」
 - 83 令和元年度定例第 5 回教授会 校務一般資料 No.6
「平成 30 年度学生調査アンケートの実施報告について」
 - 89 「幼稚園長・保育所(園)長 懇談会」
 - 90 「企業・体育施設関係者 懇談会」
 - 92 2019 年度卒業生調査結果報告書
 - 94 インターンシップまとめ
 - 95 ウェブサイト「編入学・転入学試験」
<https://www.twcpe.ac.jp/admission/transfer.html#gsc.tab=0>

- 101 卒業生の進路状況(平成 27 年度～令和元年度)
- 102 東京女子体育短期大学キャリア支援年間計画
- 103 令和元年度定例第 1 回教授会資料
「平成 31 年(2019) 年度インターンシップについて」
- 114 2019 年度入学者向け大学案内補助資料
- 115 2020 年度入学者向け大学案内補助資料
- 116 資格の手引き
- 117 教育実習の手引き
- 118 授業評価アンケート調査用紙
- 119 令和元年度前期・後期「授業評価アンケート」結果
- 127 ウェブサイト「UNIVERSAL PASSPORT」
<https://unipa.twcpe.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>
- 249 ウェブサイト「受験生 Q&A」
<https://www.twcpe.ac.jp/admission/faq.html#gsc.tab=0>
- 250 ウェブサイト「お問い合わせ」
<https://www.twcpe.ac.jp/college/contact.html#gsc.tab=0>
- 251 教職委員会資料「保育実習指導 I 見学実習について」

備付資料・規約集

- 127 東京女子体育短期大学学則
- 139 授業科目の履修等に関する内規
- 172 学校法人藤村学園 藤村トヨ奨励金規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、建学の精神と教育理念を反映し、到達すべき学習成果に対応し、身につく 7 つの能力(3 大別 7 細別)を定めている。

保健体育学科の卒業認定・学位授与については、東京女子体育短期大学・学則第 26 条(卒業の認定)、28 条(学位の授与)、19 条(課程の履修)に定めている。また、児童教育学科は、学則第 27 条(卒業の認定)、28 条(学位の授与)、20 条(課程の履修)に定めている(提出-8)(備付-規約集 127 東京女子体育短期大学学則)。

保健体育学科の卒業要件は、学則第 26 条において「保健体育学科にあっては、2 か年以上在学し第 19 条所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と定めている。

児童教育学科の卒業要件は、学則第 27 条において「児童教育学科にあつては、2 年以上在学し第 20 条所定の授業科目を履修し、65 単位以上を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。」と定めている(提出-8)(備付・規約集 127 東京女子体育短期大学学則)。

これらについては、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に明確に示している。

<保健体育学科>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

教育目標をかかげ、2 年間の学修を通して、教育課程を修了して所定の単位数を修得し、以下に定める能力を身につけた学生に対して、「短期大学士(保健体育)」の学位を授与します。

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 保健体育の内容を理解し実践できる能力を有している。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。

〔実践的に必要な思考力・判断力・表現力〕

4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。

〔社会との関わり・関心・意欲〕

6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保健体育およびスポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。

<児童教育学科>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

教育目標をかかげ、2 年間の学修を通して、教育課程を修了して所定の単位数を修得し、以下に定める能力を身につけた学生に対して、「短期大学士(児童教育)」の学位を授与します。

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視点から子どもの成長過程を幅広くとらえることができる。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。

〔実践的に必要な思考力・判断力・表現力〕

4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。

〔社会との関わり・関心・意欲〕

6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保育・幼児教育および児童教育の知を生かし、社会の発展に貢献できる。

成績評価の基準については、学則第 23 条や「授業科目の履修等に関する内規」に定めている。また、児童教育学科幼保コースの資格取得要件については、「児童教育学科幼保コース(指定保育士養成教育課程に関する細則)」に定めている。こうした基準や要件は、学生便覧『CAMPUS GUIDE』(提出-3)に掲載している学則や「資格の手引き」(備付-116)、「教育実習の手引き」(備付-117)等で周知している。

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)については、本学公式ウェブサイトや『大学案内』(提出-1、2)、学内で配布している授業支援ガイドブックとなる『履修ナビ』(提出-12)にも毎年度明記している。教育目標及び学生が修得すべき学習成果について、フレッシュウィークのオリエンテーションや後期授業開始直前のオリエンテーションなどで説明している。

保健体育学科の卒業生は、体育施設への就職が好調で、100%近い就職率を達成できている。そして、これらの卒業生は民間のほか公共施設等で地域スポーツ振興のために力を尽くしており、社会的に十分有用な人材を育成している(備付-101)。

児童教育学科の卒業生は、幼稚園や保育所に 100%近い就職率となっている。これらの卒業生は「運動遊び」など体育短期大学の特色を生かしたカリキュラムで身につけた指導力を生かしており、幼稚園や保育所などの教育現場で高く評価されている(備付-101)。

前述したとおり、建学の精神に基づき「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は到達すべき学習成果に対応し、身につく 7 つの能力(3 大別 7 細別)を定めており、社会的・国際的な通用性を有している。

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)については、平成 26 年度に改正され、令和元年度に見直しが行われた。また、令和元年 9 月から教育の質保証委員会の依頼を受け、教務委員会が「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)にある身につく 7 つの能力を、本学のカリキュラムに当てはめ、カリキュラムマップを作成した。今後も社会の変化や動向を踏まえて「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)の定期的な点検・改善を行っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を

適切に行っている。

- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に対応して、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)を定め、編成している。

保健体育学科と児童教育学科の教育課程は、短期大学設置基準、教育職員免許法及び指定保育士養成施設指定基準に則り、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当して体系的に編成している(提出-8)(備付-規約集 127 東京女子体育短期大学学則第 18 条(教育課程))。また、カリキュラムマップにより、各授業科目と「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)との関係を明確に示している。

<保健体育学科>

「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)

[カリキュラムの編成と教育内容]

2年間の学修を通して教育目標を達成するための、教養科目、基礎科目および体育の専門科目で編成します。

○ 教養科目

本学の基本理念および歴史と伝統、国語、外国語等豊かな教養の基盤を養います。

○ 基礎科目・専門科目

- スポーツを基盤とした専門の基礎理論と基礎実技を学び、実践力を養います。
- 専門科目を選択することにより体育・スポーツの理論と実技の両面から専門的に学びます。

[教育方法]

講義、演習、実技、実習等を複合的に行い、学生同士が教え合い相互に学ぶ合う協同学習を授業形態に取り入れています。

[学修成果の評価方法]

科目ごとに、シラバスに明示した評価の方法により、試験(筆記、実技等)、レポート等で行います。

<児童教育学科>

「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)

[カリキュラムの編成と教育内容]

2年間の学修を通して教育目標を達成するために、教養科目、児童教育・幼児教育・保育に関する科目および教職に関する専門科目でカリキュラムを編成しています。

○ 教養科目

本学の基本理念および歴史と伝統、国語、外国語等豊かな教養の基盤を養います。

○ 専門科目

音楽、図画工作、教育原理、発達心理学等、保育・幼児教育および児童教育の基礎理論と基礎実習により実践力を養います。

- 幼小コース：幼稚園教諭および小学校教諭の資格取得に必要な教科と実習
- 幼保コース：幼稚園教諭および保育士の資格取得に必要な教科と実習

[教育方法]

「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」を重視した教育を展開するために、講義、演習、実技実習等を複合的に行い、さらに保育実習・教育実習や卒業公演である「創作オペレッタ」等を通してその能力を磨きあげます。

[学修成果の評価方法]

科目ごとに、シラバスに明示した評価の方法により、試験（筆記、実技等）、レポート等で行います。

<保健体育学科>

保健体育学科は学校、社会、企業が求める体育・スポーツの幅広い優れた指導者を育成することを目的としている。そのため、学習成果に対応した専門家としての実践力を身につけるため、「保健体育」の教育職員免許状や各種資格が取得できるよう多くの選択科目でカリキュラムを編成している。

教養科目は、必修3科目4単位を含め14単位、専門に関する科目の「基礎理論」（必修5科目10単位）と「基礎実技」（必修1科目2単位・選択12科目12単位）の24単位を最低履修単位としている。専門に関する科目の「選択理論」と「選択実習」は、「教養科目」及び「専門に関する科目」のうち最低修得単位数を上回って修得した科目や「教職に関する科目」のうち指定科目から修得した科目の単位数と合わせて24単位以上となるよう選択し、単位を修得する。

保健体育学科(令和2年度入学)				
授業科目		必修	選択	最低履修単位数
教養科目		4単位	10単位	14単位
専門科目	基礎理論	10単位		24単位
	基礎実技	2単位	12単位	
	選択理論		24単位	24単位
	選択実習			
教養科目の余剰単位				
専門科目の余剰単位				
教職科目の指定科目の単位				
卒業要件単位		16単位	46単位	62単位

<児童教育学科>

児童教育学科は、保育及び幼児・児童教育の有能な指導者の育成を目的としている。平成30年3月26日付で東京都から「指定保育士養成施設」に指定され、平成30年4月から幼保コース(保育士養成課程)を開設した。体育短期大学の特性を生かした専門的な体育教育「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」を学ぶカリキュラムとなっている。また、進路希望に即したコース制を導入し、幼保コースでは、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を、幼小コースでは、幼稚園教諭二種免許状と小

学校教諭二種免許状が取得できるようカリキュラムを体系的に編成している。ここでは「幼小コース」と「幼保コース」の履修モデル単位数を示す。

○幼小コース

幼稚園教員免許状と小学校教員免許状を取得し、さらにジュニアスポーツ指導員資格や東京女子体育大学体育学部編入学を目指す学生を対象としている。

卒業の最低修得単位数は65単位であるが、小学校・幼稚園の教員免許状を両方取得するためには、さらに14単位が必要となるため、79単位の修得を目指し卒業することになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、小学校教員免許状の場合は70単位の修得となる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、保育士資格の場合は72単位の修得となる。

児童教育学科幼小コース(令和2年度入学)							
授業科目		幼稚園 小学校教諭		幼稚園教諭		小学校教諭	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位
	選択						
専門科目	必修	65 単位	66 単位	38 単位	42 単位	43 単位	47 単位
	選択必修	1 単位				1 単位	
	選択			4 単位		3 単位	
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位	10 単位	10 単位
取得要件単位		79 単位		65 単位		70 単位	

○幼保コース

幼稚園教員免許状と保育士資格の両方の資格を取得し、さらにジュニアスポーツ指導員資格や東京女子体育大学体育学部編入学を目指す学生を対象としている。

卒業の最低修得単位数は65単位であるが、幼稚園の教員免許状と保育士資格の両方を取得するためには、さらに21単位が必要となるので86単位の修得を目指すことになる。

児童教育学科幼保コース(令和2年度入学)							
授業科目		幼稚園教諭 保育士		幼稚園教諭		保育士	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	9 単位	11 単位
	選択					2 単位	
専門科目	必修	68 単位	73 単位	38 単位	42 単位	54 単位	61 単位
	選択必修	5 単位				7 単位	
	選択			4 単位			
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位		
取得要件単位		86 単位		65 単位		72 単位	

各授業科目の単位の認定は、年間及び学期において履修できる単位数の上限を定めている。

保健体育学科は学期ごとに 23 単位を上限とし、年間 46 単位としている。児童教育学科は完全 Semester 制でないことから、年間 46 単位を上限としている。学生が主体的に予習・復習ができるよう、授業科目ごとに課題や小テストなどをシラバスに明示している。授業の休講に対しても補講日、補講期間を設けて対応している。

成績評価は、短期大学設置基準に則り、学則第 23 条及び「授業科目の履修等に関する内規」(備付・規約集 127 東京女子体育短期大学学則、139 授業科目の履修等に関する内規)により、試験の成績、提出物、平素の学習状況等をもとに総合的に判定している。

成績評価方法は、シラバス(提出・14)への明示のほか、授業担当教員から学生に授業ガイダンスを行った上で授業を行うようにしている。また、全ての学生に『履修ナビ』(提出・12)を配布して履修や成績評価について説明している。

シラバスについては、「シラバス作成要領」を全教員に配布し、各教員が作成している。その要領では、授業の概要、授業方法・形態、授業の到達目標(「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で目指す資質・能力)、授業計画、成績評価方法、教科書・参考書、事前・事後学習及び学習時間(予習・復習)、授業担当教員による授業内容との関連性について記述するよう明示している。

通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

教員については、本学の教育課程を遂行するために、短期大学設置基準、教育職員免許法及び本学短期大学教育職員資格審査規程を基に専門性、研究業績、教育業績を踏まえ専任教員を適切に配置している。専任教員が担当できない授業科目は非常勤講師が担当している。

保健体育学科は、大学体育学部の教育課程の見直しと合わせて平成 27 年度に見直しを行った。

児童教育学科は、平成 30 年度に指定保育士資格認定校となったため教育課程を改定し、「幼小コース」と「幼保コース」の教育課程を編成した。令和元年度には保育士資格・教育職員免許法が改正となったため新法に適用するよう見直しを行っている。

また、令和元年度には、「2020 カリキュラム検討プロジェクト」及び「同短期大学検討部会」が発足し、「特色あるカリキュラムの改善」として議論を進めた。体育短期大学としての充実した体育・スポーツ施設の活用及び体育専門指導陣の活用を生かした体育系科目の設置、教科科目の変更、科目の精選を軸に改正を行った。高校生にとって魅力ある児童教育学科を目指して、令和 2 年度入学生より新しい教育課程で運用を開始する。

教育課程の見直しは定期的に行っている。令和元年に見直した「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)にある身につく 7 つの能力(3 大別 7 細別)を、現行の教育課程に当てはめてカリキュラムマップを策定した。

今後は、授業科目と「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で求める能力が学習成果と対応していることが視覚的に理解しやすくなったため改善を図っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学の教養教育は、豊かな社会性と人間性を支える広い教養と、総合的な判断力を培い、様々な領域に対応できる力を有することを考慮して内容と実施体制を確立している。

教養科目としては、基礎演習科目、教養科目(人文・社会・自然)、語学・情報科目、体育科目で構成している。

基礎演習科目としては、本学の建学の精神に通じる基本理念及び歴史と伝統を学ぶ「藤村トヨの教育」、日本語の言語表現に関する知識・技能を身につける「国語基礎講座」、自分の生き方や職業について目的意識をもって主体的に考え、充実した学生生活を送ろうとする意欲と行動力を育成する「キャリアデザイン」を1年次に配置している。

教養科目としては、人文学系の「児童と文学」・「音と芸術」、社会科学系の「日本国憲法」・「思想と人間観」、自然科学系の「環境と自然の保全」・「自然科学入門」などの科目を配置し、人文、社会、自然領域等の幅広い学習ができるよう配慮している。

語学・情報科目としては、自分の考えを表現し、的確に伝えるコミュニケーション能力を養う「外国語コミュニケーション(英語)」、オーストラリアの一般家庭にホームステイしながら、英語の実践力や異文化理解度の向上を図る集中授業「海外英語・文化講座」や多様化する高度情報化社会における諸問題に立ち向かう力を養う「情報リテラシー」などの科目を配置している。

体育科目としては、児童教育学科に体育短期大学の特色を生かした、「野外活動演習」、「体育理論」、「体育実技」を配置している。

児童教育学科では、専門科目の「国語」、「社会」、「算数」、「理科」、「音楽」、「子どもの健康」、「子どもの環境」、「子どもと人間関係」等の教科科目及び領域に関する専門的事項の科目や「教育内容指導法」「保育内容指導法」「教職実習」科目に繋がっている。また、総合表現「創作オペレッタ」は、2年間で学んだ「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の知識・技術を最大限生かし、すべて学生自身の力で創り上げていく、2年間の学びの集大成の場となっている。

このほか、様々な領域に対応し指導できる力と社会の発展に貢献できる能力を広げるために保健体育学科では「ボランティア理論・実習」、児童教育学科では「地域社会とボランティア」の選択科目を配置している。

これらの教養教育から修得した内容は、保健体育学科では専門教育の基礎理論、基礎実技及び選択理論・実習などに繋げて、卒業後はスポーツの知を生かし、社会の発展に貢献している。

これらの学習効果の判定は、年2回行われる定期試験のほか、授業内で行われる小テストや実技課題などによって総合的に評価し、単位を付与している。

さらに、教養教育を含め全授業科目について学生による「授業評価アンケート」(備付-118、119)を実施している。アンケートの結果は授業担当教員にフィードバックし、それをもとに授業担当教員は「授業改善報告書」(備付-77)を提出し、教育

内容の改善・充実に取り組んでいる。

また、令和2年1月と3月に「学習成果測定アンケート」を実施した(備付-75、76)。その際、質問事項に本学の学びについて内容を加え、具体的に教養科目に対する満足度も把握した。これらの結果を教育の質保証委員会で報告し、議論を行った(備付-72)。今後、これらの結果を教養教育のさらなる発展に活用していく。加えて、外部評価を入学時と卒業時に行うなど、教養教育の効果を定量的に把握する機会を設定していく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学における専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は以下のとおりである。

(1) キャリア教育授業での取り組み

1学年前期の必修科目「キャリアデザイン」を設定している。教養教育から専門教育へのステップとして、職業への接続を視野に入れた授業を展開している。また、キャリア支援課では、キャリア支援委員会の協力を得て「短期大学キャリア支援年間計画」を立て、キャリア支援課で開講している講座と必修科目「キャリアデザイン」との連動を図っている。

これら一連の取り組みは、職業や実際の社会生活に必要な能力である「社会人基礎力」を育成する上で重要な役割を担っている。具体的には、必修科目「キャリアデザイン」の授業において「働く目的」について考え、自己理解、自己適性を改めて考える機会としている。その上で「卒業後のライフデザイン」を作成している。

本学では、学科やコースに応じた学生のキャリア形成を図り、大学での養成から社会へのつながりを考えたキャリア支援に取り組んでいる(備付-102)。

(2) 各学科の取り組み

<保健体育学科>

保健体育学科では、学校教育・社会・企業が求める「体育・スポーツの幅広い優れた指導者、専門家」としての実践力を身につけるために、各自の進路に合わせた選択ができるように、多様な選択科目を開講している。学生は、2年間の学びにおいて、スポーツ科学を基盤とした体育・運動の基礎理論を実学として学び、かつ体育・運動の基礎技能を修得し、社会に貢献できる実践知の獲得に努めている。また、より高度な学びや研究を希望する学生のために、東京女子体育大学体育学部のカリキュラムとの互換性を高くするなどの取り組みを行っている。

現在、企業等ではインターンシップが大変重要視されている。このため、本学では平成29年度からインターンシップを授業化・単位化し、15時間のインターンシップ実習を含め、職業意識の向上を目指した学びのステップを踏んだ内容としている。また、資格取得の要件である教育実習、社会体育施設実習なども職業教育の一環として考え、実習の前指導と事後指導に力を入れ、より実践的な職業教育としている(備付-94、103)。

<児童教育学科>

児童教育学科では、保育士と幼稚園教諭を目指す幼保コース、小学校教諭・幼稚園教諭を目指す幼少コースの 2 コースを設けて、幅広く進路を考えられるように設定している。学生は、2 年間の学びにおいて、選択したコースに合わせた学習を進め、意欲と実践知を高めている。また、キャリア支援課主催で、「保育・幼児施設就職説明会」を 10 月に 2 回開催している。各園・施設長及び職員から講話をしていただき、学生の職業意識を高められるようにしている。さらに体育学を深めたい学生のために、東京女子体育大学体育学部体育学科への 3 年次編入学の進路も可能としている(提出-23、27)(備付-95)。

また、幼稚園・小学校での教育実習、保育所や保育所以外の児童福祉施設で行う保育実習はより学びの深い実践的な職業教育となっている。本学の教員が実習先に訪問するとともに、実習先からは実習終了後に報告書が提出されている。学生からも実習終了後に実習日誌を提出させるとともに実習報告会を実施し、自分の実習を省察する機会としている。特に入学後早期に実施される「保育実習指導Ⅰ」の見学実習では、保育実践現場での初めての観察と体験であり、具体的な仕事へのイメージを持つことができる職業教育となっている(備付-251)。

職業教育の効果の測定・評価、改善については以下のとおりである。

(1)進路先との情報交換会

進路結果を踏まえた上で進路状況や進路先への調査及び懇談会などを開催し、情報交換の機会を得ている(備付-89、90)。

(2)就職先インタビュー

令和元年度から、本学卒業生を多く採用した企業を抽出し、インタビューを行っている。インタビューの冒頭で、本学の教育理念、教育の特色、歴史について説明した。その後、本学の卒業生に対する社会人基礎力を含めた評価並びに意見聴取をした。さらに本学の学生教育に求める事項などについても質問を行った。このインタビューの回答を基に評価を行った(備付-42、43)。また、短期的に改善できる点については、学生への就職活動ガイダンスなどの機会にフィードバックしている。今後はインタビューを通して見えた課題を検討していく。

保健体育学科、児童教育学科の就職率は約 100%を維持しており、毎年度『大学案内』や本学公式ウェブサイトに公表している(提出-1、2)(備付-46、47)。この結果は、クラス担任などの継続的な指導に加え、本学入学後のフレッシュウィークや昼休みなどを利用したきめ細かい就職ガイダンスなどによる成果である。

卒業後の進路状況については、卒業時に全員に就職状況を調査し、資料としてまとめている(備付-101)。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)は、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)及び「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)と一体性、整合性を保つよう策定しており、学習成果に対応している。学生が修得すべき学力、資質を「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に明示しており身につく能力を学習成果とし、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)はそれを達成できる能力・知識等を持った学生を受け入れるとしている。これは、『入学試験要項』、『入学試験案内』、(提出-21、22、24、25、26、28)及び本学公式ウェブサイト「入学者受け入れの方針」(提出-13)に掲載し明確に示している。

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)について受験生により理解しやすい内容にするために令和元年度に見直しを行い、令和3年度入学者選抜から運用する。このため、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を受験生に理解しやすいように求める能力・知識等を簡潔に表し、各選抜において求める人物像を明確にした。

なお、令和3年度入学者選抜から運用する新「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しており、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」に従って、入学に際して求められる学力・資質・態度等について「本学の求める人物像」としている。さらに各選抜では多様な入学試験により、入学者に求める能力を多面的・多角的に評価し、総合的に判定することとした。「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の新旧対照は以下のとおりである。

<保健体育学科>

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)

【令和2年度入試まで運用】

【令和3年度入試から運用】

保健体育学科は建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

保健体育学科は豊かな教養とスポーツ科学を基盤とした専門的な知識、ならびに実践的指導力となる身体知を養成する教育プログラムを展開します。さらに、女性の感性を生かした体育の実践を通して、体育・スポーツの意味や価値に関する認識を深め、実践的な能力を身につけます。そのことによって、女性として、あらゆる世代にスポーツ文化を伝え、時代を超えて浸透させていくことのできる人材の育成を目指します。

保健体育学科は自らの目的を実現するための旺盛な探究心と活発な行動力を持ち、安易に正解や結果を導こうとするのではなく、その過程を幅広くとらえ不断の努力を惜しまず、常に他人を思いやり、新しい自分を発見しようとする意欲ある女性を求めます。

保健体育学科は文武両道を重んじ、修学とスポーツ活動の両立を旨とし、本学の歴史や理念および教育方針を理解した上で、東京女子体育短期大学で学びたいという熱意のある女性を求めます。

保健体育学科は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目指しています。

受け入れ学生には、以下のいずれかの能力を求めます。

1. 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力を有している。
 - －高等学校での履修内容を理解し高等学校卒業相当の知識を有している。
 - －保健体育に関して、修学に必要な実技能力を有している。
2. 物事を多面的かつ多角的に観察し、論理的に考察することができる。
3. 自分の考えをまとめた的確に表現することができる。
4. 保健体育およびスポーツに関わる諸問題に深い関心を持ち、社会に積極的に貢献する意欲がある。
5. 積極的に多様な人々とのコミュニケーションを図り相互理解に努めようとする態度を有している。

< 児童教育学科 >

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)

【令和2年度入試まで運用】

【令和3年度入試から運用】

児童教育学科は建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、児童教育・保育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

児童教育学科は豊かな教養と専門的な知識、ならびに「動きづくり」、「音づくり」、「ものづくり」という視野から、子どもの感性に共振する身体知を養成する教育プログラムを展開します。さらに、女性の感性を生かした体育の実践を通して、幼児や児童の教育・保育に関する認識を深め、専門的な能力を身につけます。これにより、女性として、子どもたちの成長を支え、豊かな感性を育てることのできる指導者の育成を目指します。

児童教育学科は“スポーツを愛し、子どもを愛せる人”を求めます。その上で、自らの目的を実現するための旺盛な探究心と活発な行動力をもち、安易に正解や結果を導こうとするのではなく、その過程を幅広くとらえ不断の努力を惜しまず、常に他人を思いやり、新しい自分を発見しようとする意欲ある女性を求めます。また、本学の歴史や理念および教育方針を理解した上で、本学科で学びたいという熱意のある女性を求めます。

児童教育学科は、建学の精神である「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を体現し、その姿勢をもって正しく社会の要請に応え、教育への情熱ならびに高度な専門知識と技能を有する実践的な指導者の育成を教育の目標とします。

受け入れ学生には、以下のいずれかの能力を求めます。

1. 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や実技能力を有している。
 - －高等学校での履修内容を理解し高等学校卒業相当の知識を有している。
 - －音楽、図画工作、体育に関して、修学に必要な実技能力を有している。
2. 物事を多面的かつ多角的に観察し、論理的に考察することができる。
3. 自分の考えをまとめた的確に表現することができる。
4. “スポーツを愛し、子どもを愛せる人“で、保育・幼児教育および児童教育に関わる諸問題に深い関心を持ち、社会に積極的に貢献する意欲がある。
5. 積極的に多様な人々とのコミュニケーションを図り相互理解に努めようとする態度を有している。

上記の「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)に加え、学納金等、必要な経費などの情報を毎年度の『入学試験要項』(提出-21、25)、『入学試験案内』(提出-24、28)、『大学案内補助資料』(備付-114、115)及び本学公式ウェブサイト(提出-13)にて明確に示している。

また、進学説明会及び高校訪問において、入試委員、入試課・広報課職員、進路アドバイザー、入試相談専門スタッフが志願者及び保護者等に対し『入学試験要項』(提出-21、25)、『大学案内補助資料』(備付-114、115)ほか広報関係資料を用いて明確に説明している。

令和3年度入学者選抜においては、関係法令及び各年度の大学入学者選抜実施要項「平成31年度大学入学者選抜実施要項について(平成30年6月4日付、文部科学省高等教育局長)」、「大学入学者選抜実施要項(平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について(平成30年10月22日付、文部科学省高等教育局長)」、「令和2年度大学入学者選抜実施要項について(令和元年6月4日付、文部科学省高等教育局長)」を踏まえ、「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)をもとに、より高等学校での調査書、科目試験、面接試験等で学力の3要素を総合的に評価することとした。「2021年度 各入学者選抜における「学力の3要素」の評価方法について」は以下のとおりである。

【2021年度 各入学者選抜における「学力の3要素」の評価方法について】

◎特に評価する ○評価する △参考にする

選抜区分 (現行)	学力の3要素											
	①知識・技能			②思考力・判断力・表現力			③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度					
	試験内容および評価内容(基準)	体育 学部	保健 体育 学科	児童 教育 学科	試験内容および評価内容(基準)	体育 学部	保健 体育 学科	児童 教育 学科	試験内容および評価内容(基準)	体育 学部	保健 体育 学科	児童 教育 学科
総合型選抜 (AO型入試)	出願書類審査(調査書)	○	○	○	出願書類審査(調査書)	△	△	△	出願書類審査(調査書)	○	○	○
	プレゼンテーションシート(エントリーシート)	◎	◎	◎	プレゼンテーションシート(エントリーシート)	◎	◎	◎	プレゼンテーションシート(エントリーシート)	◎	◎	◎
	個人面接試験 (プレゼンテーション5分程度含む20分)	◎	◎	◎	個人面接試験 (プレゼンテーション5分程度含む20分)	◎	◎	◎	個人面接試験 (プレゼンテーション5分程度含む20分)	◎	◎	◎
	運動競技歴等換算点	○	○	△	運動競技歴等換算点	○	○	△	運動競技歴等換算点			
学校推薦型選抜 (推薦入試)	出願書類審査(調査書・推薦書)	◎	◎	◎	出願書類審査(調査書・推薦書)	◎	◎	◎	出願書類審査(調査書・推薦書)	△	△	△
	プレゼンテーションシート(志望理由書)	△	△	△	プレゼンテーションシート(志望理由書)	○	○	○	プレゼンテーションシート(志望理由書)	◎	◎	◎
	集団面接試験 (プレゼンテーション2分程度含む15分)	△	△	△	集団面接試験 (プレゼンテーション2分程度含む15分)	○	○	○	集団面接試験 (プレゼンテーション2分程度含む15分)	◎	◎	◎
	運動競技歴等換算点	○	○		運動競技歴等換算点	○	○		運動競技歴等換算点			
	小論文(600文字) 公募のみ	◎	◎	◎	小論文(600文字) 公募のみ	◎	◎	◎	小論文(600文字) 公募のみ	◎	◎	◎
一般選抜 (一般入試)	出願書類審査(調査書)	○	○	○	出願書類審査(調査書)	△	△	△	出願書類審査(調査書)	△	△	△
	学科試験(国語・英語)	◎	◎	◎	学科試験(国語・英語)	◎	◎	◎	学科試験(国語・英語)			
	運動競技歴等換算点	◎	◎		運動競技歴等換算点	△	△		運動競技歴等換算点			

従来の AO 型入学試験、推薦入学試験、一般入学試験、センター試験利用入学試験に対し入試区分の名称についても、令和元年度見直しを図り、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜に大別して特色に沿った選抜を実施する。

【入試区分名称の変更】

令和 2 年度入試まで	令和 3 年度入試から
AO 型入学試験	総合型選抜
推薦入学試験	学校推薦型選抜
一般入学試験	一般選抜

AO 型入学試験(令和 3 年度入試から総合型選抜)では、特別選抜「スポーツ、卒業生子女等、社会人アスリート、帰国子女、留学生」を実施している。また、一般入学試験(令和 3 年度入試から一般選抜)では「社会人、帰国子女」を、推薦入学試験(令和 3 年度入試から学校推薦型選抜)では協定校である藤村女子高等学校推薦制度を実施し、多様な学生を受け入れている。また、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれに選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。選抜方法の詳細は以下のとおりである。

「AO 型入学試験 《令和 2 年度入試まで運用》」

「入学後の学習・活動、将来の進路について明確な計画を有する人」とさらに具体的に受け入れ方針を以下のとおり明示している。

<p><保健体育学科></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 体育・スポーツに関する多様な興味・関心及び実績や能力がある者 2. ダンス等の実績、表現能力がある者 3. 地域でのスポーツ活動、ボランティア活動等の実績がある者 4. 体育・スポーツに関するデータ収集・分析、外国語、情報活用への興味・関心 及び能力がある者
<p><児童教育学科></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児・児童と一緒に活動への興味・関心及び実績や能力がある者 2. 音楽(作曲・ピアノ・管弦打楽器・声楽等)、美術(絵画・彫刻等)、文学(詩・脚本等)等への興味・関心及び技能を持つ者 3. スポーツ実績、ダンスやミュージカル等への興味・関心を持つ者 4. ボランティア活動等の興味・関心及び実績がある者 5. 外国語、情報活用への興味・関心及び能力がある者

これらの受け入れ方針に沿って、体育・スポーツの能力、学習意欲、体育短期大学への適性と、入学後の目的意識を総合的に評価するため、試験内容はエントリーシート、面接、出願書類審査(高等学校における学習や各種活動及び本学における学習目標や学習計画等を幅広く捉える)を実施している。

【AO型入学試験の主な受験区分と基本的な考え方】

一般	本学の建学の精神や教育目標、本学学生の実態、他の入試との整合性を考慮しつつ、各出願者の高等学校における学習や各種活動及び本学における学習目標や学習計画等を多面的に幅広く捉えて評定する。
特別選抜 (スポーツ)	本学の建学の精神や教育目標、本学学生の実態、他の入試との整合性を考慮しつつ、各出願者の高等学校における学習や各種活動及び本学における学習目標や学習計画等を多面的に幅広く捉えて評定する。さらにスポーツ活動において優れた能力及び競技歴を有し、本学の学生としてふさわしいか評定する
特別選抜 (卒業生子女等)	本学の建学の精神や教育目標、本学学生の実態、他の入試との整合性を考慮しつつ、各出願者の高等学校における学習や各種活動及び本学における学習目標や学習計画等を多面的に幅広く捉えて評定する。さらに建学の精神や教育目標を深く理解、共感する卒業生子女等、在学生姉妹等、在職教職員の血族者及び卒業生教員の教え子を受け入れることにより、本学の学風と伝統を維持し発展に寄与することを目的として評定する。

「推薦入学試験《令和2年度入試まで運用》」

【推薦入学試験の受験区分と基本的な考え方】

公募推薦	保健体育学科	出身高等学校長等の推薦のある者について、出願書類審査、面接、小論文、運動競技歴換算点により総合的に評定する。
	児童教育学科	出願書類審査、面接、小論文により総合的に評定する。
指定校推薦	保健体育学科 児童教育学科	本学が指定する高等学校長等の推薦のあるものについて、出願書類審査、面接により評定する。
スポーツ推薦	保健体育学科	出身高等学校長等の推薦及び本学のクラブ部長の推薦をもって、出願書類審査、面接により評定する。

「一般入学試験《令和2年度入試まで運用》」

【一般入学試験の受験区分と基本的な考え方】

一般	保健体育学科	出願書類審査、運動競技歴または調査書(保健体育)の換算点の高い方、学科試験(国語、英語の2科目受験(高いほうの得点を採用)もしくは1科目受験の選択制)を実施し、総合的に評定する。
	児童教育学科	学科試験(国語、英語の2科目受験(高いほうの得点を採用)もしくは1科目受験の選択制)を実施し、総合的に評定する。
特別選抜 (社会人・帰国子女)	保健体育学科 児童教育学科	上記内容に面接を加え、総合的に評定する。

上記に示したとおり、それぞれの入学試験において、特性に応じた選考基準を設定して公正かつ適正に入学試験を実施している。当日の入試運営に関しては試験ごとに「入学試験実施要項」及び「入試委員役割分担表」を作成し確実かつ円滑な運営を図っている。実施要項等は入試委員会で原案を作成し、教授会で協議し決定している。また、合否判定については入試委員会にて合否判定資料を作成し、最終的な判定は公正に期するよう教授会の協議を経て決定している。

授業料、その他入学に必要な経費は、『入学試験要項』（提出-21、25）及び本学公式ウェブサイトにも明示しており、入学後にかかる費用についても、オープンキャンパスで配布している『大学案内補助資料』（備付-114、115）に掲載し、個別相談や進学説明会、学校訪問時において説明している。

また、短期大学から本学体育学部体育学科への編入学試験（提出-23、27）については毎年度の『大学案内』（提出-1、2）や本学公式ウェブサイトにも明示しており、オープンキャンパスにおいても広く説明している。

アドミッション・オフィス等については、現在のところ入試部（入試委員会・入試課）を中心にその役割を担っている。今後、総合型選抜の改革に伴ない検討していく。

受験の問い合わせなどに対しては、学内で実施されるオープンキャンパスでの個別相談や学外での進学説明会等で、受験生や保護者に説明し、高等学校などからの受験の問い合わせに対しても適切に対応している。また、各年度の『入学試験要項』及び本学公式ウェブサイトでも出願時の質問事項をまとめた「受験生 Q&A」（備付-249）を設けるとともに、問い合わせ先（備付-250）を明示し、電話及び来訪による相談等個別に対応している。

「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）及び入学者の受け入れ態勢や入学試験の内容については、学生募集活動である高校での進学説明会やインターハイの視察において、高等学校関係者の意見を聴取している。現場で収集した情報を基に、改善点等について毎年入試委員会において検討している。

また、協定校である藤村女子高等学校には毎年訪問し、高校側の状況、指定校推薦に係る内容等についての要望を聴取する機会を設けている。このように広く情報を収集し定期的に点検しているが、今後、外部評価の観点から高等学校関係者との意見交換を積極的に行っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）には、学生に身につく7つの能力（3大別7細別）を学習成果とし以下のとおり定めている。

<保健体育学科>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 保健体育の内容を理解し実践できる能力を有している。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。

〔実践的に必要な思考力・判断力・表現力〕

4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。

〔社会との関わり・関心・意欲〕

6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保健体育及びスポーツの知を生かし、社会の発展に貢献できる。

<児童教育学科>

「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

〔人間形成・知識・技能・理解力・指導力〕

1. 豊かな社会性と人間性を支える広い教養を身につけている。
2. 「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視点から子どもの成長過程を幅広くとらえることができる。
3. 専門分野にとどまらず、様々な領域に柔軟に対応し、指導できる力を有している。

〔実践的に必要な思考力・判断力・表現力〕

4. 自ら設定した課題について、専門領域から分析・考察することができる。
5. 多様な人々の意見を聴き、理解した上で自分の考えを表現し、的確に伝えることができる。

〔社会との関わり・関心・意欲〕

6. 社会の変化に伴う諸問題を理解し、探究心を持って積極的に解決することができる。
7. 保育・幼児教育及び児童教育の知を生かし、社会の発展に貢献できる。

学習成果は、カリキュラムマップとカリキュラムチェックリストを用いて明確化し、シラバスには授業科目の到達目標である「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で目指す資質・能力を記載するようにしている。このことにより、各授業科目は学習成果に対応させ身につく能力を示している。

授業科目は、児童教育学科の実習科目を除いて、半期ごとに学習成果を獲得できる授業計画となっている。修得単位や GPA、卒業・就職率からみて、ほとんどの学生が2年間の一定期間内で学習成果の獲得が可能となっている。

授業科目の成績評価は、筆記・実技試験、小テスト、提出物(レポート等)、授業

の取り組み(学習意欲・態度)等により総合的な判断に基づいて行っている。

また、学習成果は直接評価と間接評価を用いて示すことができる。直接評価は修得単位や就職率、体力測定等で示すことができ、間接評価は「学習成果測定アンケート」、「学生調査アンケート」で行っている(備付-75、76、82、83)。

直接評価においても充実を図るため、令和 2 年度からはより客観的に本学の学習成果を把握するため「日本語基礎力テスト」等の外部テストを実施していく。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

平成 28 年度入学生から GPA 制度を導入し、学期 GPA と累積 GPA を算出している。学生は「UNIVERSAL PASSPORT」(備付-127)から自らの GPA を確認することができる。また、大学は学生の学年や学科ごとの GPA 分布により、学習成果の獲得状況を把握している。こうした GPA 分布と平成 29 年度から実施している「学生調査アンケート」の集計結果を関連付け、学生の学習状況の実態を把握することに努めている(備付-82、83)。

「学生調査アンケート」については、アンケートの結果を必修科目「キャリアデザイン」の授業で活用している。学生はアンケートの結果を基に意見や感想を書くなどして、本学の学生の実態把握に活用している。また、同窓生や雇用者の調査も実施し、その結果は学生の就職活動ガイダンス等の機会にフィードバックされ、キャリアデザインを考える際の一助となっている(備付-92)。その他、大学編入学率、卒業率、就職率などのデータは入試・広報活動で活用している。

GPA と修得単位数の活用としては、クラス担任が GPA の低い学生や修得単位数の少ない学生について個人面談等を行い指導するとともに、その状況結果を教務課へ報告している。

また、毎年度末に成績優秀者を表彰する「藤村トヨ奨励金」(備付-規約集 172 学校法人藤村学園 藤村トヨ奨励金規程)の選出や、各種奨学生の選考に活用している。

今後、GPA は令和 2 年度から導入される高等教育無償化対象学生の成績の基準指標に活用して、厳格化を図っていく方針である。

学生調査やインターンシップ等の参加率、大学編入学率、就職率等、学位修得者数、教育職員免許状・保育士資格取得者数等の取得率を用いて内部質保証・IR を行う企画調査室と関係各課が連携しながら、量的・質的データを用いて測定する仕組み作りに取り組んでいる。

今後は、GPA や修得単位、「学習成果測定アンケート」実施結果等の学習成果の量的・質的評価データの公表を行っていく(備付-75、76)。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

評価聴取については、毎年度実施している(1)懇談会及び(2)就職先インタビューから聴取している。

(1)「企業・体育施設懇談会」「幼稚園長・保育所長との懇談会」について

<保健体育学科>

卒業生の進路先からの評価については、キャリア支援課が毎年実施している「企業・体育施設等との懇談会」において、卒業生が就職した勤務先と情報交換を行っている。この中で、本学卒業生の特徴や勤務状況等についての評価を得ている。また、企業に就職した卒業生も参加し、現在の仕事や社会人として大学での学びをどのように生かしているのかなど、一人ずつ発表する機会も設けている(備付-90)。

<児童教育学科>

卒業生の進路先からの評価については、キャリア支援課が毎年実施している「幼稚園並びに保育所長との懇談会」において、卒業生が就職した勤務先と情報交換を行っている。本学からキャリア支援委員会の教員に加え児童教育学科の教員も出席し、園長や所長とより具体的な情報交換の場となっている。児童教育学科の教員からは養成から採用へのステップについての考えなどを説明し、理解と協力を依頼するとともに、幼稚園長や保育所長からも現場の状況や求める学生などの話をいただき、より実践知を高めるための養成のあり方について考える機会となっている(備付-89)。

(2)就職先インタビューについて

令和元年9月27日に、本学の学生を多く採用して企業を抽出し、インタビューを行った。短期大学側からインタビューの冒頭に本学の教育理念、教育の特色、歴史について説明した。その上で、企業側から本学の卒業生に対する評価並びに社会人基礎力などについて聴取した。また、本学の学生の養成に関して期待する事項などについても聴取した。従来の企業などとの懇談会に加え、単独でインタビューを実施したことにより、より現実的な情報を得ることができ、学生への学びに生かせる内容であった(備付-42、43)。

卒業生の進路先の把握については、キャリア支援課で例年卒業時に調査し、資料としてまとめている。また、卒業後の再就職等に関しての支援も行っており、このことを在学生にも周知している。今後は、卒業後の就業状況等の追跡調査も実施していく必要が有ると考える。

さらに学生の職業意識を高めるために、企業・公務員・教員等で働く卒業生に就職対策講座の講師や仕事内容や採用試験対策のアドバイスなどを依頼して、実践力が高められるようにしている(備付-102)。

進路先からの聴取した結果については、前述した就職先インタビュー実施後に、キャリア支援部長・課長、「キャリアデザイン」授業担当教員、企画調査室員、内部質保証・IRアドバイザー等により分析を行い、学習成果の点検に活用するとともに、今後の課題について検討会を行った。検討内容は、キャリア支援課に報告され、今後の支援体制に繋がるように活用を図っていく。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

保健体育学科の教育課程は、基本的に平成27年度カリキュラムである。ただし、改正後5年が経過していることから、令和元年度に若干のカリキュラム改正を行っている。具体的には、大学体育学部体育学科との接続等を配慮した編成とし、大学3年次への編入学の進路選択も可能としている。また、教職課程の改正に伴い科目の追加を行った。

現在、短期大学の状況は厳しく、社会のニーズと志願者の要望を加味した教育課程の編成が一つの課題となっている。社会でスポーツと健康志向が高まる中、体育指導者の育成は重要となっている。こうしたことから、短期大学保健体育学科としての強みを明確にした教育課程の編成を検討する時期と捉えている。2年間の学習の集大成となるような特色のある科目の配置や、幅広い教養を身につけ社会の要請に応える人材育成となる教育課程に改正していくことは、就職、就職後の定着率にも繋がると考えている。

児童教育学科は保育士資格や幼稚園・小学校教諭免許状を取得する教育課程となっており、「幼小コース」と「幼保コース」の2コース制の中で複数の免許を取得するための多くの必修科目で編成している。各授業科目の授業内容、指導方法をシラバスや「授業評価アンケート」の内容から徐々に改善し、授業形態を明確にしていくことが挙げられる。また、アクティブ・ラーニング等の活用も推進していくことも課題である。

今後は、多くの必修科目があることから、選択科目や開講学年等の設定時期について再検討する必要がある。また、令和2年3月保育士資格取得者が初めて卒業することから、2年間の学習成果の把握・分析、改善等を行っていく必要がある。さらに、学習成果のルーブリックやポートフォリオなどの質的測定や成果の公表についても検討が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

児童教育学科の幼小コースには、小学校教諭二種免許状取得希望の科目等履修生を受け入れている。東京女子体育大学体育学部3・4年生に対して授業の支障のない範囲で履修を許可している。児童教育学科の学生は、大学生とともに学習することが刺激となり、知識や技術等の学習成果を上げている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 3 CAMPUS GUIDE 2019 12 2019 履修ナビ
14 2019 年度(令和元年度)シラバス
15 2019 年度行事予定表
16 ウェブサイト「2019 年度行事予定表」
<https://www.twcpe.ac.jp/students/pdf/twcpe-2019events.pdf>
17 図書館利用案内(パンフレット)
18 LiVRE 学校法人藤村学園東京女子体育大学・
短期大学付属図書館報 2019 秋号 No.30

19 LiVRE 学校法人藤村学園東京女子体育大学・
短期大学付属図書館報 2020 春号 No.31
20 健康管理センターご案内(パンフレット)
- 備付資料 36 令和 2 年度定例第 1 回教授会 教職センター資料 No.1
「令和元年度教員免許状取得状況等について」
42 就職先インタビュー
「東京アスレティッククラブ(TAC)ヒアリング」記録
43 就職先インタビュー「ボディ企画研究所ヒアリング」記録
72 令和元年度第 3 回教育の質保証委員会会議記録
73 令和元年度第 4 回教育の質保証委員会会議記録
75 2019 年度学習成果測定アンケート実施報告
76 2019 年度学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)実施報告
77 令和元年度授業改善報告書
82 IR 報告「2019 年度学生調査アンケート・
2019 年度学習成果測定アンケート」
83 令和元年度定例第 5 回教授会 校務一般資料 No.6
「平成 30 年度学生調査アンケートの実施報告について」
91 「共通科目 I」受講上の注意等
92 2019 年度卒業生調査結果報告書
93 2021 卒 就職活動ガイドブック 「なりたい！」の実現を目指して
94 インターンシップまとめ
96 ウェブサイト「東女体大就活支援ナビ」
[http://st.uc.career-
tasu.jp/login/?id=34b0d75c63572f15aecd3775d29b3129](http://st.uc.career-tasu.jp/login/?id=34b0d75c63572f15aecd3775d29b3129)
97 キャリアカウンセリングの相談実績
98 キャリア支援課 後期オリエンテーション PP
99 キャリア支援課 フレッシュウイーク PP
100 就職活動報告会まとめ
101 卒業生の進路状況(平成 27 年度～令和元年度)
102 東京女子体育短期大学キャリア支援年間計画
104 令和元年度第 8 回キャリア支援委員会資料
「令和元年度「秘書技能検定(2 級)対策講座」実施及び
「第 119 回 秘書技能検定試験(2 級)学内試験」結果報告」
105 令和 2 年度定例第 2 回教授会キャリア支援部資料 No.2

- 「令和元年度 各種資格認定試験の結果について」
- 106 「令和 2 年度公立学校教員採用候補者選考試験直前対策講座」資料
- 107 令和元年度共通科目 I 集中講座について(ジュニアスポーツ)
指導員基礎科目
- 108 令和元年度「就職対策講座 I (基礎)」資料一式
- 109 令和元年度「就職対策講座 II (直前)」資料一式
- 110 令和元年度健康運動実践指導者認定試験受験申込について
- 111 令和元年度日赤救急法講習会実施要項
- 112 令和元年度日赤水上安全法講習会実施要項
- 113 令和元年度定例第 4 回教授会 キャリア支援部資料 No.1
「令和元年度秘書技能検定(2 級)対策講座及び検定試験について
- 116 資格取得の手引き
- 118 授業評価アンケート調査用紙
- 119 令和元年度前期・後期「授業評価アンケート」結果
- 120 学友会会則
- 121 「教職ラーニングステーション」資料
- 122 令和元年度「教師力養成講座(観察実習)」資料一式
- 123 平成 31 年度「教養対策講座」(英語)(理科)実施計画
- 125 平成 31 年度前期オリエンテーション資料
- 126 令和元年度後期オリエンテーション資料
- 127 ウェブサイト「UNIVERSAL PASSPORT」
<https://unipa.twcpe.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>
- 128 GPA 分布グラフ(2019 年度学科学年別)
- 129 平成 31 年度フレッシュウィーク(オリエンテーション)日程表
- 130 東京女子体育大学 東京女子体育短期大学 後援会規約
- 131 令和 2 年度 東京女子体育大学 東京女子体育短期大学
後援会総会議案書(予算書)
- 132 ふじ寮(パンフレット)
- 133 学生寮管理規則
- 134 独立行政法人日本学生支援機構「業務方法書」
- 135 健康管理センター 項目別利用件数(平成 29・30 年度)
- 136 スターターズブック
- 236 令和元年度学生委員会議事録
- 238 令和元年度キャリア支援委員会議事録
- 252 令和元年度定例第 5 回教授会 キャリア支援部資料 No.1
「令和元年度健康運動指導士認定試験対策講座日程」
- 253 令和元年度定例第 5 回教授会 キャリア支援部資料 No.1
「令和元年度健康運動実践指導者対策講座日程」
- 254 令和元年度定例第 5 回教授会 キャリア支援部資料 No.1
「令和元年度共通科目 I 集中講座日程表(ジュニアスポーツ)
指導員基礎科目」
- 255 授業時間割
- 256 オフィスアワー時間割

備付資料・規約集

- 20 学校法人藤村学園文書取扱規程第 4 章
- 134 学生委員会規程

- 119 奨学生選考委員会規程
- 103 藤村学園スポーツ特別奨学生規程
- 106 スポーツ推薦等選考部会運営規程
- 105 学校法人藤村学園スカラシップ制度規程
- 166 学校法人藤村学園育英奨学生規程
- 169 スポーツ奨学生規程、
- 172 学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金規程
- 171 国際競技会等に対する激励金及び報奨金授与規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による無線 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

教員は、学生に各授業科目の成績評価基準をシラバスに明示し周知しており、学生はウェブサイトから閲覧できるようになっている。また、授業担当教員は各科目の評価基準に沿って成績評価を行っている。

さらに平成元年度から、全学生を対象に「学習成果測定アンケート」(備付-75、76)を実施し、学習成果の獲得状況を把握している。

本学では、全授業科目を対象に学生による「授業評価アンケート」(備付-118)を毎年2回実施している。その結果、設問ごとにレーダーチャートを作成し、教員にフィードバックしている。教員は、その結果から課題や改善点などを『授業改善報告書』として提出し、授業改善に活用している。この『授業改善報告書』は図書館や学長室等に保管している(備付-77)。

関連する授業担当教員は、同一競技間、同系列の授業において、授業内容等を共有しシラバスの授業計画を作成している。また、体育実技、体育理論、一般・教職の領域主任や保育部会等を中心に、効果的な授業内容となるよう意思の疎通、協力・調整を図っている。

教員は各授業科目の成績評価や学生のGPA等の数値化(備付-128)から、学習成果を客観的に把握し、教授会等において卒業率、資格・教員免許取得率や教育職員採用率等(備付-36、104、105)から教育目標の達成状況を把握している。また上記で述べた「学習成果測定アンケート」については、3月に実施した「学習成果測定アンケート(卒業時アンケート)」と合わせて令和2年3月の教育の質保証委員会で報告を行った(備付-73、75、76)。

学生に対する履修及び卒業に至るまで、クラス担任や教務課・教務委員会、教職課・教職委員会で履修、授業運営、教育実習、成績評価、卒業認定等の一連の内容を検討しながら指導に当たっている。クラス担任はウェブサイト「UNIVERSAL PASSPORT」(備付-127)を利用して、学生の履修状況・成績状況・出席状況を閲覧することができる。このため、クラス担任は学生の履修・学習状況を把握しており、成績不良の学生については個人面談等を実施して、指導に当たっている。また、クラス担任以外の全教員で新学期オリエンテーションやオフィスアワー等を利用して学生の指導に当たっている(備付-125、126、129)。

事務職員は、小規模短期大学の強みを生かし、学習成果の獲得に向け、学生一人ひとりに合った適切な支援を行っている。

入学時に実施するフレッシュウィークは、学生生活が円滑にスタートできるように、事務職員は各委員会と協力し、履修登録、免許・資格取得、就職支援及び、健康管理センターなど、各部署の利用方法や事務手続きを説明するガイダンスを実施している。

教務課、学生課、教職課、キャリア支援課では学生の履修状況、授業の出席状況、資格の取得状況、就職状況を把握することにより学習成果を認識している。また、IRを行う企画調査室では学内の各種データを収集・提供することにより、学習成果を認識している。このように事務職員は担当事務を通して学習成果の獲得に貢献している。

本学が掲げた教育目的・目標の達成状況については、所属部署がそれぞれに把握することに努めている。

単位修得のための支援、学習の円滑化、生活相談、就職相談、保護者との対話等において、事務職員は、教員とは異なる観点から学園生活の充実を図り学生支援の基盤を支えている。

教務課、学生課、教職課、キャリア支援課は年間を通して履修から卒業に至るまでに必要なガイダンス、講座等を実施し支援している。また、経理課は、学納金収納業務を通して経済的理由で学業を断念することのないように、学生課、教務課と学生情報を共有し支援している。

卒業に向けた支援としては、教務課、学生課、教職課、キャリア支援課が連携で各授業担当教員に対して長期欠席学生の調査を実施し、長期間授業を欠席している学生の実態を把握している。その結果は、クラス担任と連携して個々の学生を指導するための基礎情報として有効に活用する等、教員との情報共有等の連携を取

りながら履修及び卒業に至る支援を行っている。

教務課では成績記録を規程に基づき適切に保管している(備付-規約集 20 学校法人藤村学園文書取扱規程第4章)。

図書館では入学時に実施するフレッシュウィークにおいて『図書館利用案内』を配布するとともに、活用のためのオリエンテーションを実施し、図書館利用方法の周知に努めている(提出-17)。また、カウンターに司書が常駐し、常時、利用相談に応じる体制を整えている。地上1階、2階、地下1階にそれぞれ蔵書検索専用端末を設置し、利便性の向上を図っている。この蔵書検索機能をインターネット上に設定し、図書館外やスマートフォンなどの携帯端末からも検索できるようにしている。

図書館ウェブサイトにはシラバス掲載図書のリストと教育実習・保育実習関連図書リストを公開し、学生が活用できるよう提供している。また、児童教育学科の卒業学年に行う音楽研究発表会「創作オペレッタ」に関連する資料を収集、提供している。

教員で組織する図書館運営委員会と図書館専門職員は、図書館運営委員会事業として、資料選定、新入生オリエンテーション(備付-125、129)、ライブラリー・ツアー、公開講座「絵本から広がる子育て」、藤園祭参加行事「図書館は楽しい」、図書館広報誌「LiVRE」(提出-18、19)の発行を行っている。

学生の学習向上支援のため、図書館は「図書館は楽しい(藤園祭参加イベント)」において、児童教育学科の学生に絵本の読み聞かせや、エプロンシアター、クラフトワークなどを実演する機会を提供している。このイベントには毎年一般から多数の参加があり、地域・社会への貢献の機会にもなっている。

年2回発行の図書館広報誌「LiVRE」では、読書への機会を提供するために教職員や学生による書評を中心に図書館に関する情報の広報に努め、学生の学習向上のための支援を行っている。

また、図書館の開館時間については、平日が9時から17時、土曜が9時から13時であるが、授業期間中は閉館時間を平日は19時まで、土曜は14時までに延長し、前期・後期試験前や卒業研究提出前には平日は20時まで、土曜は17時までに延長して、学生の学習向上のための支援を行っている(提出-18、19)。

【令和元年度 開館日数・入館者数】

開館日数	259日
年間累計入館者数	32,669人
1日平均入館者数	126人

【令和元年度 貸出数】

	貸出人数(人)	貸出冊数(冊)
学生	1,326	2,711
教職員	259	1,245
卒業生	20	113
学外者	0	0
合計	1,605	4,069

学内のコンピュータの活用状況は、教室に設置されたICT機器やAV機器を活用して効果的な授業を行っている。他にも、学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいてコンピュータによる授業を行う教室としてマルチメディアルームを設置しており、機器を整備し適切に活用し、管理している。

研究室、事務室、教室には無線LANが設置されており、教職員には1人1台のパソコンが貸与され、短期大学運営や授業に活用している。

学生の無線LANの接続については再整備し、2号館3・4階、4号館、6号館1・2階、10号館1・2階が令和2年6月には使用開始となる。

学習・研究への活用目的でスタディルームや図書館のコンピュータを常時開放

するなどして、インターネットなどを使用できる環境を確保している。さらに現在、学生の無線 LAN への接続範囲を拡張するため至急整備を進めている。

学生が「UNIVERSAL PASSPORT」(備付-127)から履修登録や、大学からの連絡、休講、教室変更などの情報をスマートフォンやパソコンから確認できるよう環境を整備している。

全教職員を対象としたコンピュータ利用技術の向上を図った講習会は実施していないが、管財課内に情報支援員を配置し、教育課程及び学生支援を充実させるためにコンピュータ技術の向上に関するアドバイスや援助を行うとともに、コンピュータ端末のトラブル等にも対応している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学は少人数のクラス担任制をとっており、クラス担任は、入学直後に個人面談を行っている。入学予定者に対して、入学前に「スターターズブック」(備付-136)を配付し、基礎的な学力を把握するための課題を課し、入学前の学習を促している。スターターズブックは入学後にクラス担任に提出し、クラス担任は個人面談を行い、個々の学生の高校の基礎学力を把握して、短期大学の学習に速やかに移行できるような支援を行っている。

新入生には、毎年度入学式直後に全学生を対象にフレッシュウィーク期間を設け、学習成果の獲得に必要な履修登録、免許・資格取得、就職支援及び健康管理センターなどのガイダンスを実施している。各部署の利用方法及び事務手続きを説明し、学生生活が円滑にスタートできるよう努めている。このフレッシュウィーク期間には、新入生だけでなく学年ごとに履修指導の時間を取り、履修計画や時間割の作り方、履修登録の方法など詳細な説明を行っている(備付-129)。

フレッシュウィーク期間後、1週間を授業ガイダンス期間として、授業担当教員

が授業内容、成績の評価基準等の説明を行った上で、一回目の授業を行っている。新入生には、クラス担任が個人面談を行い、短期大学での授業に取り組む姿勢・マナーや基礎的な学習技法をアドバイスし、短期大学生としての自覚と学習意欲の向上を図っている。さらに、保健体育学科では「水泳Ⅰ(含海浜実習)」を7月に、児童教育学科では「野外活動(含水泳)」を8月に、それぞれ必修教科として位置付けて実施している。その初日に実習とは別にフレッシュマンセミナーも開講し、学長及びクラス担任の参加の下で学長の講話やクラス討議などを行い、「水泳Ⅰ(含海浜実習)」や「野外活動(含水泳)」の実習に生かせるように工夫している。

学習成果の獲得に向け、印刷物としては、毎年度、全入学者に対し、学園生活全般について記した『CAMPUS GUIDE』(提出-3)を発行・配付している。その中でも重要なポイントについては、オリエンテーション(備付-125、126、129)などを通じて周知・説明しており、学生が内容を確認理解する機会を十分に整備している。ウェブサイトでは、授業時間割表(備付-255)、シラバス(提出-14)、行事予定表(提出-15、16)、『履修ナビ』(提出-12)、各種届け出様式を掲載して、積極的な活用を学生へ促している。

補講日・補講期間については、前期後期にそれぞれ機会を設け、行事予定に示している。補習については、授業担当教員が適宜行っている。また、講義科目に限らず、実技科目、演習科目、集中授業などでも、意欲ある学生に対して個別に指導を行い単位修得に向けて手厚い支援を行っている。

学習内容については、授業担当教員が適切な指導助言を行い、さらに、クラス担任や事務職員も支援にあたる体制になっている。また、教員間での情報交換も円滑であり、学生の事情によっては他の教員が支援にあたることもある。

学生の学習上の悩みについては、教職員の学習支援の中で把握し、適宜クラス担任がその指導にあたる体制が定着している。全教員のオフィスアワーを前期・後期ともに明示し、学生が気軽に相談できる体制も整えている(備付-256)。授業担当教員とクラス担任の情報共有も、学習支援制度に沿って円滑に行っている。これらの取り組みが解決しない場合は、クラブ・学生生活全般については学生課・学生委員会が対応する。

また、心身の問題等については教育相談室において専門の担当教員が対応するなど、多面的で多角的な支援体制を講じている。他にも、基準Ⅱ-B-1でも述べたが、学生の学習状況の把握のために、教務課、学生課の連携で各授業担当教員に対して長期欠席学生の調査を実施し、長期間授業を欠席している学生の実態を把握している。その結果は、クラス担任と連携して個々の学生の事情を把握し指導を行っている。また、本学教員が担当する学生相談、臨床心理士が担当するメンタル相談を行っており、学習上の悩みなどを含めたカウンセリングの体制を整えている(備付-135)。

本学には、通信教育課程等通信による教育を行う学科は設置していないため、添削等による教育指導は行っていない。

学生の学習成果の獲得については、進度の早い学生には、授業内で学生自身が異なる観点を見出し学習するとともに、授業担当教員がオフィスアワーや昼休み、放課後等を活用して個別指導を行っている。また、優秀な学生については、年間で履修できる単位の上限を緩和し、学習機会を広げ、学生の学習成果の獲得に繋げている。

留学生の受け入れは可能であるが、現在、短期大学に留学生は在籍しておらず、また、留学生の派遣は行っていない。

学習支援方策の点検については、質的データである「授業評価アンケート」の実施結果(備付-119)を基に、教員が『授業改善報告書』(備付-77)の作成を通して振

り返り点検を行い、次年度の授業改善に生かしている。

量的データについては、それぞれの部署で管理し、所属の事務職員が適宜活用している。また、これらのデータは IR を行う企画調査室が収集・分析を行い、結果をフィードバックしている。さらに、学長・学内理事へ報告を行っている。このように全教職員で量的・質的データを共有し、学習支援方策の点検に活用している。今後は教職員への更なる量的・質的データの共有・活用・点検が行えるよう検討していく。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織は、教授会の下に教員組織の学生委員会と事務組織の学生課を設置し、学生生活全般について教員と事務職員が協力して適切に運営している(備付-規約集 134 学生委員会規程)。

学生の意見や要望、生活相談等については、授業、窓口業務、各種ガイダンス、研究、課外活動、学外実習等様々な場面の指導において、授業担当教員、クラス担任、事務職員、クラブ部長等が個々に対応できる体制を整えている。さらに、学生相談箱(意見箱)を学内に 3 箇所及び学生寮に 1 箇所に設置して、学生が匿名で意見や相談を投書できるようにしている。その内容については、学生委員会で定期的に確認し、それらをその他の各種委員会で検討して、改善が図られる組織体制となっている。

学生が参画する学園行事の主なものは、フレッシュウィークの中で行う新入生歓迎会と秋に行う学園祭がある。この行事を企画運営しているのが、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学友会である(備付-120)。この学生組織の規約は、学則とともに『CAMPUS GUIDE』(提出-3)に掲載されている。学友会では、この他にも年数回の総会の実施、自転車マナーアップキャンペーンなど地域等(立川警察署)と連携した活動も運営し、学生が主体的活動を推進している。この学友会を支援するのは、教員組織の学生委員会と事務組織の学生課となっており、学生委員会を中心に実質的な協力体制を作っている(備付-236)。

クラブ活動は、この学友会の中に位置づけられ、「部」、「サークル」等の組織で構成され、主将、主務、会計の役員を置くことが規約に定められている。クラブ活動への支援は、学友会(備付-120)、各クラブと学生委員会が緊密な連携のもと、全学的な支援体制を整え、活動の効果が上がるよう努めている。

各クラブの部長は本学教員が担っている。競技スポーツ系クラブの技術指導については、専門として位置づけられている教科の教員が担当している。また、それ以外のクラブについては学外指導者を委嘱して、競技力の向上に努めている。特に、大学強化指定クラブの中で、優れた指導力を発揮し成果を上げている指導者は、審査のうえ特別学外指導者として認定し、クラブの指導体制の強化を図っている。

本学学生のクラブ加入状況は、令和元年度クラブ総数 47、クラブ加入者 78 名、加入率 34.0%になっている。クラブの競技成績などの活動状況は、学園内掲示板やウェブサイトに掲載するとともに、保護者向けの後援会発行の学園便りに各クラブの活動状況を掲載し、広く周知を行っている。

クラブへの経済的支援としては、その活動実績を審査し、藤村学園からクラブ活動補助費を支給している。また、後援会、学友会からも補助費が支給されている(備付-130、131、120)。

学内には、売店、食堂を中心としたアメニティスペースを設置し、それ以外に、4号館1階には学生が気軽に利用できるスペースを確保している。食堂は、1階と2階に分かれており、ガイダンス期間等は盛況となっているが、年間を通じて概ね大きな混乱なく運営されている。近年は、学生食堂の利用者が減少傾向にあり、持参した食事をアメニティスペースで楽しむ学生が多い。

本学には学生寮として「ふじ寮」があり、希望学生を受け入れている。収容人数は252名で、寮の管理は、本学教員の2名が寮監となり学生生活全般を把握しながら、事務職員である寮生指導員2名が寮に常駐しその管理運営に当たっている。また、寮生の中から寮長以下役員を選出し、指導の中で自治活動を行うとともに、自衛消防組織を整備し、避難・消火等の防災訓練を実施している。さらに、寮生の相互交流を図るため、新入生歓迎会や七夕祭、クリスマス会等のイベントも行っている(備付-132、133)。また、学生課において大学周辺の賃貸物件の紹介も行っている。

通学については、最寄り駅からの通学路を指定するとともに、駐輪場を敷地内に確保している。通学時の交通マナーは、近隣住民のご理解・協力を得て向上に努めているが、住宅地に立地する本学にとって常に課題となっている。このための対策として年に2回、学生委員の教員が朝の通学時間に道路に立ち、マナー指導にあたっている。

また、多くの学生が自転車を利用しているため、2階建ての駐輪場を整備している。

なお、自動車、原動機付き二輪車での通学は認めておらず、学内に学生が自由に駐車できるスペースはない。特別な理由がある場合に、申請をすれば駐車することも可能である。

学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金(備付-134)及び本学独自の藤村学園育英奨学金等がある。日本学生支援機構の奨学金は、令和元年度(10月1日現在)の支援機構奨学金貸与状況は短大が92名(1種34名、2種68名)であった。毎年度はじめに、奨学生申請希望者全員にオリエンテーション(備付-125、126、129)と個別の面談を実施して、奨学生の自覚と学習への動機付けを指導している。藤村学園育英奨学金は、スポーツ・勉学・その他の文化的分野において将来性のある優れた資質をもつ学生で、経済的支援を必要とする学生を対象に奨学生選考委員会で奨学生候補者を選出し、理事会で奨学生を決定する。令和元年度藤村学園育英奨学生の状況は、短大9名(保体1名、見教8名)であった。

また、これらの経済的支援とは別に、本学独自の制度として、スポーツ奨学金制度がある。このスポーツ奨学金は、競技系スポーツクラブの部員で優れた成果を上げ、かつ学業、人物ともに優秀な学生を奨学生選考委員会で選出し、奨学生候補者を決め理事会で決定しており、年度末に表彰式を行い奨学金を給付している(備付-134)、(備付-規約集 119 奨学生選考委員会規程、103 藤村学園スポーツ特別奨学生規程、106 スポーツ推薦等選考部会運営規程、105 学校法人藤村学園スカラシップ制度規程、166 学校法人藤村学園育英奨学生規程、169 スポーツ奨学生規程、172 学校法人藤村学園藤村トヨ奨励金規程、171 国際競技会等に対する激励金及び報奨金授与規程)。

健康管理センターでは、医事相談・リハビリ支援・カウンセリングなどを、医師・理学療法士・臨床心理士・看護師を配置して、学生が利用できる状況を整備している。さらに、専任の教職員を配置(一部非常勤)しており、学生の健康管理を行う体制が整っている(提出-20)。また、カウンセリングについては、複数の窓口を設け、学生に対して配慮している(提出-20)。

学内には AED を 8 台設置し、その使用に関する講習会も開催している。また、本学は、女性の短期大学であることに配慮して、女性医師による診察・相談ができる体制も設けている(提出-3)。

学生の意見や要望については、授業、窓口業務、各種ガイダンス、研究、課外活動、学外実習等様々な場面の指導において、個々に対応できる体制を整えている。さらに、学生相談箱(意見箱)を学内に3箇所及び学生寮に1箇所に設置して、学生が匿名で意見や相談を投書できるようにしている。その内容については、学生部で定期的に確認し、それらを各種委員会で検討して、改善が図られる組織体制となっている。

留学生に対しては、通常の学生支援体制の中で、個別に対応することとしている。

社会人学生が在籍した場合には、クラス担任や教務課が所管する教務委員会で履修、授業運営、教職実習、成績評価の一連を検討しながら支援に当たることとしている。

学内の施設についてはバリアフリー化した設備が整備されているが、全施設で整っている状況ではない。

聴覚障がいのある入学者には、希望に沿ってノートテーカーを配置する体制が整っている。その一部は本学学生がボランティアで協力してくれている。その他の障がいのある入学者の実績はない。

卒業後に科目等履修生として学生を受け入れて、学びの支援を行っている。この場合には、長期間にわたり継続する事例もある。

「ボランティア理論」と「ボランティア実習」という科目において、学生の社会的活動を評価し単位認定するとともに、「ボランティア活動登録」しボランティア情報を得ることができる。また、各1単位として扱い、卒業単位として認めている。さらに、本学地域交流センター長が特別欠課届けを発行し、「ボランティア活動登

録」の資格を得た学生の社会的貢献を推進することがある。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

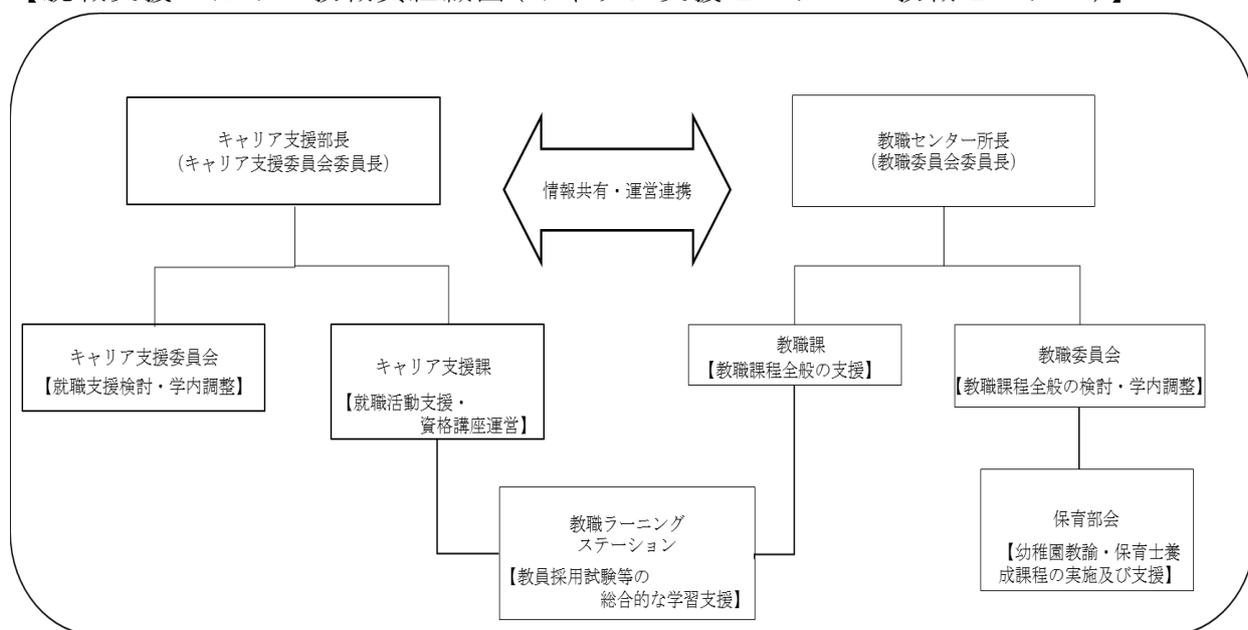
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学における就職支援のための教職員の組織を、キャリア支援センターと教職センターに整備し、活動については以下の図で示すことができる。キャリア支援センターについては、教職員で構成するキャリア支援委員会を組織し、進路実績をもとに、就職支援並びに資格取得の在り方について計画的に検討している(備付-101)。

【就職支援のための教職員組織図(キャリア支援センター・教職センター)】



また、各種就職対策講座及びガイダンス、資格取得に関する就職対策講座の内容やスケジュールについても協議・検討を行い、実施している(備付-238)。キャリア支援委員の教員は、前期・後期の各学年のガイダンス時のキャリア支援の時間にICTを用いてキャリア教育を実施している(備付-98、99)。

キャリア支援課の具体的な就職支援については、日常の学生の就職支援業務のほか、種々の就職ガイダンスや就職対策講座 9月には「就職対策講座(基礎編)」、(備付-108)、2月には「就職対策講座(直前編)」(備付-109)、「就職活動報告会」(備付-100)の開催等を行っている(備付-102)。また、各講座終了時には振り返りシートによる調査を実施し、学生の学びやニーズを把握し、次年度の講座に生かしている(備付-94、100)。

これらの一連のキャリア支援年間計画については以下の図で示したとおりである(備付-102)。

【東京女子体育短期大学 キャリア支援年間計画】

1 年次		2 年次	
自己理解・自己適正		自己決定・自己実現	
4月初旬	フレッシュウイーク「本学の就職支援」「就職活動をはじめる」 ・キャリア支援課の利用方法・自分にあった進路を探す ・働く意味を考える ・インターンシップ・就職ナビサイトの活用	フレッシュウイーク「就職活動をはじめる」「就職活動中の注意点」 ・内定辞退、スケジュール管理、特別欠課、証明書及び履歴書 入手方法、 『東女体支援ナビ』登録 ・企業情報の集め方	
4月中旬	資格取得ガイダンス ・本学で取得できる資格について	就職活動ガイダンス① ・『東女体支援ナビ』活用方法 ・就職活動中の注意点	
5月上旬	就職活動ガイダンス①「就職活動の流れを知る」 ・就職活動スケジュールについて ・必要な準備項目 ・就職情報サイト活用方法（プレサイトオープン）		
5月中旬	インターンシップガイダンス ・インターンシップの目的や意義を知る ・インターンシップから就職までの全体把握		
5月下旬	■インターンシップ授業開始（1単位） インターンシップシラバス参照		
6月中旬		就職活動ガイダンス② 就活サイト活用体験会 ・就職情報サイトプレオープン ・適正診断 ・W A B模試試験 ・体験会 ・自己分析ツールを体験する	
7月	就職ガイダンス（児童教育学科）卒業生講和：幼稚園・保育園就職者 「卒業生から、保育現場の話聞こう」		
9月下旬	後期オリエンテーション 就職活動ガイダンス② 進路に向けた準備と行動 「就職対策講座Ⅰ（基礎）案内 ・キャリア支援課活用方法	就職活動ガイダンス③ 内定報告、秋・冬採用に向けて ・社会人基礎力養成 ・進路の再考	
9月下旬	公務員・企業（体育施設含む）研究会 9月末から10月中旬に3回に分けて、水曜日4校時に実施 ①公務員研究会 ②各種業界研究会 ③スポーツ系企業研究会		
	『就職対策講座Ⅰ（基礎）実施（10月はじめから11月はじめまで計4回開催） 就職活動を始めるにあたり初歩的な講座を開始 ①スタートアップ講座 ②適職探しのポイント（自己分析） ③応募書類の書き方 ④面接対策		
10月	保育・幼児教育施設就職説明会（2回開催5校時） 講師：各園・施設長及び職員 ①保育・幼児教育施設就職説明会（1） ②保育・幼児教育施設就職説明会（2）		
11月	公務員試験対策講座（6回5校時開催） 講師：（株）上野法律セミナー ①公務員合格戦略ガイダンス 判断推理1 ②数的推理1 ③数的推理2 ④判断推理2 ⑤判断推理3 ⑥数的推理3		
11月	SPI対策講座（筆記試験対策）（4回開催 4校時） 講師：株式会社紀伊国屋書店・株式会社NKS能力開発センター ①SPI対策講座-1 SPI入門・SPIとは/腕試し/勉強の仕方 ②SPI対策講座-2「思考問題」の理解 ③SPI対策講座-3 「計数問題」の解き方 ④SPI対策講座-4 「図表関連」の考え方		
12月	令和元年度就職学生報告会（幼稚園・保育園等） 保育園、幼稚園、小学校、施設に就職が内定した先輩の就職活動に体験談を聞いて、自身の就職活動に活かす。		

12月	就職活動ガイダンス 内定者報告会 先輩の実際の就職活動体験談を聴いて、自身の活動に生かす
2月上旬	『就職対策講座Ⅱ（直前）』実施公務員コース、企業・体育施設コース ・具体的な活動に向けて様々なプログラムを開催 ・自己PR、履歴書作成、グループディスカッション、面接対策など
3月上旬	卒業生ガイダンス（就職活動ガイダンス④） ・社会人として巣立つにあたって ・卒業後の進路に関する調査
前期開講	■キャリアデザイン（2単位） ・働く意味 ・ライフプラン ・自己分析 ・自己理解 ・適正

また、教員志望者の支援としては、主に教職センターが担当している。その際、教職員で構成する教職委員会を組織し、支援の内容等について検討を行い、実施している。具体的には、「教師力養成講座」、「教養対策講座」、「教員採用試験対策講座」などの講座を実施している。

また、令和元年度から「教職ラーニングステーション」(備付-121)を開設し、2名の教職アドバイザーと1名の学習支援員の専属スタッフが、年間を通して教職に関する相談や教員採用試験に関する質問に対応しながら教員志望の学生へのサポートを行っている。

これらの取り組みにより、令和2年度の教員採用合格者数は2人となった。

就職支援のための施設整備については、以下のように取り組んでいる。

(1)平成30年度から、東女体大就活支援ナビ「キャリタス UC」(備付-96)を導入している。

東女体大就活支援ナビ「キャリタス UC」は、学生がウェブ上から本学に寄せられた求人情報が閲覧でき、自由に求人情報を確認できるようになっている。学生は、東女体大就活支援ナビで得た情報をもとに、キャリア支援課に設置してある資料閲覧コーナーでさらに情報収集できるようになっている。この資料閲覧コーナーには多くの資料と就職実績のまとめを整備している。

(2)キャリアアドバイザー、キャリアコンサルタントの配置

キャリア支援課では、キャリアアドバイザーとして専任職員を週に1日配置している。このキャリアアドバイザーは、学生に対して企業などの就職活動の支援や面接指導などを行っている。また、キャリアコンサルタントを週4日4時間配置し、カウンセリングコーナーで、学生の就職活動に向けた自己分析やメンタル面の相談と指導に当たっている(備付-97)。

教職センターでは、前述のとおり「教職ラーニングステーション」(備付-121)を開設し、2名の教職アドバイザーと1名の学習支援員の専属スタッフが、年間を通して教職に関する相談や質問に対応しながら教員志望の学生へのサポートを行っている。

就職のための資格取得の支援については、キャリア支援課で年度初めのフレッシュウイークやオリエンテーション(備付-98、99、125、126、129)で説明している。また、各種資格取得ガイダンスを全学年を対象に開催し、その際、「資格取得の手引き」(備付-116)を用いて、資格の有効性及び、本学で取得できる資格の種類や資格取得のために必要な科目の履修について説明している。さらに、資格取得対策講座としては、「健康運動指導士資格認定試験対策講座」、「健康運動実践指導者資格認定試験対策講座」、「共通科目Ⅰ集中講座(ジュニアスポーツ指導員)」、「秘書技能検定対策講座」等を開講している(備付-91、107、110、111、112、113、252、

253、254)。

就職試験対策については、資格取得の支援と同様に、フレッシュウイークやオリエンテーションで説明している。その際に、『就職活動ガイドブック「なりたい！」の実現を目指して』を配布して、就職試験対策について指導している(備付-93)。

また、就職対策については、学年ごとにガイダンスを実施している。1年次の10月に就職の意識と基礎的就業力を養成するため「就職対策講座Ⅰ(基礎編)」(備付-108)を開講、2月には「就職対策講座Ⅱ(直前編)」(備付-109)を開講している。また、公務員を目指す学生を対象とした「公務員試験コース」、一般企業等を希望する学生を対象にした「SPI対策講座」も開講している。さらに企業や公安系公務員の採用担当者を講師として依頼し、「公務員研究会」、「各種業界研究会」、「スポーツ系企業研究会」等を開催している(備付-102、108、109)。

教員養成及び採用試験対策としては、教職センターにおいて各種の講座を開講している。教職センターで開講している主な講座は以下のとおりである。

【教職センターの主な講座】

「教師力養成講座」
将来、教員としての職責を全うしていくために必要な資質・能力の基盤形成を主たる目的としている。事前学習として学校現場に求められる教員の資質・能力、今日の学校現場の実際、観察実習での取り組みと学び方などの講座を受講する。その上で国立市をはじめ都内の小学校で5日間の参観実習を行う事業である。実習中は、全ての教育活動において、実習校の指導教員の指示に従って児童の指導や補助等に関わっていく(備付-122)。
「教養対策講座」
小学校全科及び中学・高等学校保健体育の教員を目指す学生に対して、教員として必要な資質・能力の形成と実践的な指導力を養成するための講座である。英語、理科、数学などの講座を中心に教育職員採用試験に向けた基礎学力の向上を図り、教員志望の学生への支援を行っている(備付-123)。
「教員採用試験対策講座」
一般教養・教職教養・専門教養の各対策講座を開講するほか、2次試験対策として論作文・面接指導・模擬授業対策など、教員採用試験の合格に向けた支援を実施している(備付-106)。

学科ごとの卒業時の就職状況の分析・検討については、卒業後の進路調査を毎年実施して就職状況等の資料を作成し、その結果をもとに就職支援を行っている。学外向けには、ウェブサイトを含む広報物に掲載することで公開している。また、広報課の実施するオープンキャンパスや高校訪問などの際に進路指導や学生募集などにも利用している。このように、これらの資料は、各年度の貴重な資料であり、キャリア支援委員会とキャリア支援課をはじめ広く全学的に利用している。

さらに、令和元年度から在学生にも進路調査を実施し、学生のニーズに基づいた就職対策講座になるよう内容検討を行った。その結果、進路実績や受験希望の多い業界の人事担当者などを招き、就職説明会を行うなど、学生の進路支援に生かしている。

さらに今後に向けて、進路実績と各種アンケートのデータを基に分析し、就職支援の強化に向けて取り組みを検討している。また、これら各種アンケートの実施報告の内容を教育の質保証委員会でも議論し、理事会に報告した。理事会で出された

問題点については、関係部署で適切に対応するよう示唆された(備付-92、42、43、72)。

進学支援としては、東京女子体育大学体育学部体育学科の編入学の支援と他大学編入や専門学校等、学生の希望内容に応じてキャリア支援課で支援を行っている。また、本学の編入学については編入ガイダンスを実施したり、クラス担任やクラブの部長、入試課職員が学生の入試相談に対応している。

留学支援としては、具体的な相談があった場合は、就学状況を踏まえて情報提供し、クラス担任やキャリア支援課職員が対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

キャリア支援に関しては、本学の学生は将来の進路について、目的意識を持って入学している。今後は、学生により明確な目的意識を育てるためのボランティア活動への支援や就職に向かう準備段階としてのプログラムを改善・充実し、引き続き取り組む必要がある。その際には、本学のカリキュラムとの整合も十分に図りながら実施していくことが大切である。

学生生活支援に関しては、現在、学生相談としては個々の教員による「オフィスアワー」での学生生活の悩みや学習上の問題などの相談、臨床心理士等の資格を持つ教員や健康管理センターの臨床心理士のメンタル相談など、学生のニーズに応じ様々な相談体制を整えている。また、これらの体制間で個別事案の共有を図り、教職員で連携して継続的・効果的な支援を行っている。今後の学生生活支援の課題としては、より一層学生が気軽に相談できる体制づくり、個々の学生の相談内容の関係部署間の共有が挙げられる。

経済的支援に関しては、近年拡充している本学独自の奨学金制度がある。今後この制度を維持するとともに、さらに学生個々のニーズに沿った支援ができるように検討する必要がある。このため、学生支援体制を総合的に統括する機能や体制間の連携のさらなる強化を図っていくことが重要な課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)の関連課題として、追再試験の運用及び基礎学力養成講座などについて、成績評価の厳格な適用の観点から検討が必要であると述べた。追再試験の運用については、追試験の受験資格を明確にし、追試験の成績は定期試験合格者との公平性が保たれるよう考慮した。また、再試験は75点以上を合格の目安とする見直しを行った。成績不振の学生に対しては、学力を保障する観点から、追再試験の実施前に、学力保障期間において学習支援を行っている。

学習成果の査定(アセスメント)について、「授業評価アンケート」の質問や実施方法の見直しを行動計画に挙げた。基準Ⅰ-C-2で前述したが、「授業評価アンケート」のPDCAは「シラバス作成」【PLAN・計画】→授業実施【DO・実行】→「授業評価アンケート」の実施と「授業評価アンケート」の集計結果(備付-119)を踏まえ見直しを行う『授業改善報告書』(備付-77)の作成・公表【CHECK・評価】→授業評価結果の活用として評価結果に基づくFD研修会やシラバスの見直し【ACT・改善】というサイクルである。こうしたPDCAサイクルを尚一層機能させるため、

令和元年度に実施方法をウェブ方式に変更した。また質問項目の見直しを行い、新たに学習時間が認識されているか把握するため学習時間を問う質問を追加した。このように、FD委員会で今後の実施方針を検討している。

「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)を基軸とした短期大学の社会的責任と組織的な発展について検討を行った。それにより平成30年度児童教育学科に保育士養成課程である「幼保コース」を設置し、入学者の将来の選択肢の拡大・充実に努めた。社会的な状況を鑑みながら本行動計画を継続して行く。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

A 教育課程について

18歳人口の減少に伴い、高等教育機関への全入時代を迎え、高校生から選ばれる短期大学になるためには、高校訪問、学校説明会、オープンキャンパス等で聴取した意見と社会の動向を鑑み、社会と学生のニーズに柔軟に対応した教育課程を編成する必要がある。また、幅広い教養を身につけ社会の要請に応える人材育成を目指した教育課程の編成も重要である。

その他の教育課程の課題としては、児童教育学科に「幼保コース」を設置後、令和元年度に初めての卒業生を輩出する。このため、2年間の学習成果の把握・分析を行い、改善・充実に努めていく必要がある。また、学習成果を評価するための評価方針を策定している。今後は、アセスメント・プランや本学独自の指標で行うルーブリックの策定に向け、より具体的で明確に学習成果を査定できるよう検討をしていく必要がある。

B 学生生活支援について

学生がさらに気軽に相談できる体制の確立、個々の学生の相談内容の共有などが引き続き課題となっており、早急に対策を取る必要がある。

その視点としては、近年増加傾向にある「中途退学者」の課題が挙げられる。「中途退学者」の傾向・実態を把握し、退学に至る原因を究明することで、強化すべき学生支援策を明らかにして、具体的計画を立案・実行していく。

中途退学者の傾向・実態把握の際には、平成29年度から実施している「学生調査アンケート」の集計結果の分析と関係部署の取り組みを踏まえて行い、全学的に連携を図って中退者の削減に取り組む必要がある(備付-82、83)。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>
提出資料

- 備付資料 40 第 44 回創作オペレッタ発表会(プログラム)
41 第 45 回創作オペレッタ発表会(プログラム)
66 平成 25・26 年度点検・評価年報
67 平成 27・28 年度点検・評価年報
68 平成 29・30 年度点検・評価年報
70 令和元年度第 1 回評価委員会資料「平成 30 年度自己点検評価
及び『平成 29・30 年度点検・評価年報』の作成について」
77 令和元年度授業改善報告書
118 授業評価アンケート調査用紙
119 令和元年度前期・後期「授業評価アンケート」結果
136 スターターズブック
139 ウェブサイト
「学校法人藤村学園 東京女子体育大学 東京女子体育短期大学
学術機関リポジトリ」<https://twcpe.repo.nii.ac.jp/>
140 平成 31 年度定例第 1 回教授会女子体育研究所資料No.1
「4.海外と渡航費の採択について」
141 令和元年度定例第 1 回教授会女子体育研究所資料No.3
「5.海外と渡航費の採択(追加)について」
142 令和元年度定例第 2 回教授会女子体育研究所資料No.1
「1.海外と渡航費の採択(追加)について」
143 平成 30 年度定例第 2 回教授会女子体育研究所資料No.2
「2.科学研究費助成事業の採択状況について」
144 平成 30 年度定例第 2 回教授会女子体育研究所資料No.3
「3.その他の外部研究助成金獲得状況について」
145 令和元年度定例第 1 回教授会女子体育研究所資料No.2
「2.科学研究費助成事業の採択状況について」
146 東京女子体育大学女子体育研究所所報第 12 号(2018)
147 東京女子体育大学女子体育研究所所報第 13 号(2019)
148 東京女子体育大学女子体育研究所所報第 14 号(2020)
149 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 51 号(2015 年度)
150 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 52 号(2016 年度)
151 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 53 号(2017 年度)
152 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 54 号(2018 年度)
153 東京女子体育大学東京女子体育短期大学紀要第 55 号(2019 年度)
154 東京女子体育大学 東京女子体育短期大学
研究活動報告(紀要の抜粋)(平成 27 年度～令和元年度)
155 令和元年度重点事業の進捗状況
156 ウェブサイト「教員情報」 <https://gyoseki-twcpe.jp/twehp/KgApp>
163 教員数(令和 2 年度職位・年齢・男女別)
164 令和 2 年度教育職員名表

- 174 令和元年度学園研修会
- 175 FD 委員会平成 29 年度
- 176 FD 委員会平成 30 年度
- 177 FD 委員会 2019 年度
- 178 平成 29 年度 SD 基礎研修会
- 179 平成 29 年度 SD 研修公認会計士監査報告会記録
- 180 平成 29 年度 SD 全体研修会記録(第 1・2 回)
- 181 平成 29 年度 SD 入試業務研修
- 182 平成 30 年度 SD 公認会計士監査報告会記録
- 183 平成 30 年度 SD 入試業務研修実施報告書
- 184 平成 30 年度学園研修会
- 185 平成 30 年度全体研修会
- 186 平成 30 年度大学訪問研修記録
- 187 平成 30 年度大学間連携 SD 研修会(第 1 回)
- 188 平成 30 年度大学間連携 SD 研修会(第 2 回)
- 189 SD 入試業務研修実施報告書令和元年度
- 190 入試相談専門スタッフ活動報告書令和元年度
- 191 東女体コミュタイム議事録
- 192 令和元年度 SD 全体研修会記録
- 193 令和元年度 SD 大学訪問研修報告書
- 194 平成 29 年度私立大学庶務課長会職員基礎研修会記録誌
- 195 平成 30 年度私立大学庶務課長会職員基礎研修会記録誌
- 196 令和元年度私立大学庶務課長会職員基礎研修会記録誌
- 197 課長連絡会平成 31 年度
- 209 FD 研修会 2019 年度

備付資料・規約集

- 12 学校法人藤村学園事務組織規程
- 20 学校法人藤村学園文書取扱規程
- 25 学校法人藤村学園個人情報保護に関する規程
- 27 学校法人藤村学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 32 学校法人藤村学園人事に関する規程
- 34 東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程
- 36 事務職員資格審査基準内規
- 48 学校法人藤村学園就業規則
- 49 教育職員の勤務時間規程
- 52 服務規程
- 53 年次有給休暇に関する内規
- 54 教育職員の職務専念義務の免除に関する内規
- 55 海外研修に関する内規
- 57 退職規程
- 58 育児休業規程
- 59 介護休業規程
- 60 母性健康管理措置規程
- 61 藤村学園事務職員及び労務職員の週休二日制に関する内規
- 62 非常勤職員の就業に関する規程
- 63 事務職員職務業績評価規程

- 65 藤村学園安全衛生管理規程
- 67 SD 推進要項
- 70 給与規程
- 78 旅費規程
- 79 外国旅費内規
- 84 学校法人藤村学園経理規程
- 86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程
- 96 藤村総合教育センター使用規程
- 114 学校法人藤村学園危機管理委員会規程
- 124 学園研修委員会規程
- 118 FD 委員会規程
- 182 東京女子体育大学女子体育研究所規程
- 183 東京女子体育大学女子体育研究所運営委員会規程
- 184 研究倫理委員会規程
- 185 東京女子体育短期大学研究倫理規程
- 186 東京女子体育短期大学における研究行動規範
- 187 学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・
助成金の使用に係る不正行為の防止等に関する規程
- 188 研究倫理委員会 研究倫理審査方法に関する内規

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、短期大学設置基準及び教職課程認定基準を満たす22名の専任教員で編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

専任教員は各々、著書、論文発表、学会活動、学内個人研究及び共同研究等の研究活動を、本学の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて進めている。それらの研究成果は本学ウェブサイトで公開されており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等(備付-156)を示している。本学の専任教員は、真正な職位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は短期大学設置基準の規定を充足していることが明示されている。

本学は、学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づき、本学の基本理念を具体化し教育目的を達成するために、独自の基礎科目・一般的な教養科目・体育の専門科目で構成されており、カリキュラムの特色を生かすために必要な専任教員(保健体育学科6名、児童教育学科16名)と非常勤教員(保健体育学科10名、児童教育学科19名)を配置している。

また、本学は、東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程(備付-規約集 34 東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程)を定めており、その中で「短期大学設置基準第7章第25条を基準として次の各号のいずれかに該当する者」として、「一 専門分野における学力・技能に秀でていと認められる者」、「二 教育又は研究に相当の実績をもつと認められる者」という条件を明確にし、短期大学設置基準の規定を遵守し、専任教員・非常勤講師を採用している。

本学では、事務職員として位置付けているが、実技・実習関係補助及び事務補助の業務を遂行するために、本学卒業生を体育実技等の研究室に教務補佐員として9名配置している。教務補佐員は、実技・実習等において教員の補助的業務を行っており、授業等の円滑な実施に大いに貢献している。

本学では、専任教員を採用する根拠として、東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程(備付-規約集 34東京女子体育短期大学教育職員資格審査規程)を定め、本規程に基づき、公募形式にて採用試験を実施して採用候補者を選定している。専任教員の採用に際しては、年齢構成、男女比率にも留意し、なるべく偏りが出ないように配慮している。また、専任教員の昇任人事についても、各領域主任が当該者の適正を判断したうえで推薦書類を提出し、本規程に基づき人事委員会において推薦対象者の教育研究業績等を審議したうえで候補者を選定している。

なお、採用・昇任ともに、常任理事会及び理事会において候補者の審議を行っており、適正に決定している。

【教員数 (令和元年度 職位・年齢・男女別)】(備付-163、164) 単位：人

	職位	～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		兼務教員		合計
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
短期大学 保健体育学科	教授							2	1	20	7	33
	准教授			1								
	講師		1				1					
	助教											
短期大学 児童教育学科	教授				1		2	4	2	9	1	26
	准教授			1	2		1	1				
	講師		1				1					
	助教											

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の研究・教育に資する個人の研究を助長するために、その研究費の一部を補助することを目的として、個人研究費を毎年支給しており、年度末に研究成果を報告している。個人研究費の申請数は 95%以上の割合である。さらに、研究業績や外部資金応募状況により個人研究費を増額する奨励個人研究費制度があり、毎年数名の専任教員が採択されている。

また、国際的な研究活動を支援するために、海外渡航費の一部を補助しており令和元年度には 2 名の専任教員がこの海外渡航補助費を受給して国際学会に出席している(備付-140、141、142)。

これら内部研究費なども使い、著書・論文の執筆、学会活動、国際会議出席などの研究活動において毎年一定数の実績を上げており、成果については年度ごとにまとめ、「点検報告」、『点検・評価年報』(備付-66、67、68、70)に掲載している。

本学では、教員の研究活動状況をウェブサイト(備付-156)及び紀要各号の「研究活動報告」(備付-149、150、151、152、153)にて公開している。

専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。科研費の応募状況及び採択状況については下記のとおりである(備付-143、144、145)。

【科研費応募状況・採択状況】

平成 29 年度	採択 0 件	応募 1 件
平成 30 年度	採択 0 件	応募 1 件
令和元年度	採択 1 件	応募 2 件

【民間団体の委託研究 外部資金獲得状況】

● 公益財団法人電気通信普及財団(平成 30 年度～令和元年度)
● 公益財団法人日本科学協会(平成 30 年度)
● 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会(平成 30 年度)

専任教員の研究活動に関する規程として、東京女子体育大学女子体育研究所規程(備付-規約集 182 東京女子体育大学女子体育研究所規程)、東京女子体育大学女子体育研究所運営委員会規程(備付-規約集 183 東京女子体育大学女子体育研究所運営委員会規程)、研究倫理委員会規程(備付-規約集 184 研究倫理委員会規程)、東京女子体育短期大学研究倫理規程(東京女子体育短期大学における研究行動規範)(備付-規約集 185 東京女子体育短期大学研究倫理規程、186 東京女子体育短期大学における研究行動規範)、学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の使用に係る不正行為の防止等に関する規程(備付-規約集 187 学校法人藤村学園における研究活動及び公的研究費補助金・助成金の使用に係る不正行為の防止等に関する規程)、研究倫理委員会 研究倫理審査方法に関する内規(備付-規約集 188 研究倫理委員会 研究倫理審査方法に関する内規)を定め整備している。

全専任教員を対象に研究倫理 e-ラーニングプログラムの受講を義務付け、冊子『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』(通称グリーンブック)を配布している。

また、FD 委員会や教授会などにおいて、適宜研究倫理に関する啓発活動を実施している。

毎年 4 月には新任教員に、研究倫理委員会が研究倫理に関する説明会を行い、上記 e-ラーニングの受講のほか、本学の倫理審査申請手続き等について説明している。

毎年学内で「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム」を開催し、学内教職員・学生・卒業生・一般の方向けに、共同研究や個人研究の成果を発表する機会を確保している。発表演題数は、平成 30 年度 6 件中 3 件、令和元年度 5 件中 3 件に短大所属教員も参加している(大学所属の教員グループ等も含む)。

冊子は『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要』(備付-149、150、151、152、153、154)と『東京女子体育大学 女子体育研究所所報』(備付-146、147、148)の 2 冊を毎年発行し、全国の大学図書館等に発送しており、さらに学術機関リポジトリを通じてウェブサイト(備付-139)で公開をしている。

2 号館と 4 号館に、専任教員が研究を行う研究室を 1 人 1 室整備している。各研究室には学内無線 LAN が設置されており、専任教員に 1 人 1 台のパソコンを貸与し、学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて教育研究活動を行える環境を整えている。

専任教員の研究、研修等を行う時間の確保については、週 2 日を研修日としている。

本学では、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程の整備に関し、就業規則第 5 条(勤務態様の特例)「研究、研修、出張その他、必要があると認めるときは、就業の場所以外において勤務させることがある。2. 前項の場合の勤務は、第 3 条所定の勤務時間を勤務したものとみなす。」に基づき、海外研修に関する内規(備付-規約集 55 海外研修に関する内規)を規定している。本内規は、研修の種類、期間、勤務に関する取扱い及び給与等を定めている。また、申し合わせとして、海外研修に伴う研究奨励費の支給を行うこととしており専任教員の海外

研修を支援している。旅費については、旅費規程第 2 条第 2 項(備付-規約集 78 旅費規程第 2 条第 2 項)に定める外国旅行に関し、外国旅費内規(備付-規約集 79 外国旅費内規)を規定している。

本学では、FD 委員会(備付-175、176、177)を組織し、FD 委員会規程(備付-規約集 118 FD 委員会規程)に則り、①FD の企画及び実施に関する事項 ②授業評価に関する事項 ③教育及び研究の改善に関する事項 ④教員研修の企画、運営に関する事項 ⑤その他 FD に関する事項の 5 つの事項について、改善・充実を図っている。

具体的には次のような取り組みを行っている。

(1) 研修会の実施

FD 委員会(備付-177)の企画・運営により、毎年 FD 研修会(備付-209)を開催して授業をはじめとする教育活動の改善を図っている。令和元年 6 月には、本学の体育教育を専門とする専任教員を講師にし、「これからの体育教育—各領域における指導—」をテーマとした研修会(備付-209)を開催した。新学習指導要領における体育教育の理念と指導内容・評価等について学び、各教員の授業改善を図った。また学園研修委員会との協力により、10 月には「学校事故の事例・危機管理の在り方」、令和 2 年 2 月には「体育系大学におけるハラスメントの実状とその対策について」をテーマとし、それぞれ外部より講師を招聘して研修会(備付-174)を実施し、授業や教育方法の改善を図った。

(2) 入学前教育の実施

短期大学における教育の充実並びに授業の円滑な実施を目的に、入学前教育のためのスターターズブック(備付-136)を作成し、入学予定者に配布して学習を促した。内容は、高等学校での履修事項を中心に、大学の専門的な学習や研究に必要な知識の確認と、大学生に必要な教養の定着を図っている。4 月のフレッシュウィークに回収し、各担任から個別指導を行っている。

(3) 「授業評価アンケート」(備付-118、119)

「授業評価アンケート」の内容や方法、その結果等によって作成する『授業改善報告書』(備付-77)の内容等について検討し、改善に尽力している。

また、専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。具体的には、本学では、例年児童教育学科において「創作オペレッタ発表会」を開催(備付-40、41)しているが、音楽研究室(保育内容指導法・音楽表現)、美術研究室(保育内容指導法・造形表現)とダンス研究室(表現運動)が連携をして学生の学習成果の獲得が向上するよう取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織は、事務局長を最高職位として組織しており、学校法人藤村学園事務組織規程(備付-規約集 12 学校法人藤村学園事務組織規程)を基に、事務組織、職制、職務権限及び各組織の事務分掌を定め、責任体制を明確にしている。

専任事務職員の採用においては、原則として公募により採用試験を行っており、これからの大学運営に必要不可欠となる有為な人材を求めて活動している。昇任においては、事務職員職務業績評価規程(備付-規約集 63 事務職員職務業績評価規程)に則り、職務業績を客観的かつ継続的に把握することとしており、そのうえで事務職員資格審査基準内規(備付-規約集 36 事務職員資格審査基準内規)に基づき適任者を選考している。また、職務に関係する研修会等に参加することにより、専門的な能力の向上に努めている。

事務局長は、職務業績評価の際にすべての専任事務職員と個別にヒアリングを実施している。事務職員と個々に面接を行い、一人ひとりの勤務状況や要望について話し合いを行うことにより、本人の能力や適性が発揮できる部署へ配置換えするなど、適正な人事配置を目指して環境を整えている。

事務関係諸規程については、文書取扱規程(備付-規約集 20 学校法人藤村学園文書取扱規程)、人事に関する規程(備付-規約集 32 学校法人藤村学園人事に関する規程)、経理規程(備付-規約集 84 学校法人藤村学園経理規程)、固定資産及び物品管理規程(備付-規約集 86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程)、施設使用に関する規程(備付-規約集 96 藤村総合教育センター使用規程)等、庶務、人事、財務、施設管理に関する規程を整備している。

事務室は、冷暖房完備となっており、配置人員に対する部屋の広さも適切である。情報機器としてのパソコンは、事務職員 1 人に 1 台が配備されており、その他の業務に必要な備品についても確保されている。

防災対策としては、平成 29 年 6 月に学校法人藤村学園危機管理委員会規程(備付-規約集 114 学校法人藤村学園危機管理委員会規程)を施行し、本規程に則り、学長を委員長とする危機管理委員会を設置して組織的に対応している。震災等の非常時対策として、非常食の備蓄、避難袋の設置等を行っている。また、消防法に基づき、学生の安全確保を最重要課題として、避難訓練・消火訓練及び防火訓練を年 2 回実施している。避難訓練・消火訓練では、学生・教職員及び近隣住民も参加して立川消防署立会いの下に実施し講評をいただいている。また防火訓練では、食堂・売店の運業者、警備業者、設備業者と職員が参加し、立川消防署の立会いの下に実施している。

情報セキュリティ対策としては、平成 17 年 5 月に個人情報の保護に関する基本方針を打ち出し、学校法人藤村学園個人情報の保護に関する規程(備付-規約集 25 学校法人藤村学園個人情報の保護に関する規程)を整備した。また平成 28 年 1 月には、特定個人情報の適正な取り扱いの確保に組織として取り組むため、特定個人情報の取扱いに関する基本方針を打ち出し、学校法人藤村学園個人番号及び特定個人情報取扱規程(備付-規約集 27 学校法人藤村学園個人番号及び特定個人情報取扱規程)を定め、情報漏洩に対するセキュリティ対策を行っている。

本学の SD 活動は、学校法人藤村学園の SD を推進し、事務職員の資質、能力向上を図るために、平成 26 年 4 月施行した SD 推進要項(備付-規約集 67 SD 推進

要項)により実施している。推進策として、事務局長を委員長とする SD 推進プロジェクトチームを設置して、事務職員の資質及び能力の向上を図るための SD 活動を実施している。これまでの研修として、「基礎研修会」(備付-178)、「全体研修会」(備付-180、185、192)、「大学訪問研修」(備付-186、193)、「大学間連携 SD 研修会」(備付-187、188)、「SD 入試業務研修」(備付-181、183、189、190)、「公認会計士監査報告会」(備付-179、182)、「東女体コミュタイム」(備付-191)、「私立大学庶務課長会職員基礎研修会」(備付-194、195、196)及び「実務研修」がある。

また、大学設置基準の一部改正を受け、平成 30 年 4 月には、教員と職員が相互に理解を深めて協力し学園の発展に寄与することを目指すとともに、学園研修委員会規程(備付-規約集 124 学園研修委員会規程)を制定・施行した。これに伴い、学園研修委員会を設置し、大学等の運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質を向上させるため、広義の SD 研修として毎年「学園研修会」(備付-174、184)を開催している。

「学園研修会」の開催状況については以下のとおりである。

【学園研修会開催状況一覧】

開催年月日	演 題	講 演 者 ※敬称略
平成 30 年 7 月 19 日	学校教職員の働き方改革と現状と課題	明星大学 教育学部長・教授 樋口 修資
令和元年 10 月 30 日	学校事故の事例と危機管理の在り方	国士舘大学 副学長・法学部教授 入澤 充
令和 2 年 2 月 17 日	体育系大学におけるハラスメントの実状とその対策について	明治大学 政治経済学部 教授 高峰 修

事務職員は、これらの SD 研修を受けることで学園の状況や、担当業務をはじめ入試業務や公認会計士監査への理解を深めるとともに、他大学の状況についての知識や情報を獲得することにより職務を充実させ、教育研究活動の推進の一助となっている。

業務の見直しや事務処理の改善としては、例年 11 月に事務組織において、事業計画に掲げる重点事業の進捗状況について、事務局長及び監事を中心とする聴取者が各部署に対してヒアリング(備付-155)を実施し、課長職等の責任者とディスカッションをして業務の見直しや改善に繋げている。

他には SD 活動から月 1 回各部署内で抱える問題等を「東女体コミュタイム」(備付-191)と称した会議体を設け、役職問わず出席し、話し合いを行い、課題解決に向け連携を行っている。

また、関係部署との連携強化を目的として毎月 1 回課長連絡会(備付-197)を開催し、理事会・教授会等の審議事項や報告事項について情報を共有し、各部署からの業務報告を行っている。また、学生の学習成果の獲得が向上するための教員との連携については、現時点では教務課、企画調査室等において実施しているが、今後全学的に取り組んで行けるよう検討していく。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

学校法人藤村学園の就業に関する事項は学校法人藤村学園就業規則(備付-規約集 48 学校法人藤村学園就業規則)に定めている。また、就業規則第 12 条(備付-規約集 48 学校法人藤村学園就業規則第 12 条)に基づき、人事に関する規程(備付-規約集 32 学校法人藤村学園人事に関する規程)、教育職員の勤務時間規程(備付-規約集 49 教育職員の勤務時間規程)、服務規程(備付-規約集 52 服務規程)、年次有給休暇に関する内規(備付-規約集 53 年次有給休暇に関する内規)、教育職員の職務専念義務の免除に関する内規(備付-規約集 54 教育職員の職務専念義務の免除に関する内規)、休職規程(備付-規約集 57 休職規程)、育児休業規程(備付-規約集 58 育児休業規程)、介護休業規程(備付-規約集 59 介護休業規程)、安全衛生管理規程(備付-規約集 65 藤村学園安全衛生管理規程)、母性健康管理措置規程(備付-規約集 60 母性健康管理措置規程)、事務職員及び労務職員の週休二日制に関する内規(備付-規約集 61 藤村学園事務職員及び労務職員の週休二日制に関する内規)、非常勤職員の就業に関する規程(備付-規約集 62 非常勤職員の就業に関する規程)、給与規程(備付-規約集 70 給与規程)、旅費規程(備付-規約集 78 旅費規程)等の必要な事項を定め整備している。

就業に関する諸規程は、平成 30 年 4 月より Office365 Onedrive に運営規約集を掲載し、教職員がパソコンを用いて、いつでも閲覧できる環境を整備している。また、紙媒体として運営規約集をファイリングし、部館所長及び各部署に配付・周知している。ファイリングした運営規約集は、教職員が閲覧できるように事務局総務課や教授会を開催する大会議室及び理事会を開催する理事会議室に備えている。また、新規採用となった教職員には、オリエンテーションにおいて就業規則等の規程を配付し説明・周知している。

教職員の就業時間や有給休暇等の休暇取得については、教授会や課長連絡会等で遵守するよう周知徹底しており、諸規程に基づいて適正に管理されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

(1)教育職員

① 組織

本学の教員組織は、22 名の専任教員で編成しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。学長が年度ごとに専任教員組織表や専任教員所属表、領域別一覧等の人事関係資料の検討を行い、近年、公募制度を活用し、適切な年齢構成を図り、退職者の補充採用や教員配置を行っている。

② 研究活動

本学教育職員の研究活動について、本学の教育に資するための研究活動がより一層充実するよう、現在の研修日 2 日体制の一層の活用をはじめ、科学研究費や民間団体との連携協力による外部資金の獲得に向けて、教育職員の意識付けを図り、研究活動のサポート体制の一層の促進を行い、充実させる必要がある。

また、FD 委員会(備付-規約集 118FD 委員会規程)を中心に「授業評価アンケート」(備付-118、119)などを分析・活用するとともに、FD 研修の内容や回数等につ

いて検討し、より一層の授業及び教育方法の改善充実につなげていく必要がある。

(2) 事務職員

① 組織

事務組織においては、事務局長が、年齢一覧や所属表等の資料を基に、定年退職者とそれに伴う補充採用の予定、年齢構成等参考にして、人事構成の把握、検討を行っており、事務職員全員と個々にヒアリングをし、それぞれの勤務状況や要望について把握をしたうえで、本人の能力や適性がより一層発揮できる部署への配置換え等の人事異動を計画、実施している。

② 研修

SD研修は、事務職員としての資質・能力向上を図り、大学経営及び大学改革を推進することを目的として、「考える力」、「解決する力」を向上させることを中心に、「全体研修」、「グループ研修」、「大学訪問研修」など実施し、企画・立案力を向上させ、業務の活性化、促進に大きく寄与している。FD研修との連携も図り、学園研修も実施して、教育職員との協働する力も強化に努めている。

女子体育短期大学ならではの人的資源を大切にし、オリジナリティのある人材育成を図りたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 備付資料 202 学内ネットワーク関連書類
203 大学職員としての情報活用ガイドライン
257 災害時対応マニュアル

備付資料・規約集

- 84 学校法人藤村学園経理規程
86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程
87 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程
114 学校法人藤村学園危機管理委員会規程
189 東京女子体育大学・短期大学附属図書館規程
193 東京女子体育大学・短期大学図書館図書除却規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

学校法人藤村学園の校地面積は 52,522 m²で、東京女子体育大学と共有している。校地面積を収容定員に基づく比率によって按分すると、短期大学は 9,454 m² (18%) となり短期大学設置基準 3,200 m² の規定を充足している。

運動場の面積は 24,204 m²で、日本陸上競技連盟第 4 種公認陸上競技場(一周 300m)、テニスコート 4 面、ソフトボール場を整備しており、授業、クラブ活動等で有効に活用している。

校舎面積は 33,939 m²で、東京女子体育大学と共有している。校舎面積を収容定

員に基づく比率によって按分すると、短期大学は 6,109 m²(18%)となり短期大学設置基準 4,000 m²の規定を充足している。

障がい者への対応については、車椅子に対応したスロープを 1 号館、2 号館、4 号館、6 号館、10 号館に設置し、エレベーターを 2 号館、4 号館、10 号館に設置するとともに、「だれでもトイレ」を 4 号館、10 号館に設置するなど整備に努めている。

学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて授業を行う講義室、保育演習室、運動生理学実験室、図画工作室、多目的室等を設置している。

通信による教育を行う学科・専攻課程については、本学は開設していない。

授業用の機器・備品については、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて十分に整備している。特に音楽教育のためのピアノ練習室 35 室、ピアノレッスン室 4 室、メディアホール、音楽室を有するとともに、ピアノ台数は 63 台を保有している。また、全ての教室に学内 LAN、ICT 機器、AV 機器を設置している。

図書館は東京女子体育大学と共有しており、延床面積は 2,277 m²で適切な面積を有している。

図書館の蔵書数は 182,359 冊、学術雑誌数は 735 種、AV 資料数は 2,638 点及び座席数は 254 席であり、適切である。

【図書館の規模】

面積	座席数
2,277m ²	254席

【図書購入費】

年度	購入費 (円)
平成29年度	10,488,138
平成30年度	9,883,896
令和元年度	10,249,158

【図書館の資料内訳】

図書蔵書冊数	182,359冊
令和元年度受入数	13,804冊
所蔵雑誌種数 (紀要数を含む)	735種
視聴覚資料総点数	2,638点
VTR	944点
DVD	1,620点
CD-ROM	17点
録音資料	57点

(令和2年3月31日現在)

購入図書選定システムについては、東京女子体育大学・短期大学附属図書館規程に基づき、教職員・学生・図書館による推薦資料を図書館運営委員会に付議し、購入決定を行っている。また、廃棄システムについては東京女子体育大学・短期大学図書館図書除却規程に基づき、手続きを行っている(備付-規約集 189 東京女子体育大学・短期大学附属図書館規程、193 東京女子体育大学・短期大学図書館図書除却規程)。

図書館 1 階には、参考図書コーナーを設置し、参考図書を整備している。また、関連図書についても専門書を重点的に収集するとともに、授業に関連する資料を整備している。また、ジャパンナレッジ・朝日新聞記事・メディカルオンライン等のインターネットデータベースを導入、それらのリンク集を図書館ウェブサイト公開し、パソコン等の情報機器も整備している。

図書館 2 階の「研修室」は、授業やゼミナール、ディスカッション、ミーティング、資格試験のためのグループ学習など、複数人で利用する場合に提供している。試験前など、閲覧席の利用が多い時期は自習席として開放している。

【研修室の利用実績(学生)】

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	2	13	16

本学の特性から 6 つの体育館を整備し、適切な面積を有している。その他に陸上競技場、テニスコート 4 面、ソフトボール場、温水プール、武道場、トレーニング室の運動施設も整備し、有効に活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程は、学校法人藤村学園運営規約集の第 4 章財務に含め整備している(備付-規約集 84 学校法人藤村学園経理規程、86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、87 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程)。また、これらの諸規程に従い施設設備や物品を維持管理している。

火災・地震対策については、学校法人藤村学園危機管理委員会規程に基づき、学生、教職員及び近隣住民等の安全確保に努めている(備付-規約集 114 学校法人藤村学園危機管理委員会規程)。また、火災・地震対策のための定期点検と修繕を行い、施設設備を適切に整備・管理している。

火災・地震を想定した避難訓練は、所轄消防署の協力のもと、全学生・教職員及び近隣住民が参加し実施している。また、本学が国立市の広域避難場所に指定されていることから、国立市防災無線機を設置し定期的に通信訓練を実施している。さらに、国立市、立川市と連携協定を締結しており、協議会で災害発生時の対応についても協議している。

火災・地震の備えとしては、免震構造の 4 号館に災害用備蓄食料、防災用品等を確保するとともに、「災害時対応マニュアル」(備付-257)を作成し新生や新入教職員に配付している。

防犯対策については、所轄警察署に依頼して学生への防犯講話や事例紹介を行い、学生の防犯意識を高めるとともに注意喚起を行っている。各門には警備員を配置し、外部の来校者に入構許可書を貸与するなど不審者の侵入を防止するとともに、各門や学内要所に防犯カメラを設置し常時監視している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアウォールやプロキシサーバを設置するとともに、ネットワーク接続デバイスの固定 IP 化による学内デバイス管理を行っている(備付-202)。また、職員は情報活用ガイドラインに

基づき、セキュリティルールやセキュリティの保持について、適切な管理に努めている(備付-203)。

省エネルギー・省資源対策としては、屋外運動施設、体育館の水銀灯照明設備や蛍光灯照明設備のLED化のための改修工事を行うとともに、老朽化した空調機等を効率の良い省エネタイプへの更新を推進している。4号館屋上に太陽光発電装置を設置するとともに、2号館廊下の窓ガラスには遮熱フィルムを貼り、輻射熱対策を実施し省エネルギー・省資源対策に配慮している。また、特別な場合を除き、夏季及び冬季の室温は、冷房28℃、暖房20℃に調整している。さらに夏季においては学生で組織する学友会による電力削減に向けた指導放送を実施し、照明器具の適切な点灯や空調の適切な温度設定を行っている。これらの取り組みにより、省エネルギーに努めるとともに学内関係者の意識の高揚を図っている。

地球環境保全については、4号館及び10号館に屋上緑化を整備するとともに、ごみの分別と削減の徹底を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

障がい者対応(バリアフリー化)については、校舎の改修工事に合わせてスロープの設置やエレベーターの設置及び自動ドアの設置等について順次整備している。今後も、改善・充実を図っていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

新体操競技が主用途の体育館、バレーボールやバスケットボールが主用途の体育館、各クラブ活動と各クラブの基礎練習として使用できる多目的ルーム及びトレーニングルームを備えた複合体育館を、令和3年8月末の竣工予定で建設している。

複合体育館を新築し、施設を整備することで授業、クラブ活動等への有効活用を図る。

複合体育館には、エレベーターや「だれでもトイレ」及び車椅子用の観覧席を設置するなど、障がい者への対応にも配慮している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

備付資料 121 「教職ラーニングステーション」資料
127 ウェブサイト「UNIVERSAL PASSPORT」
<https://unipa.twcpe.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>127
202 学内ネットワーク関連書類

備付資料 規約集

- 84 学校法人藤村学園経理規程
- 86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程
- 87 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

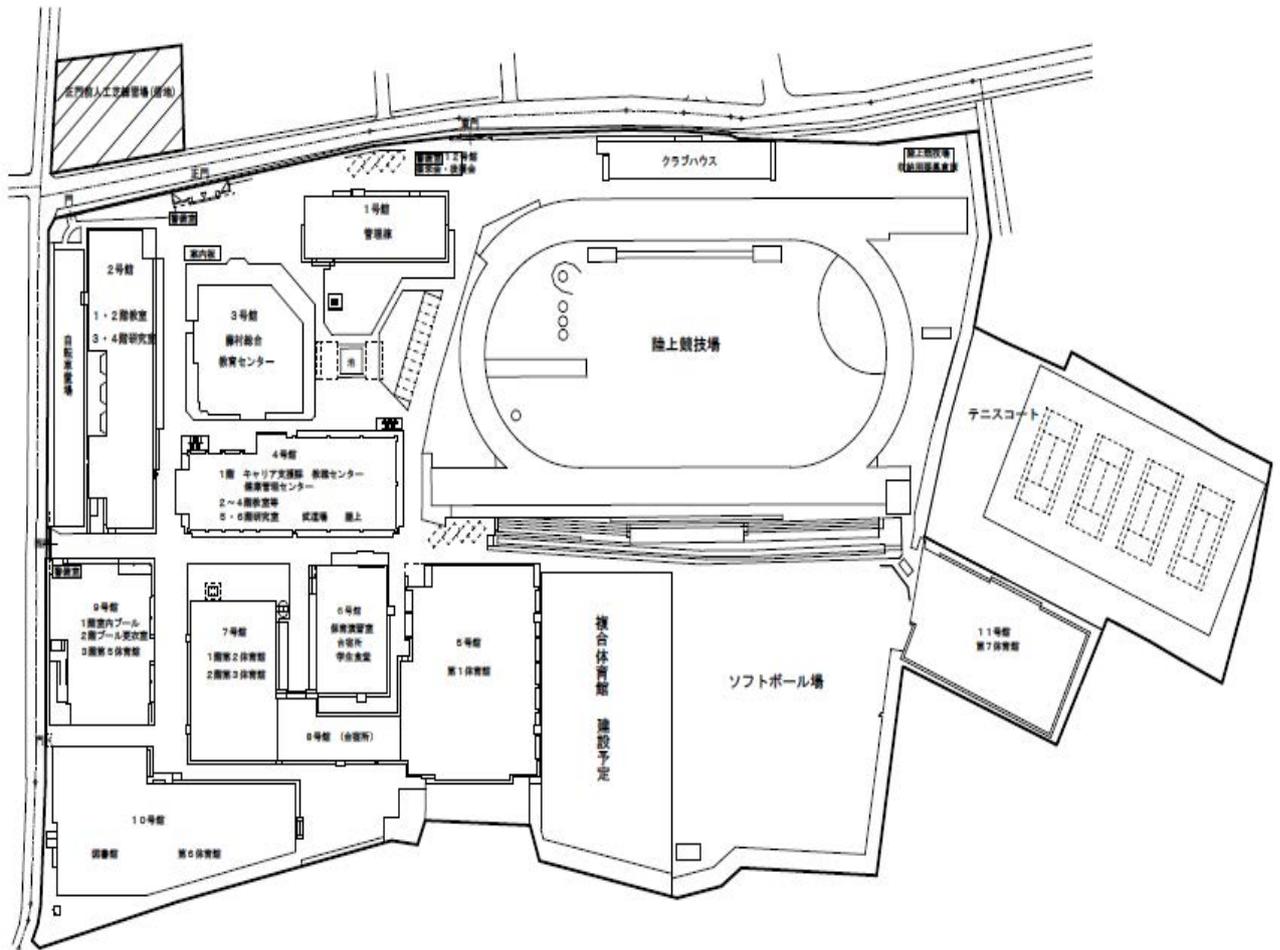
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

保健体育学科・児童教育学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて、技術的資源をはじめとするその他の教育資源の向上・充実を図っている。

【東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 学内マップ】



【東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 図書館フロアマップ】

フロアマップ

1F

パソコンコーナー
AVコーナー
プリンターコーナー
ブックポスト

2F

自然科学
教育
法律・社会
歴史
心理学
図記
芸術

B1F

蔵村学園貴重書室

参考図書
語句や人名、特定のテーマ、文献を調べる図書。言語、地名、法令判例などの情報集。貸出不可。

一般図書
大学のカリキュラムに即した分野の図書及び教養書。貸出可。

マルチメディアルーム、メディアホール、ピアノレッスン室、トレーニング室、運動生理学実験室、各体育施設を配備することで教職員が授業時間以外にも学習を支援し、技術サービス、専門的な支援を行っている。

体育館、講義室、演習室及び実習室の授業用の機器・備品については、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて十分に整備している。特に音楽教育のためのピアノ練習室 35 室、ピアノレッスン室 4 室、メディアホール、音楽室を有するとともに、ピアノ台数は 63 台を保有している。児童教育学科の教育課程においては、図画工作室、多目的室、保育演習室等の機器・備品を整備している。また、全ての教室に学内 LAN、ICT 機器、AV 機器を設置し、施設設備の向上・充実を図っている。

学生に対しては、学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づき、「情報リテラシー」「情報機器演習Ⅰ」「情報機器演習Ⅱ」「教育方法(含む情報機器及び教材の活用)」の 4 科目を開講し、情報技術を修得している。また、スタディールームを常時開放し、インターネットなど使用できる環境を整えている。

教職員に対しては、管財課内に情報支援員として常勤 1 名、非常勤 1 名を配置し、情報技術の向上に関するアドバイスや援助を行うとともに、コンピュータ端末のトラブル等にも対応している。

学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいて、教職員が授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ及び学内無線 LAN の整備を行っている。研究室及び事務室には学内無線 LAN が設置されており、教職員には 1 人 1 台のパソコンが貸与され、授業や学校運営に活用している。

技術的資源と設備については、学校法人藤村学園経理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程に基づき適切に維持・整備し、適切な状態を保持し、技術的資源の分配を常に見直している(備付-規約集 84 学校法人藤村学園経理規程、86 学校法人藤村学園固定資産及び物品管理規程、87 学校法人藤村学園固定資産及び物品調達規程)。

各教室には、学内 LAN が設置されており授業等で活用している。教室に設置された ICT 機器や AV 機器を効果的に活用して学生の学習支援を行っている。

学習・研究への活用目的でスタディールームや図書館のパソコンを常時開放し、インターネットなど使用できる環境を整えている。現在、無線 LAN への学生の接続範囲を拡張するため整備を進めている。

また、学務系ウェブシステムを導入し、学生及び教職員に対して利便性を図っている。学生は、「UNIVERSAL PASSPORT」(備付-127)を通して履修登録を行うとともに、短期大学からの連絡、休講、教室変更などの学内情報を携帯端末やパソコンから確認している。

学科の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいてコンピュータによる授業を行う教室として、マルチメディアルームを整備しており、適切に活用し管理している(備付-202)。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生は、マルチメディア室、自習室、図書館などに配置しているパソコンは自由に利用することができ、インターネットに接続することが可能である。学内無線 LAN の利用は、限定した場所で教育活動に限られているため、キャンパス内全域での無線 LAN の利用を可能にするため整備を進めている(備付-202)。

教員は、教室に整備されている AV 機器やプロジェクターを利用し、各授業が行われているが、情報技術の活用に差が生じている。また、ICT 教育となるとマルチメディア室に限られているため、今後アクティブラーニングの授業形態を推進し

ていくには、ICT 設備の整備とともに、情報技術の向上の支援、研修会などの体制が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和元年度から「教職ラーニングステーション」を開設し、2名の教職アドバイザーと1名の学習支援員の専属スタッフが、年間を通して教職に関する相談や教員採用試験に関する質問に対応しながら教員志望の学生へのサポートを行っている。このことにより、児童教育学科の学生2名が小学校の教員採用試験に合格した。

また、学生の教職に関する相談や学校生活の悩みなどにも柔軟に対応し、学生の自己実現に向けた支援を行っている(備付-121)。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料 29 計算書類等の概要(過去3年間) [書式1~4]
33 貸借対照表(平成29年度~令和元年度)
35 ウェブサイト「令和元年度事業報告」
<https://www.twcpe.ac.jp/public/report.html#gsc.tab=0>
- 備付資料 35 稟議書「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学の
マスコットキャラクター製作について」
168 平成25年度事業報告書
169 平成26年度事業報告書
170 平成27年度事業報告書
171 平成28年度事業報告書
172 平成29年度事業報告書
173 平成30年度事業報告書
204 稟議書番号24学法藤管第51号「平成24年度補正予算案に係る
ICT活用推進事業の計画調書の提出について」
205 教育振興寄付金のご案内
207 藤村学園複合体育館寄付金のご案内
208 独立監査人の監査報告書(平成29年度~令和元年度)

備付資料・規約集

- 84 経理規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

短期大学の財務については、毎年度の決算において、資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表を作成し、状況を把握している。また、法人全体、大学、短期大学の財務分析資料を作成し、収支の状況を確認している(提出-35 p.54)。

短期大学の資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり支出超過の状態が続いている。

事業活動収支では、平成 29 年度から 3 年間の基本金組入前当年度収支差額はマイナスで推移している。支出については、経常的支出の横ばいと臨時的支出の増加により、支出超過の状況が続いている。

短期大学の収支の状況を年度別にみると、平成 29 年度は学納金収入の減少と、体育館照明等の LED 化改修や既存建物の修繕に伴う経費等により支出超過となった。平成 30 年度は学納金収入の減少と、保育士養成課程の設置、1 号館施設設備の改修やテニスコート移設に伴う経費、水道管漏水対応による臨時的支出等により支出超過となった。令和元年度は学生数の増加により学納金収入は改善したものの、支出超過が継続している(提出-29[書式 2])。

貸借対照表の状況については、日本私立学校振興・共済事業団の「私学の経営分析と経営改善計画(平成 29 年 3 月改訂版)」に示された貸借対照表関係比率を用いて分析する。

積立率(運用資産÷要積立額)については、100%以上を安定的に維持している。(平成 29 年度 120.2%、平成 30 年度 116.2%、令和元年度 116.3%) また、流動比率についても、200%以上を安定的に維持している。(平成 29 年度 363.9%、平成 30 年度 369.0%、令和元年度 524.2%)(提出-35 p.54)

しかし、短期大学の経営は学校法人全体で行っていることから、短期大学の赤字は大学の黒字と過去の累積黒字により補填している。現時点では、教育研究経費など必要経費については十分に措置しているといえる。また学生数が減少する一方で、学費改定や寄付金募集、外部資金の獲得等にも取り組み、収支改善を図っている(備付-173 p.5,p.18)。

特定資産については、退職給与引当金、第 3 号基本金について、要積立額の 100%を保有している(提出-33)。

資産運用については、「学校法人藤村学園資金運用に関する規程」及び「学校法人藤村学園資金運用に関する規程施行細則」に基づき、流動性・安全性・収益性を考慮して運用している。

教育研究経費支出は経常収入の 20%程度を超えており、平成 29 年度は 37.6%、平成 30 年度は 35.9%、令和元年度は 29.2%となっている(提出-29[書式 4])。

次に、教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)については、研究室・教室棟 2 棟、体育館 7 館、温水プール、図書館、講堂(藤村総合教育センター)の他、公認の陸上競技場、ソフトボールコート、テニスコートを所有し、体育用器具、ピアノ・

AV 教育用設備、情報教育用設備等の備品とともに適時改修又は更新し、良好な状態で管理している。

また、図書資料(ビデオ・DVD/CD-ROM 含む)については、年間約 1 千万円の予算を計上し、附属図書館資料収集方針内規に基づき、図書館運営委員による選定会議を経て整備している。

また、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の定めに基づく公認会計士の監査に適切に対応しており、監査意見は無限定適正である(備付-208)。

寄付金の募集については、本学の教育振興と教育施設の総合整備事業として、適正に実施している。平成 27 年度には特定公益増進法人として、平成 30 年度には税額控除対象法人として認められている(提出-35 p.55)。

短期大学の定員充足率については、平成 30 年度に児童教育学科に保育士養成課程を設置するなどの改革に加えて、学生募集活動を積極的に展開し充足率の回復に努めている。

【短期大学の定員充足率 (令和 2 年 5 月 1 日現在)】

区分	定員	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保健体育学科	入学定員	41%	72%	78%
	収容定員	56%	53%	67%
児童教育学科	入学定員	75%	66%	70%
	収容定員	88%	72%	66%
合計	入学定員	58%	68%	73%
	収容定員	72%	64%	71%

短期大学の志願者数の減少と入学定員割れは、平成 30 年度の保育士養成課程設置と、学生募集活動の強化によって、歯止めがかけられた。今後も、中期計画に基づく校舎・体育館等施設設備の充実に取り組み、カリキュラム改正などの短期大学の改革を実施し、引き続き入学者の確保を図っていく。

短期大学単独での収入超過は難しく、学校法人全体で財政状態及び経営状況の財務の健全性を維持している。公認会計士の監査意見においても無限定適正が証明されている。

予算及び執行管理については、中期財務計画と予算編成方針は関係部門の意向を集約し作成しており、毎年の事業計画や予算案の作成は予算編成方針に基づいている。予算案は諮問機関である予算委員会で審議し、評議員会の意見聴取の後、理事会において決定している(備付-規約集 84 経理規程)。

予算は決定後速やかに関係部門に通知している。

年度予算は、学校法人藤村学園経理規程及び学校法人藤村学園経理規程施行細則に基づき適正に執行している。

日常的な出納業務は経理課長が会計伝票及び証憑書類を審査し、法人事務局長(財務担当理事)の決裁を受けて支払う等、経理規程・経理規程施行細則に基づき円滑に実施している。予算執行状況等については、経理規程に基づき月次試算表を作成し、金融資産残高表と併せて法人事務局長及び理事長へ報告している。

資産管理については、学校法人会計基準に準拠した適切な会計処理に基づいて記録しているほか、経理規程・経理規程施行細則、固定資産規程・物品調達規程に基づき安全かつ適正に管理している。資金(有価証券を含む)は、資金運用に関する規程及び施行細則に基づき、安全性を考慮し、より有利な運用に努めている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学への入学志願者が減少しており、短期大学の改組として保育士養成課程を設置したが、保育士養成課程申請書受理後の 10 月からの募集となったため、平成 30 年度では定員充足率改善とはならず、短期大学の収支は支出超過になっている。

短期大学の将来像、強み・弱みとしては、少子化に伴う 18 歳人口の減少が続く中、社会全体では短期大学への進学希望者は大幅に減少し、短期大学は厳しい環境にある。本学の保健体育学科は中学校教諭二種免許状(保健体育)を取得することが可能である。体育短期大学における児童教育学科の魅力は「体育教育の実践力が備わった教育者・保育者になることができる」ことであり、それは幼稚園・小学校・保育の現場においても求められることである。

このことを基本として、保育士不足の解消など社会的ニーズを踏まえ、学生募集活動の強化に努めていく。

中期財務計画は、経営実態、財政状況に基づき策定している。

学生募集対策については、毎年入学定員の確保を目標にして教職員による指定校訪問をおこない、ウェブサイトその他での広報活動やオープンキャンパスを実施している。平成 30 年度に保育士養成課程を設置した。これに伴う入学定員の見直しによって、児童教育学科については平成 30 年度から 110 名、保健体育学科については平成 30 年度から 50 名となっている。保育士養成課程設置などの短期大学の改革に加えて、ウェブサイトのリニューアル、オープンキャンパスの充実など、入学生確保と定員充足率改善に努めている。

学費については、経済環境や他短期大学の動向を勘案し、理事会で検討し決定している。平成 30 年度に入学金・授業料・施設設備費の改定、また実験実習料を新規に加えている。

本学の人事計画は、併設する大学との状況を鑑み、教育職員・事務職員の組織を学校教育法、短期大学設置基準、教職課程認定基準等の法令に基づき適正に配置することにより行っている。

本学の教員組織は、22名の専任教員で編制しており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。学長は、短期大学設置基準上の教員定数を把握し、年度ごとに大学・短期大学専任教員組織表や専任教員所属表、領域別一覧等の人事関係資料の検討を行い、退職者の補充採用や大学・短期大学の教員配置等の状況を考慮し、人事計画の適正化に努めている。

事務組織においては、事務局長が、事務職員年齢一覧や事務職員所属表等の資料を基に、定年退職者とそれに伴う補充採用の予定、年齢構成や男女比率を分析して人事構成の把握、検討を行っており、また職務業績評価の一環として、事務職員全員と個々に面接をし、それぞれの勤務状況や要望について把握をしたうえで、本人の能力や適性がより一層発揮できる部署への配置換え等の人事異動を計画、実施しており、人事計画は適切である。

キャンパス整備計画を作成し、施設設備の更新と充実を図っている。耐震化工事やLED証明工事など年次計画で実施している。平成30年度にはテニスコートを新設しており、旧テニスコート跡地に建設中の複合体育館は令和3年度に完成予定である(備付-173 p.5)(提出-35 p.6)。

外部資金の獲得については、重点事業計画として平成26年度から寄付金募集を行っている。現在「教育振興寄付金」と「学校法人藤村学園複合体育館寄付金」の募集活動を行っている。文部科学省の経常費補助金については、定員充足率の改善で増額に努めたい。文部科学省の科学研究費補助金は令和元年度1件390千円で、引き続き積極的な応募を奨励していく。遊休資産の処分計画はない(備付-205、207)(提出-35 p.36,55)。

収容定員充足率の状況はすでに述べたとおりであって、入学定員の確保を目標にこれまで以上の努力を重ねていきたい。また、定員との費用のバランスは、人件費は設置基準に基づき教員を配置し、施設設備費は大学と共有しているので、ランニングコストの節減を図っていく。

決算等に係る経営情報は、ウェブサイト公開するとともに、教授会等でも報告しており、教職員は経営の状況を理解している。短期大学の定員充足率など当面の状況について教職員はその数値を冷静に受け止めており、危機意識は共有されている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学への入学志願者が減少しているため、短期大学の改組として平成30年度に保育士養成課程を設置した。これに伴う入学定員の見直しによって、児童教育学科は平成30年度から110名、保健体育学科は平成30年度から50名とした。保育士養成課程設置などの短期大学の改革に加えて、ウェブサイトのリニューアル、オープンキャンパスの充実など、引き続き入学生確保と定員充足率改善に努める必要がある。

短期大学の財的課題は、定員充足率の向上に努め財政の安定化を図ることである。短期大学の志願者数の減少と入学定員割れは、平成30年度の保育士養成課程設置と学生募集活動の強化によって歯止めがかけられたものの、少子化に伴う18歳人口の減少と短期大学への進学希望者が減少傾向の中では今後も厳しい状況である。財務的には法人全体で黒字経営を続けており問題はないが、中期計画に基づく校舎・体育館等施設設備の充実に取り組み、カリキュラム改正などの短期大学の改革を実施し、引き続き入学者の確保を図り、財政の安定化に貢献することが重要

である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

教育資源としては、児童教育学科保育士養成課程の第1期生が2020年3月に卒業し就職の実績を築くこと、関東圏の高等学校を積極的に訪問するとともに、ウェブサイトやオープンキャンパスなどで本学(女子体育短期大学)の保育士養成課程の認知度を高める努力をしている。また、本学の認知度を高める一助として、「Line@」で情報を発信するとともに、今年度からマスコットキャラクターを作成し、活用している(備付-35)。

財的資源としては、収入面では寄付金獲得や資産運用収益の増など、支出面ではLED化改修工事による光熱費の削減などで収支の改善に努めている。寄付金や資産運用収益により、本学独自の奨学金制度、教育施設設備の整備、クラブ活動支援、地震や台風の被災者に対する入学検定料の免除及び学納金の減免など修学環境の支援・向上に努めている。

<基準Ⅲ教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学生の学習成果を向上・充実させるため、研究活動の活性化及び科学研究費助成事業・外部研究費等の獲得、研究成果発表の機会の奨励については促進を図っている。

平成25年度に導入したウェブ履修管理等機能を備えた新総合学務系システムに加え、サーバ室の統合とネットワークの改修工事を実施し、学生及び教職員の利便性は向上できている(備付-204)。さらに令和元年度は、Windows7のサービス提供の終了に伴うパソコン機器の更新を行った。

障がい者対応(バリアフリー化)については、平成25年度に2号館3・4階改修工事に合わせてエレベーターの設置や出入口にスロープを設置した。また、これまでに学生の学習成果の向上・充実を目指し、施設設備の見直しを行い、中・長期計画に基づいた改修工事を以下のように行ってきた。

【平成25年度～令和元年度までの改修工事实績】

平成25年度	2号館改修工事(エレベータ新設、3・4階改修)、9号館(プール)改修工事、学生用ロッカーの更新、サーバ室の統合とネットワークの改修工事の実施(備付-168 p.7)。
平成26年度	新学生寮新築工事、6号館空調設備改修工事、学生用ロッカーの更新、3号館センターホールのプロジェクター設置工事の実施(備付-169 p.10)。
平成27年度	2号館改修工事(地階・1階・2階・3階の一部改修)、第1・2・7体育館冷暖房設備設置工事、ソフトボール場LED照明改修工事、洗浄温便座改修工事、正門前練習場人工芝敷設及び防砂ネット取付工事、第5体育館ロールスクリーン等改修工事、第7体育館北側新取得地出入口門扉階段設置工事の実施(備付-170 p.17)。

平成 28 年度	4 種公認陸上競技場施設改修工事、第 3・5・6 体育館及びトレーニングルーム冷暖房設備設置工事の実施(備付-171 p.9)。
平成 29 年度	6 号館屋上防水対策改修工事、4 号館 6 階武道場冷暖房設備設置工事、陸上競技場及び第 2・7 体育館並びに 3・6 号館 LED 照明改修工事、3 号館教室冷暖房設備改修工事の実施(備付-172 pp.16-17)。
平成 30 年度	テニスコート移設工事、1 号館 2 階 3 階冷暖房設備改修工事、第 5・6 体育館 LED 照明改修工事、1 号館 3 階会議室内装改修工事、学内ネットワーク設備更新工事の実施(備付-173 p.5,pp.9-10)。
令和元年度	複合体育館新築工事、1 号館電気設備更新工事、1 号館 LED 照明改修工事、Windows7 のサービス提供の終了に伴う PC 機器の更新、1 号館 3 階会議室冷暖房設備改修工事、1 号館屋内消火栓入替工事の実施(提出-35 p.6,p.11)。

今後、老朽化した施設設備の改善を実施するとともに、老朽化した建物の建て替えを計画している。

保健体育学科と児童教育学科の経営計画については、社会的な状況を鑑みながら中期計画に基づく校舎・体育館等施設設備の充実やカリキュラム改正などの改革を行い、入学者の確保に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

定員充足に向け、編入学制度や保育士資格が取得できることをオープンキャンパスや高等学校訪問を通じて積極的にアピールする。そのためのパンフレットを作成する。また、沿線への広告などを行っていく。

施設設備面においては、キャンパスの老朽化に伴い、施設設備の耐用年数向上に向けた劣化度診断を実施し、中・長期計画を策定している。

現在、老朽化した 5 号館(昭和 53 年竣工)を取り込む複合体育館を建設しており、完成後は 5 号館を取り壊し 6 号館(昭和 50 年竣工)を取り込める建物を建設し、7 号館(昭和 54 年竣工)、8 号館(昭和 54 年竣工)を視野に入れた建て替えを順次計画している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 29 計算書類等の概要(過去3年間) [書式1～4]
 30 資金収支計算書・資金収支内訳書(平成29年度～令和元年度)
 31 活動区分資金収支計算書(平成29年度～平成30年度)
 32 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
 (平成29年度～令和元年度)
 33 貸借対照表
 35 ウェブサイト「令和元年度事業報告書」
<https://www.twcpe.ac.jp/public/report.html#gsc.tab=0>
 38 ウェブサイト「寄附行為」
<https://www.twcpe.ac.jp/public/pdf/kifukoui.pdf>

- 備付資料 18 学校法人藤村学園 学園報 第11号
 206 財産目録(平成29年度～令和元年度)

備付資料・規約集

- 1 学校法人藤村学園寄附行為

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営

について学識及び識見を有している。

- ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

理事長は、平成 23 年 5 月に本学園の理事に就任し、平成 27 年 5 月に寄附行為第 6 条(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 6 条)に基づき理事長に就任した。その後、令和元年 5 月に理事長再任となり現在に至っている。理事長は、理事会を通じて本学の業務執行にリーダーシップを発揮し、本学の経営及び運営に尽力している。理事長は、理事任期の 3 期目であり、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解したうえで本学園の運営に当たっており、学園の発展に寄与できる者である。

平成 27 年 7 月には、学園における主要な活動をステークホルダーに周知することで学園の状況を発信し、学校法人の発展に繋げていこうという発想のもとに『学園報』(備付-18)が創刊となったが、『学園報』の顔ともいえるその巻頭には、理事長が自ら「学校法人 藤村学園 学園報」の題字を揮毫しており、『学園報』に馳せる熱意と強いリーダーシップを表している。

【学校法人 藤村学園 学園報 (題字)】

学校法人 藤村学園
学園報

理事長は、寄附行為第 13 条(理事長の職務)(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 13 条)に基づき、この学校法人を代表し、その業務を総理しており、寄附行為第 22 条(諮問事項)(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 22 条)に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(備付-206)(提出-33、29【書式 1】、【書式 2】、30、31、32、35)を評議員会に報告し、その意見を求めている。平成 30 年度決算及び事業の報告では、令和元年 5 月 27 日開催の理事会において承認を得た決算及び事業の内容を評議員会において報告し、意見を求めている。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会は、寄附行為第 17 条(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 17 条)に則り、学校法人の業務を決し、理事の職務の遂行を監督しており、同条に則り、理事長が理事会を招集し、議長を務めている。

【学校法人藤村学園寄附行為】

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は理事長が招集する。
4. 理事長は理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内にこれを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7. 理事会に議長を置き理事長をもって充てる。
8. 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
9. 理事会はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか理事総数過半数以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
10. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
11. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段定めがある場合のほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
12. 理事の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事に加わることをできない。

理事会では、一般財団法人短期大学基準協会により行われた第三者評価についての報告が行われ、認証評価に対する役割を果たす責任を負っており、本学の経営状況や管理運営状況、他大学における状況等の短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

理事会は、短期大学の運営が私立学校法の定めに基づいており、国に設立を認可された学校法人として高い公共性が求められ、組織や運営等について法的な責任があることを認識し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、寄附行為第 3 条(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 3 条)に基

づき、学校法人運営及び短期大学運営を円滑に進めるために、常任理事会を設置し、毎週水曜日に開催している。

理事は、学校法人の建学の精神を理解しており、学術機関・行政機関や企業等で培った学識及び見識を生かして本法人の健全な経営のために有益に参画している。

理事は、私立学校法第 38 条の規定に基づき選任しており、寄附行為に基づき適切に構成している。また、学校教育法第 9 条の規定は、寄附行為第 12 条第 2 項第 3 号(提出-38) (備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 12 条第 2 項第 3 号) にその退任の事由について「学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と明確に規定することにより準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長のリーダーシップは、学園の経営及び管理運営に適正に発揮されており改善すべき課題はないが、教職員の協力体制を強化し、永続的な学園運営を継続していくために、今後さらにリーダーシップの発揮が求められる。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料
- 5 ウェブサイト「東女体大ヘッドライン-平成31年度入学式を
挙行いたしました」<https://www.twcpe.ac.jp/headline/316221/>
 - 7 ウェブサイト「東女体大ヘッドライン-令和元年度卒業式を
挙行いたしました」<https://www.twcpe.ac.jp/headline/336071/>
 - 8 東京女子体育短期大学学則

- 備付資料
- 222 令和元年度教授会記録
 - 223 部館所長会

備付資料・規約集

- 9 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学長選考規程
- 127 東京女子体育短期大学学則
- 129 東京女子体育短期大学教授会規程
- 130 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学部館所長会運営内規
- 131 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程
- 132 教務委員会規程
- 133 教職委員会規程
- 134 学生委員会規程
- 135 キャリア支援委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、短期大学における教学運営の最高責任者としての権限と責任において、教授会での意見を聴取して最終的な判断を行っている。

学長は、人格が高潔であり、学識が優れ、本学園において50年の勤務実績があることから本学の状況を熟知しており、本学の管理運営に関しても高い識見を有している。

また、実質的な創始者である藤村トヨの女性観、教育観により確立した建学の精神に基づき、育んできた伝統と新しい息吹を加え、三つの教育理念を掲げて教育研究を推進し、本学の向上と充実に向けて日々努力している。

学長は、東京女子体育短期大学教授会規程第6条(審議事項)第1項(5)学生の賞罰に関する事項(備付-規約集 129 東京女子体育短期大学教授会規程第6条第1項)により、教授会において学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)について審議し、処分を決定する。また、教学運営における最高責任者として、教務部長、学生部長をはじめとする部館所長と部館所長会(備付-223)(備付-規約集 130 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学部館所長会運営内規)を開催する等、緊密に連絡を取って情報の共有化を図り、所属職員を統督している。

学長は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学長選考規程(備付-規約集 9 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学学長選考規程)に基づき、理事会において選任され、教学における事項に関し職務遂行に務め、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、例年開催されている入学式、卒業式での式辞(提出-5)(提出-7)や、教職員新年顔合わせ会での年頭挨拶では、建学の精神はもとより本学の実質的な創設者であり中興の祖である藤村トヨが提唱した「腰伸ばせ 立つ時にも 行く時にも 座しても 臥しても、思慮の時にも 運動の時にも 腰伸ばせ即腹の力」という学園を象徴する教訓を引用して、学生・教職員に語りかけており、強力なリーダーシップを発揮している。

本学では、東京女子体育短期大学学則第9条及び第10条(備付-規約集 127 東京女子体育短期大学学則第9条及び第10条)に基づき、教授会規程を定め、本規程第6条(審議事項)(備付-規約集 129 東京女子体育短期大学教授会規程第6条)に規定する事項について審議し、学長は教授会の議長となって教員の意見を聴取し、適切に運営している。教授会は、原則として毎月第一水曜日を定例教授会としており、臨時教授会の開催も併せて年間行事予定表に組み込んでいる。

東京女子体育短期大学教授会規程第6条(審議事項)(備付-規約集 129 東京女子体育短期大学教授会規程第6条)では、教授会が審議する事項を明記しており、かつ学長に対して意見を述べることも明記して周知を図っている。また、教授会の開催日以前に、議題等の資料を構成員である全教員及び課長職以上の事務職員に配付して周知することで共通理解を図り、円滑な業務の遂行ができるように配慮している。

学長は、東京女子体育短期大学教授会規程第6条(審議事項)(備付-規約集 129 東京女子体育短期大学教授会規程第6条)に規定する学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育に関する重要事項について、教授会から広く意見を聴取したうえで決定している。

学長は、東京女子体育短期大学教授会規程(備付-規約集 129 東京女子体育短期

大学教授会規程)に則り、教授会構成員を招集して教授会を開催しており、本規程第 2 条(備付-規約集 129 東京女子体育短期大学教授会規程第 2 条)に、併設となる東京女子体育大学教授会と合同で教授会を招集することができる旨を定めている。

教授会の議事録(備付-222)は、総務課が作成し整備しており、作成した議事録に議長及び署名人が署名捺印をしている。

教授会は、教育課程、学生の入学及び卒業の認定、学生生活やキャリア支援やその他教学に必要な事項について教員全員が参加し意見交換や情報の共有を行う会議体であることから、参加者全員が学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

また、教授会の円滑な運営のため、教務委員会、学生委員会、キャリア支援委員会その他の委員会を置き、各種委員会の規程(備付-規約集 131 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教学委員会通則規程、132 教務委員会規程、133 教職委員会規程、134 学生委員会規程、135 キャリア支援委員会規程)を定め適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 38 ウェブサイト「寄附行為」
<https://www.twcpe.ac.jp/public/pdf/kifukoui.pdf>

備付資料

- 214 ウェブサイト「情報公開」
<https://www.twcpe.ac.jp/public/index.html#gsc.tab=0>
- 217 令和元年度理事会決議録
- 226 令和元年度評議員会議事録

備付資料・規約集

- 1 学校法人藤村学園寄附行為

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、寄附行為第8条(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第8条)に基づき、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者2名(定数2)がその任に当たっている。学校法人の業務については、内部監査室と連携して業務監査の状況について把握しており、財産の状況については、決算書、財産目録等の資料について監査を実施し、公認会計士及び内部監査室と三様監査を実施し適正化を図っている。

また、学校法人の業務や財産の状況に関し、理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べている。

監事は、寄附行為第16条(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第16条)に基づき、業務及び財産の状況について監査を行い、会計年度終了2ヶ月以内に監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出(備付-217、226)しており、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を遂行している。

【学校法人藤村学園寄附行為】

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一． この法人の業務を監査すること。
- 二． この法人の財産の状況を監査すること。
- 三． この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四． 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五． 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六． この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席し、又はあらかじめ書面をもって、意見を述べること。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、私立学校法第 41 条第 2 項に基づき、寄附行為第 20 条第 2 項「評議員会は 19 人の評議員をもって組織する」とし、同第 6 条で規定する理事の定数である 9 人の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。同第 24 条では、評議員 19 人の選任に係る構成について規定しており、これに基づいて評議員を選任している(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 6 条、第 20 条、第 24 条)。

【学校法人藤村学園寄附行為】

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

2. 評議員会は 19 人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は理事長が招集する。
4. 理事長は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
6. 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
7. 評議員会に議長を置き評議員のうちから評議員会において選任する。
8. 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない。
9. 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
10. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
11. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

評議員会は、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 20 条の規定に基づいて、理事長が招集して開催する。同第 22 条に規定する予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の重要な義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更、目的たる事業の成功の不能に因る解散、合併、収益事業に関する重要事項、寄付金品の募集に関する事項、その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの等の事項について、理事長及び理事会の諮問に答えており、理事会の諮問機関として適切に運営している(提出-38)(備付-規約集 1 学校法人藤村学園寄附行為第 20 条、第 22 条)。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

平成23年4月1日施行、学校教育法施行規則の改正により、短期大学が公的な教育機関として、社会に対して説明責任を果たすとともに、教育の質の向上を図るという観点に立って、本学のウェブサイトにおいて情報公開として以下の項目に関する情報を広く社会に公表している(備付-214)。

【情報公開項目】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学校法人藤村学園について
事業計画、事業報告、学園組織、役員紹介、寄附行為2. 財産情報
決算、予算3. 教育研究上の基礎的な情報等
建学の精神、三つのポリシー、教員数、学生数、施設紹介、
教育支援(奨学金)、学納金4. 修学上の情報等
教員情報、シラバス、カリキュラム、教職課程に関する情報、
就職・資格、卒業生の進路状況、心身の健康等に関するサポート5. 高等教育の修学支援新制度の情報6. 管理運営に関する情報
自己点検・評価、認証評価結果、ハラスメントの防止・排除、
危機管理、個人情報保護、公的研究費の適正な運用・管理体制7. その他
教育条件、教育内容、学生の状況、国際交流・社会貢献等の概要、
施設 |
|---|

また、本学のウェブサイトにおいて、「財務の情報」として資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、収益計算書、過去5年間における経年変化・財務比率の概要及び監査報告書を掲載して広く社会に財務情報を公開している(備付-214)。また、これらの資料については、私立学校法の規定に基づき、閲覧に供する書類として経理課に備え置かれており、利害関係者からの閲覧請求に応えられるように整備されている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

なし

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

なし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

リーダーシップとガバナンスについて、理事長においては、教職員の協力体制を強化し、永続的な学園運営を継続していくために、より一層リーダーシップを発揮していくことが求められる。学長においては、教員とのコミュニケーションを活性化し、FD研修をより充実させることで研修参加者を増やし、また教員の適正評価を図るために評価制度を創設、導入する等の具体策を検討する必要がある。教授会等の短期大学の教学運営体制について、今後、学科間におけるより一層の積極的な意見交換をしていく必要がある。

また、ガバナンスについては、理事会、監事、評議員会が今後も、学校教育法、私立学校法等の法令及び寄附行為の規定に基づき適切に業務を行ってより一層のガバナンス強化に努めていく。

該当ページ	該当行 (行数は表等を除きカウント)	誤	正
11	下から5行目	幼少コース	幼小コース
20	下から12行目	追記	本学は設立当初、教員養成機関としての女子体育専門学校として認可された。そのことにより建学の精神はワンフレーズのなものではなく、明確な使命、目的を表している。したがって、すでに教育基本法及び私立学校法の公共性を有している建学の精神ではあるが、今後時代の変化に合わせ、さらに敷衍、補充した教育理念を再検討する必要がある。
20	下から11行目	建学の精神は、毎年度の『大学案内』、『入学試験要項』、『大学案内補助資料』、『CAMPUS GUIDE』、ウェブサイト「建学の精神」などに掲載することで、学内外での共有・表明をしている(提出-1、2、3、4、21、25)(備付-114、115)。	建学の精神は、毎年度の『大学案内』、『入学試験要項』、ウェブサイト「建学の精神」などに掲載することで、学内外での共有・表明をしている(提出-1、2、4、21、25)。
31	上から8行目	追記	ウェブサイト「事業報告」 https://www.twcpe.ac.jp/public/report.html#gsc.tab=0
31	下から5行目	平成31年度第43回常任理事会資料	平成30年度第43回常任理事会資料
32	上から3行目	追記	平成29・30年度点検・評価年報
32	下から2行目	各学科ごと	各学科
33	上から3行目	また、全学生が所持している『CAMPUS GUIDE』(提出-3)にも教育目標「本学の教育目標」を記載して学生に周知を図っている。	また、「平成29・30年度点検・評価年報」や本学ウェブサイト「事業報告書」などで公開している。(備付-68、提出-35)
34	上から7行目	学習成果として3大別7細別の能力の獲得を求めている。それらの能力は以下のとおりである。	学習成果として示した能力の獲得を求めている。令和元年度は以下のとおりである。
34	上から9行目	追記	【別表1】
34	上から9行目 【別表1】下	追記	上記の令和元年度の学習成果として示した能力を、後述する三つの方針の〈見直しの観点〉、〈考慮した点〉を踏まえ、令和元年度に見直しを行った。それにより、令和2年度の学習成果として示す能力は以下のものとなる。
35	上から7行目	このように学習成果を定め、学校教育法第109条に基づき、後述する「学習成果を評価するための評価方針」により「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を点検・評価している。	このような学習成果は、学校教育法108条に基づき、学習成果の評価指標を定め、後述する「学習成果を評価するための評価方針」により「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)を点検・評価している。
35	上から11行目	【別表2】 (誤) 【学習成果の評価指標】	【別表2】 (正) 【学習成果の評価指標】
35	下から17行目 【別表2】下	こうした成果は、卒業生数・卒業率、就職者数・就職率などによりウェブサイトを通して学内外に公表している(備付-47、46)。	こうした成果は、就職者数・就職率、学位授与状況、免許・資格の取得状況、授業評価アンケートの実施結果などによりウェブサイトを通して学内外に公表している(備付-47、46、48)。

該当ページ	該当行 (行数は表等を除きカウント)	誤	正
36	上から3行目	三つの方針の関連性については以下のとおりである。	令和元年度の三つの方針の関連性については以下のとおりである。
36	上から4行目	追記	【別表3、4】
36	上から4行目 【別表3、4】下	追記	令和2年度から施行される三つの方針は、後述する〈見直しの観点〉、〈考慮した点〉を踏まえ策定した。関連性については以下のとおりである。
38	上から3行目	学習成果として3大別7細別の能力を身につけることにより、卒業を認定し、学位を授与している。	学習成果として示した能力を身につけることにより、卒業を認定し、学位を授与している。
39	上から4行目	(備付-51、58、59、60、61、62、63、64、65)	(備付-49、50、51、58、59、60、61、62、63、64、65)
50	下から11行目	「教育実習(幼稚園)Ⅰ(必修)」	「教育実習(幼稚園)Ⅲ(必修)」
50	下から3行目	「教育実習(幼稚園)Ⅱ(必修)」	「教育実習(幼稚園)Ⅳ(必修)」
51	上から6行目	2年次ではさらに発展した専門科目により保育者・幼児教育者としての即戦力を磨く(提出-12)。	2年次ではさらに発展した専門科目により教育者としての即戦力を磨く(提出-12)。
51	上から13行目	「教育実習(幼稚園)Ⅰ(必修)」	「教育実習(幼稚園)Ⅲ(必修)」
58	上から7行目	116 資格の手引き	116 資格取得の手引き
58	下から10行目	「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、建学の精神と教育理念を反映し、到達すべき学習成果に対応し、身につく7つの能力(3大別7細別)を定めている。	「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、建学の精神と教育理念を反映し、到達すべき学習成果に対応している。
59	上から5行目	これらについては、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に明確に示している。	これらについては、各学科の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に明確に示している。
59	上から7行目	追記	令和元年度の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は以下のとおりである。
59	上から7行目	追記	【別表5、6】
59	上から7行目 【別表5、6】下	追記	令和2年度の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は以下のとおりである。
60	上から3行目	こうした基準や要件は、 <u>学生便覧『CAMPUS GUIDE』(提出-3)に掲載している学則や「資格の手引き」(備付-116)、「教育実習の手引き」(備付-116)等で周知している。</u>	こうした基準や要件は、 <u>『履修ナビ』(提出-12)、「資格取得の手引き」(備付-116)、「教育実習の手引き」(備付-117)等で周知している。</u>
60	上から18行目	前述したとおり、建学の精神に基づき「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は到達すべき学習成果に対応し、 <u>身につく7つの能力(3大別7細別)を定めており、社会的・国際的な通用性を有している。</u>	前述したとおり、建学の精神に基づき「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は到達すべき学習成果に対応し、社会的・国際的な通用性を有している。

該当 ページ	該当行 (行数は表等を除きカウント)	誤	正
60	上から23行目	教務委員会が「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)にある身につく7つの能力を、本学のカリキュラムに当てはめ、カリキュラムマップを作成した。	教務委員会が令和2年度「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)にある身につく7つの能力を、本学のカリキュラムに当てはめ、カリキュラムマップを作成した。
61	上から14行目	追記	令和元年度の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)は以下のとおりである。
61	上から14行目	追記	【別表7、8】
61	上から14行目 【別表7、8】下	追記	令和2年度の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)は以下のとおりである。
62	下から8行目	【別表9】 (誤) 保健体育学科 (令和2年度入学)	【別表9】 (正) 保健体育学科 (令和元・2年度入学)
63	上から6行目	追記	令和元年度カリキュラムの卒業の最低修得単位数は65単位であるが、小学校・幼稚園の教員免許状を両方取得するには、さらに16単位が必要となるため、81単位の修得を目指し卒業することになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、小学校教員免許状の場合は70単位の修得となる。
63	上から6行目	追記	【別表10】 児童教育学科幼小コース (令和元年度入学)
63	上から6行目 【別表10】下	卒業の最低修得単位数は65単位であるが、小学校・幼稚園の教員免許状を両方取得するためには、さらに14単位が必要となるため、79単位の修得を目指し卒業することになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、小学校教員免許状の場合は70単位の修得となる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、保育士資格の場合は72単位の修得となる。	令和2年度カリキュラムの、卒業の最低修得単位数は65単位であるが、小学校・幼稚園の教員免許状を両方取得するには、さらに14単位が必要となるため、79単位の修得を目指し卒業することになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、小学校教員免許状の場合は70単位の修得となる。
63	下から3行目	追記	令和元年度カリキュラムの卒業の最低修得単位数は65単位であるが、幼稚園の教員免許状と保育士資格の両方を取得するためには、さらに23単位が必要となるので88単位の修得を目指すことになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、保育士資格の場合は72単位の修得となる。
63	下から3行目	追記	【別表11】 児童教育学科幼保コース (令和元年度入学)
63	下から3行目 【別表11】下	卒業の最低修得単位数は65単位であるが、幼稚園の教員免許状と保育士資格の両方を取得するためには、さらに21単位が必要となるので86単位の修得を目指すことになる。	令和2年度カリキュラムにおいて、卒業の最低修得単位数は65単位であるが、幼稚園の教員免許状と保育士資格の両方を取得するためには、さらに21単位が必要となるので86単位の修得を目指すことになる。幼稚園教員免許状取得の場合は65単位、保育士資格の場合は72単位の修得となる。
63	下から3行目	【別表12】 (誤) 児童教育学科幼保コース (令和2年度入学)	【別表12】 (正) 児童教育学科幼保コース (令和2年度入学)

該当ページ	該当行 (行数は表等を除きカウント)	誤	正
64	上から1行目	追記	令和元年度カリキュラムは、保育士養成課程の設置に伴い体育短期大学としての特色を出すため、体育教育「動きづくり」を強化し、授業科目全体を精査して令和2年度、改善を図った。
64	上から18行目	授業担当教員による	実務家教員による
67	上から2行目	幼少コース	幼小コース
74	下から2行目	「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)には、学生に身につく7つの能力(3大別7細別)を学習成果とし以下のとおり定めている。	「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)は、令和2年度には学生に身につく7つの能力(3大別7細別)を学習成果とし定めている。令和元年度、令和2年度は以下のとおりである。
75	上から1行目	追記	【別表13、14】
75	上から1行目 【別表13、14】下	<保健体育学科> 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)	<保健体育学科> 令和2年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)
75	上から3行目	<児童教育学科> 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)	<児童教育学科> 令和2年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)
75	下から8行目	学習成果は、カリキュラムマップとカリキュラムチェックリストを用いて明確化し、シラバスには授業科目の到達目標である「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で目指す資質・能力を記載するようにしている。	学習成果は、令和2年度の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)に合わせ、カリキュラムマップとカリキュラムチェックリストを用いて明確化し、令和元年度のシラバスから授業科目の到達目標である「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)で目指す資質・能力を記載するようにしている。
75	下から3行目	修得単位やGPA、卒業・就職率からみて、ほとんどの学生が2年間の一定期間内で学習成果の獲得が可能となっている。	平成元年度3月卒業生の学位授与率からみて、保健体育学科86.1%、児童教育学科95.7%と高い率を示し、学生は2年間の一定期間内で学習成果を獲得している。
76	下から6行目	学位取得者数	学位授与率
88	下から6行目	追記	長期履修制度はないが、卒業後に科目等履修生
91	上から9行目	令和2年度の教員採用合格者数	令和元年度の卒業生の教員採用合格者数
122	上から17行目	『学園報』に馳せる熱意	『学園報』に懸ける熱意

令和2年度 東京女子体育短期大学 自己点検・評価報告書(様式10) 正誤表

資料番号	誤	正
59	平成31年度第43回常任理事会資料	平成30年度第43回常任理事会資料

令和元年度

<保健体育学科>
<ul style="list-style-type: none">・教養教育と体育学に関する専門教育を実学として学び、体育・スポーツおよび保健の視野から人間の一生における成長過程を幅広くとらえることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。・体育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。・多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。
<児童教育学科>
<ul style="list-style-type: none">・教養教育と児童教育・保育に関する専門教育によって、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視野から子どもの成長過程を幅広くとらえ、子どもの感性を豊かに育てることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。・児童教育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。・多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。

【誤】

【学習成果の評価指標】

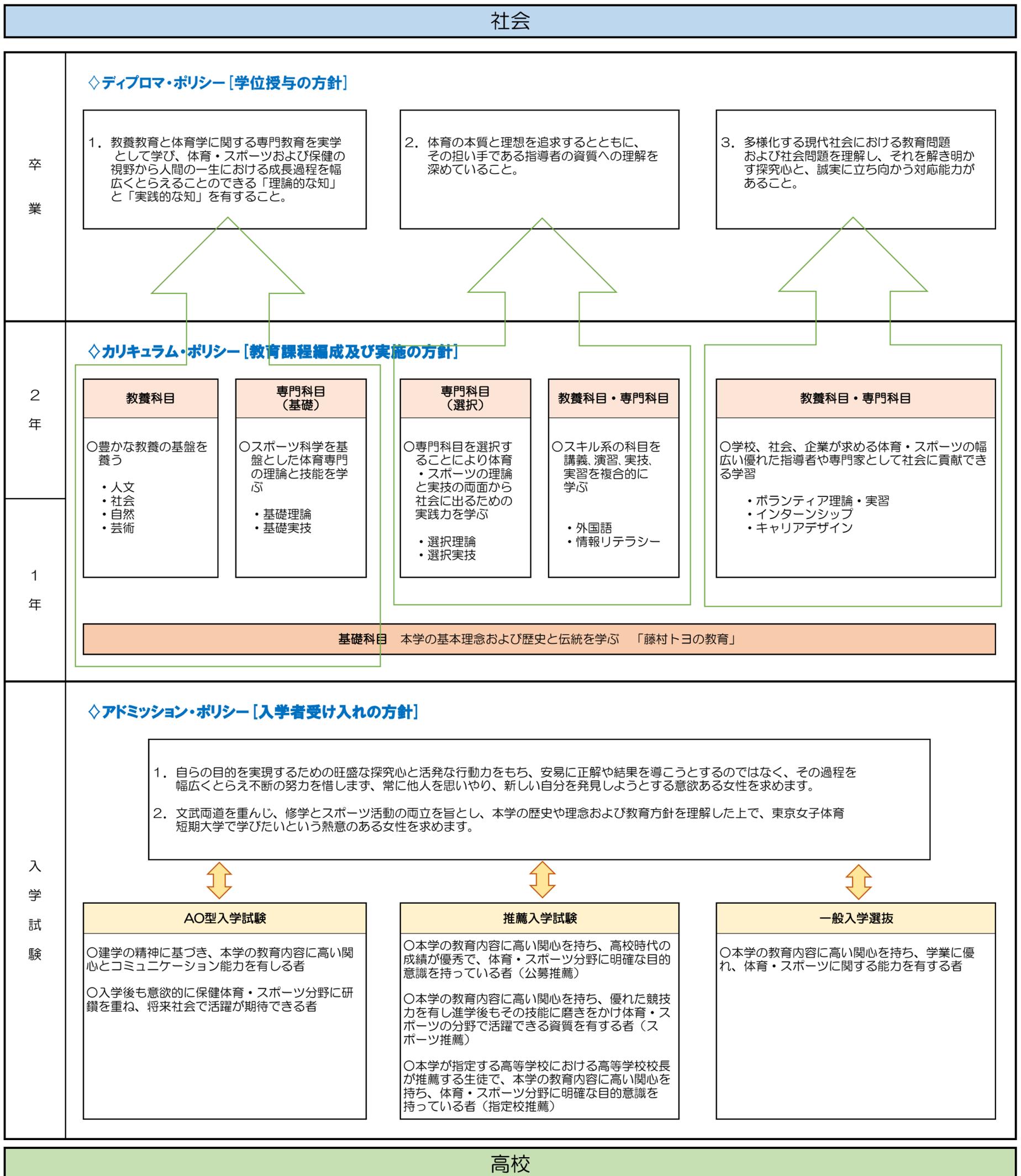
レベル	直接評価	間接評価	外部評価
機関	就職率	・「学生調査アンケート」	
	休退学率	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」	日本語基礎力 テスト (令和 2 年度 から実施)
	学位授与状況		
学科	単位修得状況	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」	
	GPA	・「学生調査アンケート」	
	免許・資格の 取得状況		
科目	各科目の成績評価	・「授業評価アンケート」	

【正】

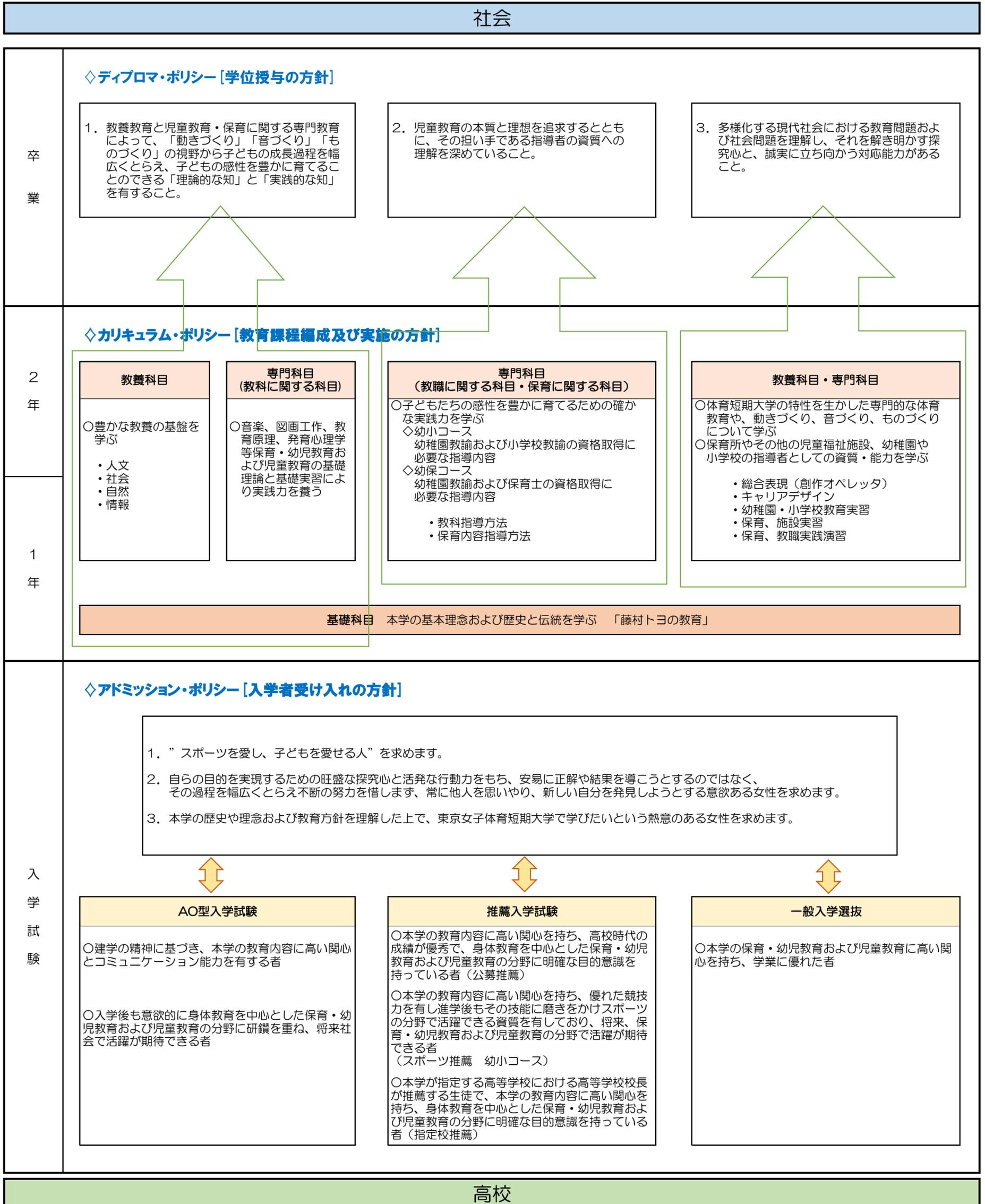
【学習成果の評価指標】

レベル	直接評価	間接評価
機関	就職率	・「学生調査アンケート」
	休退学率	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」
	学位授与状況	
学科	単位修得状況	・「学習成果測定アンケート」 ・「学習成果測定アンケート (卒業時アンケート)」
	体力測定	
	GPA	・「学生調査アンケート」
	免許・資格の 取得状況	
科目	各科目の成績評価	・「授業評価アンケート」

東京女子体育短期大学 【保健体育学科】 令和元年度三つの方針の関係



東京女子体育短期大学 【児童教育学科】 令和元年度三つの方針の関係



<保健体育学科>

令和元年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

東京女子体育短期大学 保健体育学科は、本学建学の精神に沿って以下の要件を満たす学生に対し、「短期大学士（保健体育）」を授与します。

1. 教養教育と体育学に関する専門教育を実学として学び、体育・スポーツおよび保健の視野から人間の一生における成長過程を幅広くとらえることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。
2. 体育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。
3. 多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。

<児童教育学科>

令和元年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

東京女子体育短期大学 児童教育学科は、本学建学の精神に沿って以下の要件を満たす学生に対し、「短期大学士（児童教育）」を授与します。

1. 教養教育と児童教育・保育に関する専門教育によって、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視野から子どもの成長過程を幅広くとらえ、子どもの感性を豊かに育てることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。
2. 児童教育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。
3. 多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。

＜保健体育学科＞

令和元年度 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)

カリキュラムの体系

保健体育学科の教育課程は、本学の基本理念を具体化し教育目的を達成するために、独自の基礎科目・一般的な教養科目・体育の専門科目で構成されます。

保健体育学科は、保健体育に関する専門の学術と技芸を教授研究し、有能な女子体育指導者を養成するとともに、健全なよき社会人を育成することを目的としています。また、今日の社会の変化等に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う社会体育指導者の需要にも応じるとともに、一般企業でも活躍できる人材の育成も目指しています。

本学科のカリキュラム体系は、基礎科目において本学の基本理念および歴史と伝統を学びます。2年間の学びでは、教養科目によって豊かな教養の基盤を養い、スポーツ科学を基盤とした体育専門の基礎理論を実学として学び、かつ体育の基礎技能を習得し、社会に出るための実践力を養います。そのため各種スポーツ指導者としての公的資格取得への道を講じ、多様な進路に対応できるようにしています。また、東京女子体育大学へ編入し、さらに高度な学びを求める学生のために、体育学部カリキュラムとの互換性を高くするなどの措置を講じています。

カリキュラムの特色

保健体育学科のカリキュラムは、学校、社会、企業が求める体育・スポーツの幅広い優れた指導者や専門家としての実践力を身につけるため、進路にあった選択ができるよう選択科目を多く開設しています。

体育における学修内容は多岐にわたり、不得意な科目も出てきます。本学科では学生同士が教え合い深く交流しながら、相互に学び合うことを大切にしています。教員が学生と活動の場を共有し、教務補佐員やスチューデントアシスタントと連携しながら、一人ひとりにきめ細かく指導する体制を整えています。本学の学生は、このような環境のなかで常に自らの限界を超えていくように努力していきます。

＜児童教育学科＞

令和元年度 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)

カリキュラムの体系

児童教育学科の教育課程は、本学の基本理念を具体化し教育目的を達成するために、独自の基礎科目・一般的な教養科目・教科に関する科目・教職に関する科目および保育に関する科目で構成されます。

児童教育学科は、乳幼児・児童に関する専門的な学術と技芸を教授研究し、保育所やその他の児童福祉施設、幼稚園および小学校の有能な指導者を養成するとともに、健全な社会人を育成することを目的としています。教員・保育士養成を主たる目的として、「動きづくり」、「音づくり」、「ものづくり」など実践力をもつ指導者の養成を目指しています。さらに具体的に学校教育・社会教育・家庭教育を含む生涯教育を背負って立つことのできる、健全な信頼される女子教育者、保育者育成を目指しています。

児童教育学科のカリキュラム体系は、基礎科目において本学の基本理念および歴史と伝統を学びます。2年間の学びでは、教養科目によって豊かな教養の基盤を養い、教科に関する科目、教職に関する科目および保育に関する科目から、子どもたちの感性を豊かに育てるための確かな実践力を養います。

また、東京女子体育大学へ編入し、さらに高度な学びを求める学生のために、保健体育学科カリキュラムとの互換性を高くするなどの措置を講じています。

カリキュラムの特色

児童教育学科のカリキュラムは、体育短期大学の特性を生かした専門的な体育教育や、動きづくり、音づくり、ものづくりについて学び、保育所やその他の児童福祉施設、幼稚園や小学校の指導者としての資質・能力を養います。

さらにその集大成として創作オペレッタを上演し、仲間とともに手づくりで創造に向かう過程を身をもって体験できるようにしています。また、コース制を導入して進路希望に即した履修指導を行い、体育短期大学の充実した専門施設を生かし、スポーツ指導資格取得を含めた広範囲な分野での自己実現が図れるように工夫しています。

児童教育学科における学修内容は多岐にわたり、実践的・体験的な学修が求められます。そこで学生同士が学び合い、主体的・対話的で深い学びとなることを大切にしています。学生と教員が活動の場を共有し、一人ひとりにきめ細かく指導する体制を整えています。本学の学生は、このような環境のなかで常に自らの限界を超えていくように努力していきます。

【誤】

保健体育学科(令和 2 年度入学)			
授業科目	必修	選択	最低履修単位数
教養科目	4 単位	10 単位	14 単位
専門科目	基礎理論	10 単位	24 単位
	基礎実技	2 単位	
	選択理論		24 単位
	選択実習		
教養科目の余剰単位			
専門科目の余剰単位			
教職科目の指定科目の単位			
卒業要件単位	16 単位	46 単位	62 単位

【正】

保健体育学科(令和元・2 年度入学)			
授業科目	必修	選択	最低履修単位数
教養科目	4 単位	10 単位	14 単位
専門科目	基礎理論	10 単位	24 単位
	基礎実技	2 単位	
	選択理論		24 単位
	選択実習		
教養科目の余剰単位			
専門科目の余剰単位			
教職科目の指定科目の単位			
卒業要件単位	16 単位	46 単位	62 単位

【別表 10】

児童教育学科幼小コース(令和元年度入学)							
授業科目		幼稚園 小学校教諭		幼稚園教諭		小学校教諭	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位
	選択						
専門科目	必修	67 単位	68 単位	38 単位	42 単位	43 単位	47 単位
	選択必修	1 単位				1 単位	
	選択			4 単位		3 単位	
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位	10 単位	10 単位
取得要件単位		81 単位		65 単位		70 単位	

【別表 11】

児童教育学科幼保コース(令和元年度入学)							
授業科目		幼稚園教諭 保育士		幼稚園教諭		保育士	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	9 単位	11 単位
	選択					2 単位	
専門科目	必修	70 単位	75 単位	38 単位	42 単位	54 単位	61 単位
	選択必修	5 単位				7 単位	
	選択			4 単位			
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位		
取得要件単位		88 単位		65 単位		72 単位	

【誤】

児童教育学科幼保コース(令和2年度入学)							
授業科目		幼稚園教諭 保育士		幼稚園教諭		保育士	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	9 単位	11 単位
	選択					2 単位	
専門科目	必修	68 単位	73 単位	38 単位	42 単位	54 単位	61 単位
	選択必修	5 単位				7 単位	
	選択			4 単位			
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位		
取得要件単位		86 単位		65 単位		72 単位	

【正】

児童教育学科幼保コース(令和2年度入学)							
授業科目		幼稚園教諭 保育士		幼稚園教諭		保育士	
		最低履修単位数		最低履修単位数		最低履修単位数	
教養科目	必修	13 単位	13 単位	13 単位	13 単位	9 単位	11 単位
	選択					2 単位	
専門科目	必修	68 単位	73 単位	38 単位	42 単位	54 単位	61 単位
	選択必修	5 単位				7 単位	
	選択			4 単位			
教養科目 専門科目	選択			10 単位	10 単位		
取得要件単位		86 単位		65 単位		72 単位	

<保健体育学科>

令和元年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

1. 教養教育と体育学に関する専門教育を実学として学び、体育・スポーツおよび保健の視野から人間の一生における成長過程を幅広くとらえることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。
2. 体育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。
3. 多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。

< 児童教育学科 >

令和元年度 「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)

1. 教養教育と児童教育・保育に関する専門教育によって、「動きづくり」「音づくり」「ものづくり」の視野から子どもの成長過程を幅広くとらえ、子どもの感性を豊かに育てることのできる「理論的な知」と「実践的な知」を有すること。
2. 児童教育の本質と理想を追求するとともに、その担い手である指導者の資質への理解を深めていること。
3. 多様化する現代社会における教育問題および社会問題を理解し、それを解き明かす探究心と、誠実に立ち向かう対応能力があること。